

平成 2 8 年

第 8 回 飯 館 村 議 会 定 例 会 会 議 録

自 平成 28 年 9 月 5 日  
至 平成 28 年 9 月 1 6 日

飯 館 村 議 会

平成28年第8回飯館村議会定例会会期日程（案）

（会期12日間）

日次	月日	曜	区分	開議時刻	日 程
第1日	9. 5	月	本会議	午前10時	開 会 諸般の報告 1. 会議録署名議員の指名 2. 会期の決定 3. 村長の提案理由の説明 4. 決算審査特別委員会の設置 及び付託 5. 決算審査特別委員の選任
第2日	9. 6	火	休 会		議案調査
第3日	9. 7	水	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順1～4番）
第4日	9. 8	木	休 会		議案調査
第5日	9. 9	金	決算審査 特別委員会	午前9時	平成27年度一般会計及び各特別会計 決算審査
第6日	9. 10	土	休 会		議案調査
第7日	9. 11	日	休 会		議案調査
第8日	9. 12	月	決算審査 特別委員会	午前10時	平成27年度一般会計及び各特別会計 決算審査
第9日	9. 13	火	決算審査 特別委員会	午前10時	平成27年度一般会計及び各特別会計 決算審査
第10日	9. 14	水	休 会		議案調査
第11日	9. 15	木	休 会		議案調査
第12日	9. 16	金	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 議案審議 閉会

平成28年9月5日

平成28年第8回飯舘村議会定例会会議録（第1号）

平成28年第8回飯館村議会定例会会議録（第1号）						
招集年月日	平成28年9月5日（月曜日）					
招集場所	飯館村役場					
開閉会の日 時及び宣告	開会	平成28年9月5日 午前10時00分				
	閉議	平成28年9月5日 午前11時20分				
応（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員  出席9名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応 △○ 招欠 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	高野孝一	○	2	渡邊計	○
	3	菅野新一	○	4	北原経	○
	5	松下義喜	○	6	伊東利	○
	7	佐藤八郎	○			
	9	飯樋善二郎	○	10	大谷友孝	○
署名議員	9番 飯樋善二郎		1番 高野孝一		2番 渡邊計	
職務出席者	事務局長 齊藤修一		書記 北原美樹		書記 草野健太郎	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の氏名  ○ 出席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	愛澤伸一	○	住民課長	細川亨	○
	健康福祉課長	但野正行	○	復興対策課長	中川喜昭	○
	建設課長	高橋祐一	○	飯野支所長	高橋正文	○
	会計管理者	石井秀徳	○	教育長	中井田榮	○
	教育課長	村山宏行	○	生涯学習課長	藤井一彦	○
	代表監査委員	佐藤榮一	○	農業委員会会長	菅野宗夫	○
	農業委員会局長	石井秀徳	○	選挙管理委員会 委員長	高野京子	
選挙管理委員会 書記長	愛澤伸一	○				
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成28年9月5日（月）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長の提案理由の説明
- 日程第 4 決算審査特別委員会の設置及び付託
- 日程第 5 決算特別委員の選任

## 会 議 の 経 過

### ◎開会の宣告

議長（大谷友孝君） おはようございます。

ただいまの出席議員10名、定足数に達しておりますので、これより平成28年第8回飯館村議会定例会を開会します。

(午前10時00分)

### ◎開議の宣告

議長（大谷友孝君） これから、本日の会議を開きます。

### ◎諸般の報告

議長（大谷友孝君） 本日の議事日程及び議案はお手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。事務局長。

事務局長（齊藤修一君） 報告します。

本定例会に村長から送付ありました議案は予算案件5件、決算認定6件、計11件であります。

次に、閉会中の委員会の活動状況であります。産業厚生常任委員会が所管調査のため7月28日帰村に向けた村民生活基盤とインフラの整備に係る調査のため福島市及び二本松市を訪問調査しております。

なお、産業厚生常任委員会から所管事務調査報告書が別紙のとおり提出されております。

次に、議会運営委員会が9月1日に本定例会の会期及び日程等の議会運営協議のため開催されております。

今期定例会の一般質問の通告は4名の議員からあり、質問の要旨はお手元に配付のとおりであります。

次に、議長公務及び議員派遣についてであります。お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として村長ほか関係者の出席を求めています。

次に、監査委員から7月分の例月出納検査の結果について議長に報告されております。

以上であります。

### ◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（大谷友孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって9番 飯樋善二郎君、1番 高野孝一君、2番 渡邊 計君を指名します。

### ◎日程第2、会期決定の件

議長（大谷友孝君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から9月16日までの12日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月16日までの12日間に

決定しました。

◎日程第3、村長の提案理由の説明

議長（大谷友孝君） 日程第3、村長提出の議案第72号から議案第82号までを一括上程し、村長の提案理由の説明を求めます。村長、菅野典雄君。

村長（菅野典雄君） 本日ここに、平成28年第8回飯舘村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用のところご出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

それでは、提出議案の説明に先立ちまして、6月定例議会以降の村政の主な動きを申し上げさせていただきます。

初めに、避難指示解除時期です。

去る6月15日、高木内閣府原子力災害現地対策本部長から、1つとして避難指示解除準備区域と居住制限区域の避難指示を平成29年3月31日をもって解除すること。2つ目が、長期宿泊を7月1日から実施すること、の2項目について村の要望に沿って正式に閣議決定されたとの伝達がございました。

本件につきましては、村と議会が去る4月5日に原子力災害対策本部長である安倍内閣総理大臣へ要望していたところであり、村民の賠償にできるだけ格差が生じないように、特に財物賠償を帰還困難区域と同様の6分の6にすること、また早期帰還を望む村民に対し、帰村準備をするための長期宿泊を、ことしの7月1日から実施することの2項目に対する回答であったわけであり、

なお、解除時期が決定したことによって村民からは歓迎する声が多く聞かれましたが、一方で除染や帰村後の営農、商店・事業所の再開、雇用の場の確保、医療や介護、さらには仮設借り上げ住宅の終期など帰村への不安の声も出されているところでございます。

村としては、これからの課題に対し、議会とも連携をしながら国・県に対し、財源の確保や法制度の改正はもとより、各復興関連事業が早期かつ円滑に推進できるよう要請してこれからまいりたいというふうに思っております。

次に、役場飯野出張所の閉所式です。これは、去る6月の22日に福島市長、福島市議会議長、飯野地区自治振興協議会会長ほか多数のご来賓のもとに開催をいたしました。当日は5年間にわたる大変お世話になった福島市長及び飯野地区の自治振興協議会会長並びに商工会長への感謝状の贈呈と映像でつづる5年間の歩みの上映、さらには飯野出張所の看板をおろす式などを行ったところであります。

この5年間、福島市及び飯野町の皆さんには言葉に言い尽くせないほど心温かく迎えていただき、また市民と同様にイベントへの参加や行政サービスをしていただいたことに対し、心から感謝と御礼を申し上げるものであります。

次に、役場機能の本庁移転であります。

7月1日、本庁において帰庁式を行いました。当日は多くのご来賓出席のもと、これもまた映像でつづる避難と復興の5年間の歩みの上映とだるまの目入れを行ったところであります。だるまは、ご存じのように事故直後、高崎市から多くの職員の派遣をいただき、役場が本庁に戻ったときには目入れをしていただきたいという高崎だるまへの目入れ

であります。今回、そのだるまに目入れをし、これまで支援していただいた皆さんに、無事帰庁できたことを報告するとともに感謝の意を表したところでございます。

次に、7月1日から実施している長期宿泊の現状であります。

9月1日現在、150世帯341人が届けております。先に実施した見守り隊の調査によりますと、常時村内で生活している世帯は50世帯前後ではないかというふうに思われております。高齢者が多いため、保健師・看護師等の訪問や電話などによる安否確認・相談業務などを今実施しているところであります。また、生活上の不安や困り事、緊急時の対応などを記載した「長期宿泊のしおり」を配布し、活用してもらっています。さらに希望者へは個人積載線量計を配布し、一定期間使用した後に役場でデータを読み取って情報の提供と事後指導を行い、放射線量に対する不安解消に努めていきたいというふうに思っております。

次に、復興に向けた動きでございますが、5月に災害公営住宅の大谷地団地第1期工事が竣工しました。6月に深谷地区のメガソーラーの竣工、7月には村商店会館あるいは広域消防分署、それから8月には交流センターのふれ愛館の落成などなど、さらに道の駅までい館の安全祈願祭など、復興に向けた動きが少しずつ目に見えるようになってきているところであります。村民や村を応援している方々からは、「村は大変な環境の中で復興に向けてしっかりとやはり頑張っているな」と、そんな温かい言葉もかなりいただいているところであります。

次に、去る8月3日に発足した第3次安倍第2次改造内閣によって新たに就任された各大臣・各副大臣が続けて来村していただいています。今村復興大臣が8月19日、長沢復興副大臣が8月22日、山本環境大臣が8月26日、それぞれ就任の挨拶と村の現状調査ということで来ております。

まず、復興大臣・復興副大臣に対しては、復興にかかわる事業のほとんどが復興庁の予算ではなく各省庁の事業執行となっているため、既存の規則・決まりの中で事業が実施されているため補助事業の使い勝手が非常に悪い、さらに建物の建築物の補助単価が実勢単価の半額程度と極めて低く、村の負担が多くなっていると、特に今回の災害は通常の災害とは異なり、原発事故という特殊な災害であり、復興庁が各省庁へリーダーシップをとって補助基準の緩和など改革・改善に向けてしっかり取り組んでいただくよう要望したところであります。

また、原発事故によって子供の住めない地域にした国及び東電の責任は極めて重い。ついては、学校再開に向けた施設の整備に加え、教育の質と内容の充実のため、現在村で策定中の事業計画に対し、予算の確保とあわせてマンパワーの支援について要望したところであります。

次に、環境大臣に対しては居住区域周辺のホットスポットの追加除染と河川・用排水路の土砂堆積除去など徹底した除染の実施、さらに里山再生のための交付金事業制度の確立、家庭内ごみの村内仮設焼却炉での処理を、ぜひよろしくお願ひしたいなどとお話をしたところであります。

次に、帰還困難区域の取り扱いでございます。

今般、自民党及び公明党による東日本大震災復興加速化本部として第6次提言が政府に出され、去る8月31日に閣議決定をされた。これによりますと、5年をめどに線量の低下状況も踏まえて避難指示を解除し、居住を可能とすることを目指し、復興拠点を被災自治体の実情に応じて適切な範囲で設定・整備する。それから被災自治体は復興拠点等を整備する計画を県と協議の上で制定し、国は整備計画を認定する。さらに整備に当たっては、除染・インフラ整備を一体的・効率的に行う。もう一つ、区域の見直しはせず、整備がおおむねできた段階で避難指示解除する、これが主な内容であります。

なお、「復興拠点」の定義が具体的に示されておらず、本村の長泥地区が該当するかどうかは今のところ不透明な状況です。

したがって、村としては帰還困難区域の復興拠点については、被災自治体ごとに環境が異なっており、一律に基準を示すべきではない。さらに復興拠点の取り扱いについては、被災自治体の意見を尊重し、弾力的かつ柔軟に対応するよう要望を強く出しているところでもあります。

次に、各課の主な業務について、ご報告をさせていただきます。

まず、総務課です。

初めに、役場機能の本庁移転は、先ほども言いましたように6月27日からは教育課と生涯学習課が、7月1日から全部村内で業務を開始ということでございます。

次に、村への支援事業であります。昨年に引き続き北海道の倶知安から雪のプレゼントがあって、駐車場で雪まつりをさせていただきました。多くの子供たち、飯舘村も飯野町も喜ばれた一日でございます。ジャガイモの試食や太鼓の演奏で楽しい一日だったと思っております。

参議院議員選挙であります。投票率は49.26%、3年前の選挙から1.24ポイントほど下回りました。

なお、今回の選挙から新たに導入されました18歳からの投票率は40.17%でした。

次に、消防であります。7月24日の分署が新庁舎ということで竣工式を行い、現在業務が開始されております。

次に、ふるさと納税にご協力いただいた皆様への感謝の集いということで先日、8月28日に東京都内で感謝の集いをしたところであります。133人ほどご出席をいただきまして、村の職員や議員の皆様と親しく懇談をさせていただいたところであります。多くの方から励ましの言葉をいただいたわけですが、村としても感謝とともに、これからその皆さん方の応援に応えるべく、あるいは場合によっては、そのつながりを強くしていかなければと、こんなふうに考えているところでございます。

次に、住民課のほうであります。

7月19日に後期高齢者被保険者証を1,123件分、国民健康保険税の納税通知書を1,140件分、介護保険料の納税通知書1,989件分を発送しております。

次に、8月20日に福島交通の高速バス停留所が、「白石」と「飯舘ふれ愛館前」となるといって停留所が設置されました。これまで福島駅東口から原ノ町駅までのバス路線には村にバスストップがなかったわけですが、今回新たに2つの停留所ができた

ということで、村民にとって幾らかなりとも交通手段が便利になったのではないかと、こんふうに思っているところでもあります。

さらに、8月22日にふれ愛館で3年に一度の戦没者追悼式を開催させていただきました。次に、健康福祉課関係でございます。

総合健診であります。7月3日から15日までの9日間、12会場で実施しました。参加者は全体で157人でした。参加者にはその後、個別の結果説明あるいは指導など、あるいは心配事などを聞いたところでございます。

それから、7月14日に岐阜県白川村から成原村長以下議長さん、副議長さん、商工会長さんが来村し、村の復興状況を見学していったところでもあります。ご存じのように、白川村は平成25年から4回にわたって各行政区から80名の村民をご招待をいただいているところでもあります。今年度で4回目ということで20行政区一巡をし、一応の区切りかなと、こんなふうに思っていたんですが、白川の村長さんのほうから今後も継続や村民同士、議会、商工会、職員間の相互交流を図ってみたいものだという意向が示されたところでございます。

次に、9月1日にクリニックがオープンしました。今のところ、火曜日と木曜日の週2回の午前中の診療であります。今後住民の帰村状況とあわせて、このクリニックを随時、少しでも診療時間を長くしていければと、このように思っているところでもあります。

復興対策課であります。

農政関係では、県の営農再開支援事業の推進母体となる農業復興組合が8月末で16地区が組織されて、現在各地区で農地の保全管理などの活動が行われているところでもあります。

主要野菜の出荷制限・摂取制限の解除に向けて実証栽培でやっているところでもあります。県との協議により村内27カ所あります。8月からブロッコリー、キャベツ、コカブ、ホウレンソウ、コマツナの5品目の栽培実証を行っております。そのほか、伊丹沢地区での繁殖和牛の飼養実証や松塚地区での水田放牧実証、カスミソウの栽培、深谷地区、外内地区でのエゴマ、ソバの栽培実証なども進めているところでございます。

次に、除染関係であります。

7月末における除染の進みぐあいではありますが、農地85%、森林97%、道路80%、春以降5,000人を超える作業員が除染を、実施をしてもらっているところでもあります。農地の削り取り・客土作業は、ほぼ計画どおり進んでいるということでもあります。地力回復工事については、進みぐあいがおくれているというようなことでございます。

次に、片づけごみの回収であります。屋内ごみ及び農林系の可燃物、長尺物については、5月上旬から3回目の回収ということでございます。全てではありませんが、今回はその3つ、4つにわたってということでもあります。年末まで実施と。

次に、蕨平の仮設焼却炉、前処理の機械のほうがちよっとまずいというようなことで改修に入っておりますが、10月初めから再稼働ができるという報告を受けているところでございます。

商工労政関係であります。

東電の賠償による井戸掘削であります。4月以降36件の補助申請があり、現在順次事

業を進めているところでございます。

次に、県の補助事業「ふくしまの恵みPR支援事業」というのを使いまして6月に千葉県で山武市と、7月に東京都目黒区において村の特産品の物販を行い、村のPRを実施してまいりました。

建設課関係であります。

帰還再生生活道路整備事業、いわゆる昇口舗装であります。今年度は繰り越し工事も含めて373件のうち、完了が35件、発注済み件数が89件です。本事業は29年度で完了予定でありましたが、追加要望の問い合わせが8月末で43件あるため、今月中に説明会を開催する予定でございます。

昨年9月に発生しました豪雨災害の復旧及び整備につきまして、生活環境整備事業として65カ所、再生加速化交付金事業として14カ所を順次実施してきております。そのほか27カ所につきましても早期に着工できるよう、現在、利用できる補助事業について協議中でございます。

次に、比曾、長泥、蕨平、前田・八和木の4行政区に係る飲料水安全確保対策交付金事業、井戸掘り事業ですが、要望件数が88件中前年度までに完了したのが3件、今年度完了が現時点で9件、発注済み件数が18件であります。まだ58件について申請がない状況であるため、現在個別に連絡調整を進めてるところであります。

次に、村営住宅ですが、大谷地住宅のこの災害公営住宅は1期の8戸が完成し、現在2期8戸の関連事業を実施しているところであります。第1期では8戸のうち6戸の入居が決定しておりまして、一部の方は長期宿泊の届け出をされているところであります。第2期分8戸の入居は来年7月からとなる予定でございます。桶地内の住宅につきましては、10戸を建設予定で、今年度測量設計を発注済みであります。着工は29年度を予定しております。また、既存住宅のリフォーム工事ですが、全体計画51戸のうち昨年度8戸完了しており、今年度は42戸の修繕工事を実施中でございます。

次に、県関係ですが、2級河川新田川の土砂撤去は深谷地内を中心に実施中です。飯樋川についても飯樋字西原地内の災害復旧工事で土砂の撤去を進めているところであります。その他の箇所についても、今年度実施できるよう県に要望しているところであります。残土処理場、仮置き場の確保、最終処分の方法などが懸案事項となっているところであります。また、県道原町・川俣線ですが、草野地内のバイパス計画、深谷地区復興拠点付近の道路改良計画、それに続いて今回白石地区の交差点の改良、二枚橋地内のバイパス計画が示されているところであります。

今後のスケジュールとして、4つの工区については測量調査設計を発注済みで、平成29年度に用地買収、30年度から工事着工と聞いているところであります。これを受けて、白石、二枚橋地内の地権者の皆様には8月21日に説明会を開催したところでございます。

なお、若干二枚橋のほうは今年度の測量調査設計ができるだろうと思っておりますが、用地買収がどこまでできるかというのは、またこれからかなというふうに思っております。

次に、被災の家屋解体ですが、環境省では今年度の家屋解体予定件数を545件としております。現在進みぐあいは完了162件、実施中が61件で進みぐあいは40%。申請受け

付けは終了してはいますが、住民から追加要望の問い合わせが90件ほど寄せられているところ  
でありますので、環境省と協議の結果、今月中に追加要望に対する説明会を開催すること  
になっております。

次に、去る8月26日午前9時15分ごろ、伊丹沢字山田地内のセンター地区調整池機能回  
復工事現場において、大変重篤な労災事故が発生いたしました。重機の転落事故によりオ  
ペレーターが意識不明の重体となっており、現在県立医大病院の集中治療室で治療を受け  
ております。村といたしましては、警察及び労働基準監督署などの指導を受けながら必要  
な手続を進めてまいりたいと思っております。また、緊急に全工事現場の安全管理につい  
て指導を行ったところでございます。

次に、飯野支所であります。現在の村民の避難状況であります。

9月1日現在ということで、福島市に3,690人、伊達市に568人、川俣町に453人、相馬市  
に384人、南相馬市に384人となっております。住まい方ではありますが、いわゆる住宅を取  
得したり親戚宅というのが2,577人、民間の借り上げアパートなどが2,059人、応急仮設住  
宅に859人、県外への自主避難している村民は348人、公的宿舎等に260人ということであ  
ります。そのほかに老人ホーム、病院に16人が入所中であります。また、村内に残る未避  
難者は11人で、いいたてホームには36人が入所しているということでもあります。

7月1日の役場の帰庁を受け、本格的に飯野支所の業務が開始をいたしました。これに  
伴って各種届け出・申請事務であります。 「支所でできるもの」と「本庁でしかできな  
いもの」が出てまいりましたが、できるだけ村民の皆様にお手数のかけないように、そし  
てサービスの低下を招かないように工夫して業務に当たってまいりたいというふうに思  
っております。

次に、教育委員会関係であります。

7月1日に星 弘幸氏を教育委員として任命し、新たな体制になりました。また、7月  
1日から白石小学校の武藤賢一郎教頭が教育委員会事務局に配置されております。武藤指  
導主事は、帰村後の本村教育のあり方や特色ある学校づくりについて、ご尽力をいただ  
けるものと考えているところであります。

なお、復興に向けた教育施設等の改修であります。平成30年4月からの学校再開に向  
けて7月29日及び8月3日付で国に対し、28事業・57億9,000万円ほどの事業要望を行  
いました。今後、国との協議を進め、魅力ある学校及びスポーツ公園の再開に向け、準備  
を進めてまいりたいというふうに思っております。

夏休み中の動きであります。7月26日と28日の2日間にわたり、村の教職員を対象に  
した研修会を開催しております。東電の石崎副社長や規制委員会の田中先生などの講演  
もいただくなど、いろいろ何ていいますか、広範囲に先生方も勉強していただくと、こん  
なようなことで開いたところであります。

小学校関係では、7月31日にPTA主催で「いいたてっ子の夏祭り」が昨年に続いて開  
催されました。流しそうめんとか射的など、子供と保護者が楽しい一日を過ごしたよう  
でございます。

中学校のほう、学力の定着ということで、進路の指導なども含めて村塾を開催しており

ました。さらに、村塾の中では上智大の学生29人による個別指導も行ったところがございます。夏休み期間中、全国の自治体や団体からの招待や体験交流事業なども多くいただきました。この場をおかりして、改めて感謝申し上げたいというふうに思っています。

生涯学習課のほうであります。8月13日に飯舘村交流センター「ふれ愛館」の開館記念式をいたしました。約300人ほど、当日は出席をいただきまして盛大に施設のオープンをお祝いをしたところでもあります。交流センターは全村民が利用できる施設としては、震災後初の施設ということで、300人収容のホール、特に20本の、行政区の20本の丸太の、村の再結集のデザインということで木組みの天井など、村の復興への願いを込めたデザインとしたところでもあります。村民の交流や憩いの場、学習の場として今後多くの人に活用していただきたいと考えております。

次に、「未来への翼」ですが、ことしはヨーロッパからカナダに選定をさせていただきます。カナダ研修は9泊10日の日程で行われ、11名の中学生がバンクーバーなどでの環境都市や農村の生活スタイルを勉強してまいったんですが、2名だけは村外の子供が参加しております。

さらに、6年生の「沖縄までの旅」でありますけども、これも42名が参加して沖縄のいろいろな文化やあるいは遺産、文化遺産、戦争の大変さ、命の大切さなどを学んできたところでもあります。こちらのほうも転校生が10名ほど参加をして友達との再会をしていただいて、きずなを確認していただいたところでもあります。

6月26日に中学校の仮設体育館で「第5回思いやりまでいラリーピンポン交流会」も80名の参加で実施しております。

また、8月21日には第5回村民グラウンドゴルフ大会を中学校のグラウンドで開催しまして、90名の参加ということで、久しぶりの再会を楽しみながらプレーしていたようでもあります。

以上が、6月定例議会以降の村政の主な動きであります。

それでは、提出いたしました議案につきまして、その概要をご説明いたします。

議案第72号は平成28年度飯舘村一般会計補正予算（第6号）でございます。

既定予算総額に9億9,310万6,000円を増額いたしまして歳入歳出予算の総額を112億8,756万6,000円といたしました。

歳出の主な内容であります。総務費の管理費に3億2,734万9,000円、徴税費に500万円。民生費の社会福祉費に1,071万8,000円、児童福祉費に304万円です。衛生費の水道費に2,355万4,000円です。農林水産業費の農業費に7,951万6,000円、林業費に394万6,000円。商工費の商工費に531万7,000円。土木費の橋梁費に672万円。教育費の総務費に3億2,054万7,000円、幼稚園費に176万2,000円、社会教育費に438万3,000円、保健体育費に1億9,955万7,000円などを計上いたさせていただきました。

なお、これらを賄う財源として地方交付税、国県支出金、繰入金などを充てているところであります。

議案第73号は平成28年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）であります。既定予算の総額に145万8,000円を増額いたしまして歳入歳出予算の総額を15億2,462万

2,000円といたしました。

議案第74号は平成28年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)でございます。既定予算総額に7,066万円を増額いたしまして歳入歳出予算の総額を1億7,573万2,000円といたしました。

議案第75号は平成28年度飯館村介護保険特別会計補正予算(第2号)であります。既定予算総額に5,042万1,000円を増額いたしまして歳入歳出予算の総額を11億299万5,000円としたところでございます。

議案第76号は平成28年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)であります。既定予算総額から3,845万6,000円を減額いたしまして歳入歳出予算の総額を2,534万4,000円といたしました。

議案第77号から議案第82号までは平成27年度飯館村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

一般会計の決算額は歳入総額91億7,887万円、歳出総額は83億6,901万9,000円であります。差し引き8億985万1,000円の黒字決算でございます。そのうち、繰越明許費と事故繰り越し額の財源繰り越し額の合計が2億975万3,000円ということがありますので、それを差し引いた実質収支は6億9万8,000円ということになります。その中から財政調整基金に3億1,000万円を積み立てをしております。

以下、各特別会計を含めた決算について監査委員の決算審査の意見書並びに決算に係る主要な施策の成果報告書を付しているところでございます。

以上が、提出議案の概要であります。それでは、どうぞよろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

#### ◎休憩の宣告

議長(大谷友孝君) 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案について説明を求めます。

(休憩中、総務課長の議案説明)

(午前10時38分)

#### ◎再開の宣告

議長(大谷友孝君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時17分)

#### ◎日程第4、決算審査特別委員会の設置及び付託

議長(大谷友孝君) 日程第4、決算審査特別委員会の設置及び付託の件を議題とします。お諮りします。

議案第77号「平成27年度飯館村一般会計歳入歳出決算認定について」、議案第78号「平成27年度飯館村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第79号「平成27年度飯館村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第80号「平成27年度飯館村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第81号「平成27年度飯館村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第82号「平成27年度飯館村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、以上の6議案については、飯館村議

会委員会条例第5条の規定によって7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(大谷友孝君) 異議なしと認めます。

よって、議案第77号から議案第82号までの6議案については、7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎日程第5、決算審査特別委員の選任

議長(大谷友孝君) 日程第5、決算審査特別委員の選任を行います。

お諮りします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、飯館村議会委員会条例第6条第3項の規定によつて、1番 高野孝一君、2番 渡邊 計君、3番 菅野新一君、4番 北原 経君、5番 松下義喜君、7番 佐藤八郎君、9番 飯樋善二郎君、以上7人を指名したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(大谷友孝君) 異議なしと認めます。

よつて、ただいま指名しました7人の諸君を決算審査特別委員に選任することに決定しました。

なお、本日散会後に決算審査特別委員会を議場に招集しますから、委員長、副委員長を選任の上、議長に報告願ひます。

これで、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

ご苦労さまでした。

(午前11時20分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年9月5日

飯 館 村 議 会 議 長 犬 谷 友 孝

同 会議録署名議員 飯 穂 善 二 郎

同 会議録署名議員 高 野 孝 一

同 会議録署名議員 渡 邊 計

平成28年9月7日

平成28年第8回飯館村議会定例会会議録（第2号）

平成28年第8回飯館村議会定例会会議録（第2号）						
招集年月日	平成28年9月7日（水曜日）					
招集場所	飯館村役場					
開閉会の日 時及び宣告	開議	平成28年9月7日 午前10時00分				
	閉議	平成28年9月7日 午後 4時18分				
応（不応） 招議員及び並 出席議員並 びに欠席議 員 出席9名 欠席0名 ○出席 △欠席 ×不応 △○招欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	高野孝一	○	2	渡邊計	○
	3	菅野新一	○	4	北原経	○
	5	松下義喜	○	6	伊東利	○
	7	佐藤八郎	○			
	9	飯樋善二郎	○	10	大谷友孝	○
署名議員	3番 菅野新一		4番 北原経		5番 松下義喜	
職務出席者	事務局長 齊藤修一		書記 北原美樹		書記 齋藤博史	
地方自治法 第121条の 規定のため 説明した者 の氏名 ○ 出席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	愛澤伸一	○	住民課長	細川亨	○
	健康福祉課長	但野正行	○	復興対策課長	中川喜昭	○
	建設課長	高橋祐一	○	飯野支所長	高橋正文	○
	会計管理者	石井秀徳	○	教育長	中井田榮	○
	教育課長	村山宏行	○	生涯学習課長	藤井一彦	○
	代表監査委員	佐藤榮一	○	農業委員会会長	菅野宗夫	○
	農業委員会局長	石井秀徳	○	選挙管理委員会 委員長	高野京子	
	選挙管理委員会 書記	愛澤伸一	○			
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成28年9月7日(水) 午前10時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問(通告順1～4番)



## 会 議 の 経 過

### ◎開議の宣告

議長（大谷友孝君） おはようございます。本日の出席議員9名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

### ◎諸般の報告

議長（大谷友孝君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（齊藤修一君） 報告します。

9月5日に決算審査特別委員会が開かれ、委員長に松下義喜委員、副委員長に高野孝一委員を選任した旨の報告がありました。

次に、会期中の常任委員会の活動状況であります。9月5日、総務文教並びに産業厚生、両常任委員会が所管事務調査事項協議のため、委員会が開かれております。

以上であります。

### ◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（大谷友孝君） なお、脱衣を許します。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、3番 菅野新一君、4番 北原 経君、5番 松下義喜君を指名します。

### ◎日程第2、一般質問

議長（大谷友孝君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。7番 佐藤八郎君の発言を許します。

7番（佐藤八郎君） 3カ月ごとに行われる定例会の一般質問、その間、村民の中を歩きながら村民の心配事や不安、村や県や国に東電に要求することなどを伺ってまいりました。そのことを続ける中で、今回は6項目15点について提案とさらには村民の負託に応えながら質問をするものであります。

まず、1点目は福島原子力発電所の現在における状況について、村の捉え方、さらにはそのことを村民にどのように周知されているかなど伺うものであります。

原発敷地外に影響はなくなり、廃炉は進められているという報道がされておりますけれども、現実にはいろんな問題点があり、2号機のすぐ脇の鉄塔ひとつとっても下の、鉄塔下の部分が250ミリシーベルトもあっても、その鉄塔修理もできないような報告も受けておりますけれども、この敷地外に影響はなくなって廃炉は進められているのか、まず伺うものであります。

さらに、2015年10月に村を訪ねて原発の現状と課題を詳しく説明され、帰還に向けての課題をということで意見を交わしたと原子力規制委員会が言っておりますけれども、その内容と、その内容たるものを、なぜ村民に周知しないのか伺うものであります。

2つ目に、何といたっても復興、村の復興もありますけれども村民一人一人の復興からし

て除染と環境回復が一番目に来るような大事なことであります。当面は年間5ミリシーベルト以下だが、できるだけ速やかに年間1ミリシーベルト以下になるような取り組みが村の基本的な考え方ということで除染アドバイザーに答えているが、その考え方は現時点でどのような考えになっているのか。ここでの5ミリシーベルトは実現不可能な除染目標を挙げると帰還の見通しが立たないので、第一段階とし、帰還した後、できるだけ速やかに1ミリシーベルトとも言っていますので、その除染アドバイザーに答えた村の基本的な考え方を伺うものであります。

文科省の評価式の年間1ミリシーベルト達成は空間線量率が0.23マイクロシーベルト／時間でありましてけれども、それまで下げるといふふうにありますけれども、伊達市の実績と比べて非常に過大な評価であると除染アドバイザーが言っていますが、村としてはどのように調査・審議・決定し、村民に知らせたのか伺うものであります。

そのとき、この方は長泥地区除染経験からして空間線量率で1ないし2マイクロシーベルト／時間当たりぐらいが除染の限界との判断も同時に発言しておりますので、村として調査・審議・決定はどういうふうにし、村民にどういうふうに知らせたのか伺っておきます。

除染汚染物は国の特別措置法で3年仮置きし、30年後に県外に運び出すとしているが、現在の計画と国との交渉内容、見通しを村民に明らかにすべきであります。この先が見えない、汚染物の山が積まれた中で、今、長期宿泊やら家を、ふるさとを訪ねる方々は、あの汚染物はなあという思いでふるさとに帰ったり、また移住地に戻ったりを繰り返しておりますけれども、この見通し、きちんと示していただきたい。

さらに、追加の除染、里山のみでない森林除染、ご存じのように村全面積の75%が森林であります。それも踏まえての要求の経過、計画、見通しと長期宿泊、帰村しての生活ごみにも放射能が含まれていますので、長期にわたる放射能汚染物処分・管理が必要となります。村民のために何をして、何を知らせるか、国の責任と役割を村民に示すべきであります。

さらに、アドバイザーの方は普通の人近づかない場所にまとめて処分、管理型の産業廃棄物処分場などという提案がありますが、つまり国の中間貯蔵場を持つか、村独自の処分場かで環境回復、復興進めるとしてありますが、村の考え方と放射性汚染物の処理のあり方を、この際、村民にきちんと示すべきであります。

次に、何といっても大空から放射性危険、放射性物質という危険毒物が村中に放散されたことでの、この原発事故でありますから、村民の体と健康についてが最も大切なことでもあります。7月28日の幼・小・中教職員研修で1から2マイクロシーベルト／時間当たりの程度の空間線量値であれば実際の個人被ばく線量は年間1ミリシーベルト以下で、ほぼコントロールできるとし、国の評価式は三、四倍で過大な評価となっているとし、評価式を示した国の責任は大きく、帰還の大きな妨げになっていると、この教職員研修での講師の方が文書でもって教職員に講演をしていらっしゃるけれども、この被ばく線量の年間1マイクロシーベルト以下のコントロールと個人線量計による実測の考え方と村民への周知について伺うものであります。間違いました。年間1マイクロではな

くて1ミリシーベルト以下のコントロールであります。そのことの実測の考え方と村民への周知について伺っておきます。

同研修会での「できるだけ放射線被ばくを少なくする」努力しながら、外部被ばくと内部被ばくに分けて提案があるが、このことは村民に周知きちんとすべきであります。村民の健康な生活を維持するために測定システムと健康相談、指導できる体制の整備も今後さらに村民にわかりやすく示し、村民の命と健康を守るべきであります。

次に子供、1つに子供を守る、子供をまるでどのようにコントロールするかのような研修なのか。研修会に出席した方々は子供に、どう接しようと考えたのか。さらには、現状での小児甲状腺がんについての情報、さらには考え方は教職員にどのように捉えたのか、具体的に教職員の捉え方を伺っておきたいと思えます。なぜならば、その教職員方々の理解の仕方が真っすぐ子供たちへの指導となるからであります。子供たちの教えになっているわけです。そういう意味では、その教職員方々の捉え方は重要なことだというふうに思っております。

次に、米、野菜、花、牧草、牛飼育など実証試験を何年か前からいろんな地区でいろんな方々が体験しながらやっておりますけれども、村全体の約85%に放射性物質を置いたままの子供の帰村と幼・小・中学校再開は子供を被ばくという実体験を巻き込むようになるのではないかとこの子を持つ親や孫を持つ高齢者の方々から不安がありますけれども、このことはどのようにこの研修会を通して教職員一丸となつての、さらには教育委員会としてのお考えなのか伺っておきます。

損害賠償と生活について伺います。

今まで村民と加害者の交渉の中で飯舘ならではの成果は挙げたとしてるが——これ「村」です。「村民」でなくて「村」と加害者の交渉の中で飯舘ならではの成果を上げたとしているが、このことは村民にとって不十分であり、不満があります。そのあかしとして、村民は原発事故前に経験したことのないADRや訴訟の中でみずからの意思として声・願いを機関や弁護士や裁判に求めたものであります。村民は私たち被害者に賠償を決めさせてほしいのであります。村の考えを伺います。

村民は浪江町や川俣町の方々と一緒になって同じ被害を受けた者として要求したいのであります。村長は邪魔をしないでほしいという声が大分その当時ありまして、村長も山木屋に向いて謝罪もしておられます。村民の声は、願いは、私たち被害者に賠償を決めさせてほしいのであります。そして、村民は賠償で差をつけるようなことではなくて、村民を分断することではなくて、公正・公平な賠償を求めているのであります。

原発事故発生しての避難について伺っておきます。

現在、村民の相当な方々と会う機会がある中で村長、元議長は避難させないでと政府要請したと、その当時の政府関係者、元区長さんや農業委員の方から証言がありますけれども、私の知る限りでも避難しないという考えは村長は持っていたし、栃木への避難も自分で動けない村民の要求により実施したものであります。そのときのSPEEDI計測を実態として現地計測で計測をした方々が正確とし、村長に伝えた方からの証言としても村長は避難はしないと発言ありますが、真意を伺っておきます。

比叢、長泥、蕨平の方々を深谷市沢の「やすらぎ」に避難させたが、そのときの各地区の放射線量と「やすらぎ」の線量実態を示していただきたい。さらには、そのときの18歳以下の人数と他地区の方々はそのままいてくださいとのことでしたが、なぜ比叢、長泥、蕨平の方々だけが「やすらぎ」避難なのか。その辺も、今5年5カ月が過ぎ去る中で村民の中では、なぜああいうふうなことをしたんだろう、「やすらぎ」はどれだけの線量あったんだろうという、今になって落ちついて振り返ってそういう声を、不安を、不満を持っている方がおられますので、伺っておくものであります。

村民と役場職員と村長について、私はずっと一貫して思っていましたけれども、村民と役場職員とのつながり、これは最も行政で大切な部分であります。職員が村民と接する中で声・願いを聞く、職員には村民は声・願いを話したい、そういうつながりであります。そして職員はそのことをまとめ、整理して村長に伝えられて、緊急性や多くの要求など協議され、村民のためになる行政となるんだというふうに私はずっと思っています。そのために職員は自分自身も被害者でありながら悩み・不安・ストレスをためながら頑張っていると思います。村長は、この村民のために働く職員の声を、どのように機会をつくり、まとめ、村民のためにしてきたのか、職員の働きがい、そのことが結びついたのか伺うものであります。

この間、歩く方々の中で私や私を応援する方々が村長の後援会役員の方に加害者との太いパイプという言葉がよく言われておりますけれども、住民自治や行政で大切なのは村民と職員のパイプ、村民と議会のパイプ、村民と区長会や農業委員、社会福祉協議会などのパイプが最も重要なのではないかとというふうに私は常々思っております。村長の権限をもって統制したり、職員のやることをチェックすることよりも職員を信頼することで民主的行政運営が基本だというふうに、私は行政運営の基本というふうに考えておりますけれども、村長の考え方を伺う。

村長は自分を応援している方々には利益や仕事場、助成金は出すが、全ての村民は家族、仕事、年齢、体力、健康など違いがあり、その生活において真剣にお世話し、仮設・公営宿舎などでは弱者同士が助け合って支え合っているのであります。村長には見えないのですが、その声が聞こえないのですかと不安や不満も持ちながら見通しもなく1年ごとの予算措置にも悩まされて被害を受けた村民の声・願いをきちんと聞いてほしいのがあります。国、東電と一緒に頑張ってごまかさないでくださいなどの声に、どのように答えるのですか。真実は変わらないし、村民の願い・声は常に発信されています。それを多くの職員や多くの関係者が拾い上げて、これを緊急性や多くの要求などに分けながらも順次対応するという基本的な住民自治の執行が求められているというふうに思います。そういう意味では、そのことを気にしながら簡明な、村民が聞いただけで理解できる、わかりやすい答弁を求めるものであります。

村長（菅野典雄君） 7番 佐藤八郎議員のご質問にお答えさせていただきます。

大変多岐にわたっておりますので、それぞれ分担しながらということではありますが、私のほうは原発事故発生の際の避難について、トップとしてどうなんだという話がありましたので、そこからお答えをさせていただきたいと思っております。

震災当時の私の発言についてのご質問であります。議員もご承知のとおり原子力発電所事故に起因する避難指示は国が行うものであり、我々地方自治体にその権限はありません。国も——失礼。村も国の指示により当初は屋内退避を呼びかけ、学校も休校としてきたところであります。少なくとも国が命令しない限り勝手に避難ということになりますと、そこにその対応が一体国がしてくれるのかどうかということがありましたから、できるだけそこだけはしっかりしなきゃなんないなど、村民を考えてやったところであります。国からの避難指示は当時ありませんでしたけども、鹿沼市への避難をやらせていただきましたし、妊産婦へは温泉街への避難を呼びかけるなど、村としてその当時できるだけのことは対応してきたつもりであります。

次に、「やすらぎ」への避難というのがありますが、当時国は福島第一原子力発電所から半径10キロメートルごとに避難指示や屋内退避を指示していたものと考えております。蕨平地区の避難も国の屋内退避の指示を受けて原子力発電所から半径30キロメートル以内の地域の一部が該当する蕨平地区を初め周辺地区の住民を対象に少しでもその30キロから離れたほうがいいのではないかとということで「やすらぎ」や「いちばん館」を避難所として村として対応して、避難ができる方は、ぜひそちらのほうに動いていただければということでありました。

当時の線量につきましては、まだ発災間もない時期であり、線量を計測する器具がなく、その値は不明であります。村の考えとして30キロ圏内から少しでも離れた地域に村民が避難できるように対応ということでありました。

また、避難所を利用された人数ということでありましたが、当時の名簿によりますと、蕨平・長泥地区の住民が29名が利用し、うち18歳未満は9名であったということでございます。

次に、住民と役場職員と村長についてというご質問がありました。

まず、職員の健康管理の状況であります。東日本大震災に伴う原発事故により職員の不安やストレスが増大していることから、平成25年以降民間業者と契約をし、アンケート方式によるストレスチェックやメンタルヘルス研修を年1回実施をしているところであります。また、外部の保健師へ依頼をし、全職員を対象に健康診断結果を踏まえた健康指導、助言を行っていただいております。

次に、職員との意見交換についてであります。毎月2回開催している庁議において各課の状況を把握するとともに、課内会議の報告を受けて職員の現状把握に努めているところでございます。

また、震災後は毎日災害対策本部会議を開催しておりました。朝・晩と、現在は週1回の開催ということになっております。さらに、毎月1回職員全員、臨時の方も全て含まして開催をさせていただいて重要な施策や復興に取り組む村の現状などを職員に周知をし、共通認識を持った中でしっかりとこれから復興に向けてやっていくということで、職員から直接意見などを聞くこともありますし、庁内の意思疎通を図っているところであります。また、職員労働組合とも年一、二回、話し合いの場を設けており、双方の意見交換もしながら対応しております。

今後とも、引き続き職員の不安を少しでも解消し、健康維持を図りながら村民のために復興業務を担う職員が士気を落とすことのないよう向上に努めてまいりたいというふうに思っております。

同じ村民と役場職員と村長についての2点目の質問であります。いわゆるどうも加害者と太いパイプがあるという話をしているという話であります。

言うまでもありませんけれども、村政運営は私村長一人で進められることは全くありません。これまでも村民の負託を受けた村議会議員の皆様と真剣に議論をし、本村の重要な方針決定や意思表明を行っているところであります。また、定期的開催している行政区長会、これは以前は新年度1回でありましたが、議会ごとに行政区長さんに集まっていますし、また臨時の行政区長さんも重要な案件あるときには必ず集まっていますし、農業委員会との懇談会もありますし、農業委員会からつくっていただいていますし、新規の復興事業や重要な施策がある場合には住民懇談会を開催をするなど、さまざまな村民の声を聞く機会をできるだけ多くとっているつもりであります。幸い避難のときに若干かかりましたけれども、今村から1時間以内のところに90%の方が避難をしてるということですので、少なくともほかの自治体よりも村民との声を聞く機会、懇談会は2倍、3倍やっているというふうに思っております。

東日本大震災に伴う原発事故という未曾有の災害は、一自治体だけで問題が解決し、対処することは限界があります。私は、これまで5年数カ月、国・東京電力の責任を明確にしなが、少なくとも加害者と被害者の立場としっかりと持ちながら、いかに村民にやはり実質的な内容的なものをやっぱりとしてあげるということが大切だということでもありますので、そういう意味であらゆる要望や補助事業の採択など、少しでも皆さん方に実現させるためにということで、国・県とかなりしっかりとした形のやはり関係を結びながら、できるだけ多く皆さん方にとるということでもあります。それはこれまでも飯館村は畜産の村だからということで牧草地、牧野も畑の値段で賠償をいただきましたし、昇口の舗装なども全くウルトラCの中から国から引き出したということでありまして、決して加害者の立場でやっているという話では全くないということを、ぜひご理解をいただきたいというふうに思っております。

これからも常に村民の目線で、村民の立場に立って、復興はもとより村民の福祉向上のための村政運営に取り組んでまいりたいと考えてございます。

他の質問は、副村長、教育長以下それぞれ担当課長のほうからお答えをさせていただきます。以上でございます。

総務課長（愛澤伸一君） 私からは、ご質問の1. 福島原子力発電所についてのご質問にお答えをいたします。

1点目と2点目を合わせてお答えいたします。

まず、1点目の原発敷地外への影響と廃炉についてのご質問でございますが、東京電力のホームページによりますと、福島第一原子力発電所周辺に8カ所設置しているモニタリングポストの計測値では、平成28年9月1日現在で低い場所で毎時0.617マイクロシーベルト、高い箇所毎時2.116マイクロシーベルトとあります。この数値であります。

8月26日以降ほぼ横ばいとなっている状況であります。また、8月1日以降にさかのぼってデータを見ましても大きな変化はなく、むしろ半減期による自然減のためなのか日にちがたつにつれて比較的数値が低下している傾向が見られます。したがって、発電所本体からの放射線の放出は、現在ほぼとまった状態ではないかというふうに推察いたしております。

また、廃炉計画につきましては、今後30年から40年かけて計画が進められるということでありまして、この廃炉行程の進捗につきましては、逐次村に対して報告がなされているところでございます。報告の中では、報道されておりますように大雨によりまして海へ汚染水が流出したとか作業員の事故があるとか問題もあるわけではありますが、汚染水流出防止対策としての凍土遮水壁がことし2月に完成し、凍結が始められたこと、また4号機の使用済み燃料プールから燃料取り出しが完了したなど、少しずつではありますけれども、廃炉作業が進捗しているものというふうに認識しているところでございます。

非常に高い放射線が放出されているということでありまして、この廃炉に向けては相当な困難が予想されるわけではありますが、安心して村に住み続けるための重要な課題でもありますので、村といたしましては今後大きな事故や問題が起きないように慎重かつ迅速に計画に沿って速やかに廃炉を進めるよう、引き続き国、東電に対して要求してまいります。

次に、2015年、昨年10月であります、10月に行われました原子力規制委員会委員長の訪問時の会談内容についてのご質問でございます。内容につきましては、議員のご質問にもありますように高濃度汚染水の状況、核燃料や瓦れき等の状況、福島第一原子力発電所の現状のほか健康影響や除染等、帰還に向けた安全・安心対策の要点、そして生活相談員の配置や福島再生加速化交付金といった被災者、被災市町村支援についてのお話でございました。

村民への周知につきましては、規制委員会からの説明の内容が既に報道等でお知らせ済みの内容であったこと、また村からの意見につきましても、山林を含めた除染の徹底、放射能災害という特異性から起こる、特に子供たちや若い世代への影響の大きさなど震災以来継続して求めてきた内容でありましたので、村のホームページに、その概要を掲載することで周知にとどめたところでございます。

以上であります。

復興対策課長（中川喜君） 私からは、大きな2の除染と環境回復の5点についてであります。おただしの内容が去る7月に開催されました教育委員会主催教職員研修会の講演会からのおただしかと思っておりますので、一括でお答えさせていただきます。

まず、1点目の除染目標値の村の基本的な考え方についてであります。これまで何度も申し上げておりますように、除染目標値の基本的な考え方としましては、まずは村としては村のままでの復興計画に明示してありますよう、当面年間5ミリシーベルト以下を目指すことにしております。また、国は国の除染計画に示してありますように長期的に追加被ばく線量年間1ミリシーベルト以下を目指すことにしており、村も同様の考えであります。村としましては、これらの除染目標値に基づき面的除染やフォローアップ

除染で、できるだけ早く除染目標値に達成するよう国に徹底した除染を求めてきたところでございます。

次に、2点目の年間1ミリシーベルト達成についてであります。おただしの年間1ミリシーベルトは文科省の評価式で時間あたりに換算しますと0.23マイクロシーベルトになります。村としては調査・審議などによる決定はしていないところでございます。また、長泥地区除染経験などについては、講師の方の知見と考えておりますので、コメントはできかねます。

次に、3点目の除染廃棄物の搬出であります。国が平成23年10月に発表した中間貯蔵施設のロードマップの中では各自治体で除染廃棄物を3年ほど保管し、平成27年1月から随時中間貯蔵施設に搬入・保管をしながら30年後には県外に搬出する計画であります。

しかしながら、中間貯蔵施設設置に向けての地権者等との用地取得交渉に時間を要し、なかなか中間貯蔵施設設置が進まない状況でありますので、現段階では具体的な除染廃棄物の搬出計画の見通しが立てられない状況であります。村としては、今後も国に対し、機会あるごとに中間貯蔵施設の早期設置などを求めてまいりたいと考えております。

また、中間貯蔵施設の進捗状況を村民や仮置き場等の地権者の方々に懇談会などで説明をしてご理解を得てまいりたいと考えております。

次に、4点目の追加除染、森林除染であります。まず追加除染についてであります。

今現在フォローアップ除染として除染後にある一定期間を置いてモニタリング調査をし、高線量の箇所があれば除染作業を実施しており、平成29年度、来年度においても事務レベルではありますが、同様の内容での実施計画を立てるとの情報を受けております。今後、国と協議をして平成29年度の方針を決めてまいりたいと考えております。

次に、森林除染であります。議員もご承知のとおり現在まで森林除染実施に向けて国に対し、何度も陳情・要望をしてまいりました。そういう中、今年度、国から里山再生モデル実証事業として3年間の取り組みをすることになっております。その内容については、自治体からの提案で実施することになっており、現在、その実施に向けて国と協議をしているところであります。今後、具体的な内容が決まり次第議会との協議をさせていただきたいと考えております。

また、村としては里山再生のための交付金事業の制度確立を要望しており、その実現に向けて今後も取り組んでまいります。

次に、長期宿泊、帰村による生活ごみであります。村としては日常生活における生活ごみについては基本的に放射性物質を直接受けない、受けることはないので一般廃棄物として処理ができるものと考えております。

次に、5点目の講師提案の廃棄物処分についてであります。おただしの国による保管または村による保管の選択については、講師の私見と考えております。村としては、除染廃棄物の保管管理は、これまで村民に説明してきましたように国が設置する中間貯蔵施設において国の責任での保管管理が適切であると考えております。

続きまして、大きな3点目の村民の体と健康について、1点目と2点目について関連がございますので一括でお答えさせていただきます。

まず、1点目の被ばく線量のコントロールと個人線量計の実測についてであります、まず個人被ばく線量年間1ミリシーベルト以下のコントロールであります、個人ごとに時間・日・月・年まで積算ができる個人線量計の携帯と行動記録づけにより、個人の日常生活で受けた被ばく線量が確認できます。これらのデータをもとに日常生活において空間線量の高いところをできるだけ避ける、外での滞在時間を調整するなどすることで無用な被ばくを受けないようコントロールできるものと考えております。現在村は長期宿泊者の希望者に対し、個人積算線量計を貸与し、行動記録をつけていただき、測定したデータと行動記録を専門家にその内容を見てもらい、個別相談等を行いながら被ばく線量の実態を知っていただいているところであります。

次に、2点目の外部被ばくと内部被ばくについてであります、外部被ばくについては先ほど述べましたとおり個人積算線量計を携帯しながら被ばく線量を確認することが必要と考えますので、今後も帰村を希望される方に貸与を行いながら、その実態を村民に知らせてまいりたいと考えております。

また、測定データについては、専門家等に見てもらい、日常生活の相談や健康相談などを実施してまいります。

次に、内部被ばくについては、食べ物や飲料水、特に山菜やキノコなどの放射性物質の測定を行い、高濃度の食べ物等は食べないようにお知らせ版等で村民に周知をしております。本年10月には村民みずからが農作物や食べ物の放射能濃度を簡単に測定できる非破壊式の食品放射能測定器を「いちばん館」に設置をし、村民のその検体の放射能濃度を知ってもらい、内部被ばく対策を図ってまいりたいと考えております。村としましては、今後も村民の健康を守るため内部被ばく検査や甲状腺検査も実施してまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

教育長（中井田 榮君） 私からは、ご質問3番目の村民の体と健康についてお答えをいたします。

ご質問は、去る7月26日と28日に行われました教職員研修会についてであります、本研修会は村の幼稚園、小学校、中学校に勤務する先生方に村としての教育にかける思いをお伝えするとともに全村避難によって生じた子供たちの心のケア、放射線教育に関する知識の修得、発達障害や子供たちの抱える課題にどのように向き合うかなどの観点から、先生方のスキルアップを図る目的で震災後に夏休み期間を利用して毎年開催しているものであります。

ご承知のように、村の学校に赴任される先生方は村がへき地指定であることから比較的若い先生が多く、また2年から3年程度で異動される方も多いことから、村の現状や教育に関する考え方について共通認識を図る意味で重要な研修であります。さきのご質問にありましたように、研修会では東京電力ホールディングスの石崎芳行副社長と原子力規制委員会の田中俊一委員長から講演をいただきましたが、あくまでも先生方の識見を広める目的で開催しておりますし、したがって、子供たちをコントロールするとか誘導するような研修ではありませんので、ご理解をお願いいたします。

なお、研修会に参加した教職員の研修内容に関する受けとめ方もさまざまであると考えられますので、教育委員会として先生方一人一人のコメントは確認しておりませんので、ご理解をお願いいたします。

次に、同じ3番目の学校再開に関するご質問にお答えをいたします。

既にご案内のように村では平成30年4月から飯館中学校1カ所で保育所・幼稚園・小学校・中学校を接続した教育を行うことで整備を進めております。さきの議会全員協議会でもご説明しておりますように、まず国に対し、徹底した除染を要望しており、可能な限り放射線を低減した上で学校を再開させたいと考えております。村としましては、帰村した子供たちにすばらしい教育環境を提供できるよう各種施設の整備を予定しておりますし、子供たちの多様な学びを支援し、村の学校に通ってよかったと言っていただけよう教育施設の充実を図ってまいります。その上で、村の学校に通学するかどうかについては、保護者・児童・生徒それぞれの考えもございまして、それぞれの方がご判断をしていただくことと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

副村長（門馬伸市君） 私からは、2点目の損害賠償と生活についてお答えをいたします。

原発事故による損害賠償については、現在、原子力損害賠償紛争審査会が定めた賠償基準に基づき、それぞれに賠償がなされております。この基準に納得していただけない方につきましては、おただしのADR、訴訟などの申し立てによる請求を行っておりますけれども、村としましては、これらの申し立てすることは当然の権利でありますので、全く否定するものではありません。

なお、村の要請によって確立された主な賠償としては、1つして牧草地を畑の価格で賠償、それから2つ目に住居確保損害賠償、これは当初帰還困難区域の皆さんだけに特化した賠償というふうになっておりましたが、その後移住やそういう決めるに際して線量が高いから移住する、線量が低いから移住しないの話ではなくて、それぞれやっぱ放射線に対する考え方が別なので、全ての区域、困難区域以外の皆さんにも住居確保損害の賠償をすべきだと、徹底してこれは国のほうに強く要請しておりましたところ、時間はかかりましたが、全ての住民にこの賠償の道が開いたということでもあります。

それから、3つ目には公共施設の用地買収に伴う賠償であります。これも当初公共施設の用地買収については、東電からの賠償とその用地買収費の差額の補填ということで進められておりましたが、そうであってはなかなか公共施設ですね、道路の買収であるとか建物の公共施設の土地の買収などについては、それでは誰も協力してもらえないよと、こんな話でありましたので、村のほうから話をしてどちらも、東電の賠償もそれから公共施設の買収費も両方受け取れると、こういうふうな制度になったことが大きな成果かなと、こんなふうに思っております。

その他のいろいろこまごまとしたことはありますが、常に村民の立場で少しでも賠償が上積みできるような、そんなことで交渉してきましたので、ご理解をいただきたいというふうに思います。今後も村民にできるだけ賠償に差が出ないよう、あるいは村民に有利な賠償に向けて取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。

7番（佐藤八郎君） 再質問を行いますけれども、まず発電所本体からの放射線の薄さ、ほぼ

とまっているものと推察されるという課長答弁ありましたけど、いつだったか、青少年会館での質問に国のほうから現在も放出されておりますという発言ありましたけれど、さらには皆さんも、議員の皆さんも傍聴者の方々もあっちこちのモニタリングポストが故障中というレッテル張られて、何か月もあったの、見たと思うんですけど、あの故障中のモニタリングポスト、高濃度の表示されたことが原因でみんな故障中になったというふうになっていますけれども、そのことからして課長の答弁、推察している、どの程度の実態調査をした中で推察というふうになるのでしょうか。

総務課長（愛澤伸一君） 原発敷地周辺での放射性物質の拡散量ということでございますが、残念ながら私ども独自での調査というのはなかなかできませんので、どうしても国あるいは東京電力さんのほうから発表されるデータに頼らざるを得ないという状況でございます。敷地周辺で継続的にモニタリングされているというふうなことで、その数値については逐次ホームページ上で公表されている状況でございますので、そちらのほうを私どもとしては信用していくしかないのかなというふうに考えているところでございます。

また、一部青少年会館での発言等もあったようでございますが、その発言の趣旨については村としては理解しがたいところでございますが、完全にとまったということではなくて、多少はあるのかもしれない。程度の問題ではないのかなというふうに考えております。村の中でも放射性物質、いまだに放散しているわけでありますので、その点は直ちにゼロになるということはないのかなと思っております。

7番（佐藤八郎君） それなりの立場の人がそれなりに発言したので発言の真意を確かめると同時に、今もそういう状況にあるんだというのは、やっぱり村民にきちんと知らせる役割はあるのではないかと思うんでありますけれども。

あとは、原発敷地内でなくて県道や村道、県道中心かな、あと国道とね、あっちこち故障中のモニタリングポストあったんですけど、前、私も質問で故障中であれば、そこに計測したいわけですから直ちに修理するか、直ちに違うものを設置するかする必要はあるのではないかとということで質問したことあんですけども、そういうふうに高濃度が出れば隠されるみたいなイメージを我々被害を受けたものが持つというのは、やっぱり対応する側が問題があり過ぎるという認識になると思うんですけども、その辺のことでは今後ますます、何といたっても村内全面積の約85%は放射性物質置いたままな状態ですから、村内は、半減期はありますけれども、まだまだ残っている物質もあるわけでありますから、そういう意味では自然環境に基づいて、自然の災害に基づいて流れたり風で飛んだりいろいろしますから、きちんとした実質的な計測、実態調査というのは必要だと思うんですけど、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） 誤解ないように言っておきたいと思いますが、あっちこちで故障中というモニタリングが、何か高い値が出たので故障中にしてみんなに知らせないようにということのような思いがあるのかもしれませんが、あの故障中は県が設置したものがいわゆる業者との不良なりなんなりによって直ちに故障中となったものであります。そのほか国などをお願いして四十数個村にはモニタリングありましたが、それだけは足りないということで村のほうで独自に88個をつけて140かな、ちょっと正確な数字ではありま

せんが、それぞれの地区につけていただいで少しでも、そこだけの数値ではあります、現況を見ていただくという形をとらせていただいでいるということでもありますので、ご理解をいただきたいと思ひます。それで十分というわけではございせんが……。

7番（佐藤八郎君） 後で聞こうかと思ひたんですけど、今村長からあつたので、県のつけたものだから県から報告あつたということですけど、何台つけて、何台故障して、どんな数値が出て、故障というふうになつて、いつ故障になつて、いつ新しいものにしたのか報告あつたんだと思ひますから、せつかくですから伺つておきますし、あと川俣の防災室に行つて聞くと毎月ぐらゐ大体放射線というか、原子力内の廃炉やいろんな作業行程、いろん報告受けてると。町は。だから飯館村も受けてゐるんだと思ひんですけど、受けてゐるならば受けたことを、やっぱり村民に、こういう報告が東電からあるんですよというものが、なぜ周知されんないのか、この点伺つておきます。

復興対策課長（中川喜昭君） じゃ、私のほうから、まず1点目の県の、故障という部分についてお答えいたします。

先ほど村長から答弁ありましたように、平成26年度に県が村内13カ所、村からの要望の箇所につけていただいたということでもあります。今回その26年度に設置したものについては、いわゆる契約期間までに国にそのデータの情報を出すことができなかつたということで県がいわゆる納期が間に合わんないものは契約不履行ですよという形になつて、その時点でそのデータ、測定は機械の中でやつておりましたが、公表なり国へのデータ提出をしなかつたということで、その時点では故障中という張り紙をしいてた状況であります。

先ほど議員からもあつたように必要な場所であれば設置すべきではないかということで、その側に、まるつきり側ではありせんが、その両側のほうに、同じ地点にまた13基を27年度につけまして、いわゆる寸胴型のやつで2台並んでゐるかと思ひますが、あれが県で設置したもので、27年度末までにデータが国に送られるようになりまして、28年度の4月から国あとは村のほうのホームページでも見られるようになつてゐるということでございます。そういうわけで発電所から出た放射能が高濃度であつたということでの故障ということではありせん。ただ、稼働し始まつたのが3月の20日ころでありまして、3月いっぱい工期、納期の時期ということだつたもんですから、そこでそのデータの調整ができなかつたという状況の内容でございます。

私のほうからは、以上でございます。

副村長（門馬伸市君） 定期的に報告に來てゐるはずだと、こういうお話であります、東京電力からは來ておりせん。経産省のほうからプラントの直接の担当してゐる職員が村のほうに來ております。ただし、内容は複雑で私ら説明を受けても専門的な原子力発電所の内容が理解してないほとんどわかりせん。それなので去年ですか、やはりわかりやすく村民に一度そういう形で出してもらえないかと、こんな話をして、去年一回出しているはずですよ。それで村にはその書類というのがありますので、専門的に見てわかるような方については、情報公開できますので、ぜひ内容を、村のほうで書類保存してありますので、申請をしていただければ情報公開できると思ひますが、いずれにしても非

常に複雑怪奇で技術的な面などは全くというほど理解しがたいものであります。

7番（佐藤八郎君） 例えば、さっき質問最初しましたけど、2号機の脇の鉄塔が、つなぎが腐っていて、それを取りかえる作業なんかは、もう写真でも東電のホームページかなんかで、そういうものがきちんと資料で出されてて、そういうものが作業として、そこを取りかえる作業は困難だという、前は東電では直すという、それが倒れるわけですから、倒れるんのどっち倒れるかわかんないですけど、倒れるわけですから、倒れないようにするために、そこ補強する。しかし、補強はすると言っていましたけど、2カ月か3カ月目には補強はしないことにしたと。なぜならば下の余りにも放射能濃度が強すぎて作業現場に入れないということで説明あったと思うんですけど、なかったのかどうかわかりませんが、川俣の防災室ではそういう説明はあって、話あったので、東電では市町村選んで報告しているんでしょうか。今、経産省からはすごく難しいの出ているって話ですけど、私の勘違いでしょうか。

村長（菅野典雅君） 今、副村長言ったように報告はありますが、我々必死に何回聞いてもそんな簡単にわかるようなことではないぐらい難しいやっぱり作業だと、今佐藤議員がおっしゃったように難しい話です。佐藤議員は大変勉強してらっしゃるようですからいろいろわかるかもしれませんが、何せ村民に周知をしてもなかなかわかっていただけないのではないかと。ですから、全く皆さんに報告しないのは故意にやっていることではなくて、なかなかわかっていただけないんでないかと。ただ、少しでもわかるような簡単なものはたまに出させていただいているということでもありますので、ご理解いただきたいと思います。

7番（佐藤八郎君） 次に移りますけども、追加除染というか、被ばく線量の部分でお聞きしますけども、年間被ばく線量1ミリシーベルト以下を目指すということには変わらないようでありますけれども、長期的にね、国の除染計画、しかし、目指すのはいんですけれども、具体的にどこを目標に目指すのか。福島とか二本松とか本宮に住んでいる方見れば、その場の除染が必ず1ミリに下がるまで除染を続けて今やっているわけですね。何度でもね。だから国直轄ですから飯舘はそういう方法とらないで除染やっているわけですけど、これは29年3月が避難解除とすれば、その時期を目指すというふうになるのか、もっともっと、目指すだけで何の具体的なプログラムというふうにはならないのか、村も同様の考えでありますって、加害者と同様の考えで村民の健康や自然環境回復できるんですか。村も同様の考えは、同様の考え、いっぱい答弁多いんですけど、そういう意味ではどうなんですか。

村長（菅野典雅君） いわゆる避難を、国の命令でさせたところは国が責任をもって国の事業として除染をする、それ以外のところは各自治体が除染をして、かかった経費を国に請求すると、こういうスタイルになっています。したがって、飯舘村は少なくとも国の決まりの中でやっている。ただし、それでは十分でないということで国に、もうご存じのように何度いろいろ要求をし、あるいは実現をし、あるいは実現なかなかできなかったのもあると、こういうようなことで進めているということでもあります。

したがって、私たちのところは、まず除染に当たっては当面は5ミリシーベルト、いわ

ゆる1マイクロシーベルトに下がるようなことをやっていただきたいということで、ホットスポットの中にはいろいろありますが、大体は0.1台ぐらいに我々が動いているところはというのはあるのではないかなというふうに思っています。ただ、あくまでも最終的には1ミリシーベルトということは、ずっと村も言ってきたところでありまして、ほかの自治体と何ら変わりません。

ただ、考え方として、ぜひ考えていただきたいのは、1ミリシーベルトというのは安全でない線と安全な線の境があるということではないのではないかということでもあります。1ミリでないだめだという方が、1ミリよりもちょっと下がったから、そこで、あっ大丈夫、安心だというふうに変えるだろうかということ、なかなかそうはいかないのではないかなという気はします。

ですから、危ない数字がある、ゼロでない安全な数字がある、そこはずっと帯になっていて、そこをどれだけやっぱり我々は下げて少しでも低いところで、あっ大丈夫だなといわれるところをつくるということでもあります。

ただ、やっぱり何か目標がないといけませんので、1ミリシーベルトを長期目標として、できるだけそこになるように我々はこれからも国のほうに要求をしていって、今いろんな政策をさせて、除染の対応をさせていただいて1るところであります。

なかなか住民からすればいろいろ不満も、思いもあるだろうと思いますが、精いっぱいやっぱり国にやらせるというのは我々の立場かなと、こんなふうに思っておりますので、ぜひ思っただければと、そういうふうに思っただけで1ると思います。

7番(佐藤八郎君) 村長のいう思いはわかりますけれども、国内法からいって放射線量は通常普通生活する場合は1ミリ以下な法律があるんです。だから法律を守れっていうだけでいいんですよ。加害者は。だからその辺は今後十分きちんとICRPの国際助言団体の言いなりで国は動いてますけど、20ミリシーベルト以下とか、云々、どうのこうのって、助言団体よりも国内の放射線防護法の中での1ミリシーベルトっていうの、守るべきじゃないかというのが被害を受けたものとしての、私は法律を守ってほしいというのは当たり前なことじゃないかと思うんですけど、そういう思いであります。

具体的な廃棄物の搬出計画見通しが立てられない状況であります。中間貯蔵施設、このまま置いた場合、村民誰でも心配していますけど、今度移ったときにはそのまま上がらない可能性が出てくる。このままずっと置くのか、一回どこかもっと見えない裏のほうに移動するのか、その辺はどのように、福島とかいろんなところでは、なるべく見えないうちに庭に埋めたり、いろんな方法で普通の生活の中で見えないう工夫をしていらっしゃるんですけど、飯舘は見える中で生活が当たり前の生活というふうにしようとしているのか、それとも移動をするのか。中間貯蔵施設は、浜通りのいろんな町会議員に聞きますと交渉の仕方が非常にまずくて、もう交渉になってないんですね、実際ね。判こつけという係しか行かなくて、説明する人は行かないという流れですから、そういう地元での問題は側で見てより複雑化しているんです。そういう意味ではどういふふうになるんでしょうか。このままずっとあの位置に置くのか、一回移動的なものも考えているのか伺っておきます。

村長（菅野典雅君） フレコンバック、本当に村中山になっております。

まず、一つお話しておきたいことは村民の総意、村の総意ということで全て表土を剥ぐようにというのを、私たちが国のほうに言って、お願いをしてというか、命令をしてやってもらっているということのために、かなりほかよりもフレコンバックの数は多いということでもあります。ほかは線量の低いところは全部農地やなんか天地がえということをやっているということでもありますので、それで多くともそれでいいというものでありませんから、ご存じのように蕨平に大型の焼却炉をつくっていただいて燃えるものは、枝とか牧草はそこで燃すということになって、今総量の約35%前後は村内で処理がし、その灰は中間貯蔵に持っていくという約束が取りつけてあります。

しかし、それ以外の65%前後ぐらいはいわゆる土でありますから、なかなか燃えないということでありまして、基本的には中間貯蔵に持っていくということなんですが、今佐藤議員心配のように年数がたってきますといろいろな問題がやっぱり出てくるんじゃないかという心配をしています。ですから、できるだけその辺をしっかりとやっていくということでもありますし、実は先日、これからの搬入の計画が国のほうからありました。一番最初、皆さんご存じのように各自治体1,000袋というところで運ぶ、いわゆるモデルといいますか、やってみますということですね。今年度、28年度はそれをちょっと動かすということをやっているんですが、大熊と双葉は特別に多く運ぶ、浪江と富岡は次に運ぶ、その次はどうなんだという話に突っ込んだところでもあります。飯館は、少なくとも飯館村を運ぶ車が通るんだよという話です。

あと、もう一つは基本枠が5割なんです。どこの自治体も半分という話の基礎枠がある、それも2割か3割がそれぞれの持ち分で、あとはそれぞれ応分にに応じてふやしていくというところで、飯館村はもっと持って行っていただかないといつまでもあるということになるんでないですかと、かなり激しくやりとりをしたところでもあります。精いっぱいこれからもやって少しでも早くフレコンバックがなくなるようにしていきたいと思しますので、ご理解をいただければと思います。

7番（佐藤八郎君） 簡単に、時間がないのであれですけど、政府要請ですね、避難をさせないでほしいという、それは村長要請に行ったんでしょうか、行かなかったんでしょうか。

村長（菅野典雅君） 要請したことはございません。

実は震災に遭って3日目ですが、相馬地方の市町村長集まりました。南相馬市長は出席できなかったんですが、相馬市長やその他と、何せ国が避難命令を出さない限りは、やっぱりしっかりと村の中にやっぱりいるというのが筋だろうという話をしてきました。しかし、残念ながら飯館村の原町県道線がどんどんと避難をしていましたので、もうそんなことは言うていられないなということで相馬市長なり何なりに断りを入れて、すぐに3月の19・20日に鹿沼のほうに避難をさせていただいたり、先ほど話しましたように飯坂温泉なども何とか頼んでやったということでもあります。

ですから、屋内退避という言葉がありましたから、村内幾らかはやっぱりそういうことがあるのかなと思ったんですが、結果的には全村避難となりました。ですから、これはもう避難しなければならぬ、村民を守るためには避難させなければなりませんけども、

少なくとも放射能のリスクと生活の変化のリスク両方考えながら、村民のために考えながら避難しなければならないということで、今時間はちょっとかかりましたけども、村から1時間以内に90%が避難をしていただいている、あるいは菊池製作所や特老を残させていただいているということでありますので、そのときそのとき100点ではありませんけども、精いっぱい村民のこと、村のことを考えて判断をさせていただいてるということであります。以上であります。

7番（佐藤八郎君） 要請はしてないということになりましたので、私どもに情報くれた方々にもう一度確認をしますけれども、避難はさせてほしいという要請を、それでは逆にしたということですか。

村長（菅野典雅君） ですから、国からの命令がない限り補償はないわけですから、村民に。ですから、国の命令までにはできるだけこちらが優位的に鹿沼とかいろいろな対応は、あるいはやすらぎであったりさせていただきましたが、国が命令で4月の10日に全村避難と、こういうことになれば、もうこれは避難をさせなければなりませんから避難をということでしたんです。それもいわゆる長野県とか岐阜県があつたんですが、そういう遠くにはやれませんということで先ほど言ったような村から1時間以内に90%ということでありまして、決してこちらがどうこう避難させろとかさせないとかという話ではなくて、きちんとしたルールの中で、そのときそのときの判断で対応させていただいて、国との交渉もしてやっているということでもあります。

議長（大谷友孝君） 佐藤八郎君、残り5分程度です。

7番（佐藤八郎君） 同じ放射線が空からまかれた市町村において、原発により近い10キロとか云々については、緊急、すぐに避難、そのほかについては独自の判断で、それぞれの市町村長の役場職員なりの調査や計測、情報を信頼しあいながら、協議しながら避難をしたわけです。なぜ村長、あなたは国の命令がない限りは何もしないということに考えたんですか。

村長（菅野典雅君） 村民であれ職員であれ、自主避難をとめる権限は全くありません。その当時も随分村民の方は自主避難をされたことでありましょう。あるいは職員もやっぱりぜひ移動したいという話もありました。しかし、やっぱり我々はしっかりとやっぱり村民を守るということだから頑張っしてほしいという話をしながらやったわけであります。

ただ、少なくとも自主避難はそれぞれにはいいですが、少なくともこれから先のことを考えれば、村民のことを考えれば全く全体を避難ということになりますと後でどういうふうになるか全くこれは保証はないわけでありまして。人によっては那須高原あたりにみんなで行くなんていう話がありましたけども、少なくともそれが誰が補償してくれるんですかということでもあります。

その結果、国のほうが避難を、それぞれ対応はしましたけども、結果的には国の避難をしろということがあったので、先ほどずっと話しましたいろいろな賠償なりなんんりの話が十分村民のほうに向けられるということもあるし、その他の支援もいただけるという形になっているんじゃないかなと思っております。

7番（佐藤八郎君） 同じ行政をあずかる他市町村で避難を自主的に、命令なり賠償の保証と

か、今の村長の話し聞いていると事が決まらない限りは放射能浴び続けるということになるんですけど、あの当時の放射線量って、どのぐらいに村長は自覚しているんですか。  
村長（菅野典雄君） 飯舘村が最初に数字が出たのは、多分震災4日目か5日目ですが、44.7マイクロシーベルトであります。その後ずっと下がっていったということが、20ぐらいになっているという、そういうところかなというふうに思っております。

7番（佐藤八郎君） やすらぎに避難した件でありますけど、その当時まだ計測云々、あれでよくわからないという話でありますけど、深谷の辺で、特にあいの沢では国でいろいろとって行って検査したり、あの辺のデータは、もう既に出されていたわけでありましてけれども、そういう中に村長は、まあ長泥、蕨平よりは確かに深谷のやすらぎは低いでありますけれども、決して避難する場所ではない放射線量であったという自覚はなかったんですか。

村長（菅野典雄君） 確かに私も何ら放射能について理解をしているわけでありませんが、少なくとも村民を、やっぱり少しでも安全なところに避難をさせるということでありまして。あのときに、さあじゃ集団でどこか別なところにとということになると、果たして村民のほうがそれに、「はい、わかりました」という話になるかどうか、できるだけ村民の、村内の中にいる中で少しでも放射線の少ないところに移動しながら、みんなで力を合わせてこれからのことをやっぱり考えていきたいと思いますという判断をさせていただいたということでありまして。

議長（大谷友孝君） 八郎君、1時間……（「終わります」の声あり）はい。

3番 菅野新一君

3番（菅野新一君） それでは、私からは平成28年の9月の第8回の定例議会に当たり一般質問を行うものであります。

あの東日本大震災に伴う東京電力第一原子力発電所の事故による、私たち飯舘村民は世界でも類のない、数少ないこのような事故で全村避難を余儀なくされ、5年半の長い年月を過ぎようとしております。私たち村民は、この避難で大変不自由な生活を送ってきました。それでも来年の3月末をもって避難解除となり、帰村宣言をすることと決まりました。この避難解除は、今すぐ戻りたい人の解除であり、あくまで強制ではありません。そのため何らかの事情で今すぐ戻れない個人個人の立場で少しでも課題を解消しながら、ここ数年は村には戻れない、そう考えている方もいるわけでありまして。また、戻らないと考える村民もいるわけでありまして。そのような立場の村民に対して、村では今までずっとこの5年半の間、村民一人一人に寄り添った支援がとってきました。一人一人に寄り添った支援と対応が私も必要と考えられます。村に少しずつでもありますが、復興は進んでおります。私たち震災以前に飯舘村が戻るには容易ではありませんが、少しずつではあります、一人でも多くの村民が帰ってこれる努力をしなければなりません。そして前進をしていかなければなりません。

私からは課題の、多くの課題のある中から、私たち村民が少しでも生活環境がよくなるよう、そして多くの人々が村に帰れるよう国や村がどのような取り組み、対応をできるかをお聞きいたしたいと思っております。

それでは、私からは3項目7点ほどの質問をいたします。

まず、1番目といたしまして除染全般にかかわる課題についてであります。今28年度には、ほとんどの除染は終わるといっていますが、道路状況もきのう、5日の日に蕨平、風兼、あっちのほうの林道とか村道を一回りして眺めてきましたが、今後どの程度で終わるか進捗状況を伺うものであります。

1番目の1の2として、ため池、共用または個人所有の用排水路の除染はどのような方法や取り組みを考えているか伺うものであります。

除染関連で森林再生または里山除染は帰村後、村としての取り組みと対応を伺うものであります。

2番目として、農地保全と帰村後の農業経営にかかわる全般の支援であります。1番目でお尋ねした除染完了でない中、畦畔、用排水路の手入れ後の草などの処分方法は今後どのように考えるか、村の対応を伺うものであります。

2番目といたしまして、大規模農業経営の支援だけでなく帰村後は小・中規模経営に対してもハウス設備や小農機具などの支援をしなければならぬと私は考えますが、村の対応を伺うものであります。

3項目目として、避難解除後の多くの課題と村の対応を伺うものであります。

今後多くの村民が何らかの事情で村外で居住、生活圏を有し、生業、なりわいとして村に通う人が多くなるのではないかと考えられます。そのような村民の支援や対応、そして今後帰村後の住民票等の取り扱い、村の所見を伺うものであります。

3番目の2番目として、避難前ではありますが、村内にあった村営住宅または賃貸住宅などに住んでいた人数と世帯数を伺うものであります。以上であります。

村長（菅野典雄君） 3番 菅野新一議員のご質問にお答えをさせていただきます。大きく3つありますが、2つ目に私のほうからお答えをさせていただきたいと思っています。

2つ目の問題は、農地保全と帰村後の農業経営にかかわる全般の支援についてということであります。

まず、1点目の畦畔、用排水路の手入れ後の草などの処分、どうなんだというご質問であります。

畦畔の草刈りについては、中山間等直接支払交付金事業あるいは多面的機能支払交付金事業、あるいはまた福島県営農再開支援事業を活用することが可能になっておりまして、用排水路の手入れであります。多面的機能支払交付金事業を活用することが可能であることから、集落や地域保全会、復興組合による取り組みをお願いをしているところであります。

ご質問の手入れ後の草であります。現在は野焼きが全面的に禁止されているということで刈り倒しのみとしており、刈り払い後の草の集積はしないようお願いしているということでもあります。

ただ、それでいいのかということになりますので、なお、刈り払い後の草が降雨時に水路などに詰まってしまうということが考えられるわけありますから、そこをどうするかということで、集落によっては中山間推進協議会の補助事業を活用いたしましてトラ

クターにつけるハンマー・ナイフ・モアやオフセット・シュレッダーを導入し、雑草を粉砕しながら草刈りを実施しているというのがございます。村では粉砕による草刈りによって一定の効果が上がっているものと見ておりますので、今後も中山間推進協議会を通して各集落で、この機器導入の検討をしてみたいと考えているところであります。

また、現在、農研機構が除草剤によるカヤなどの除草について実証を実施しておりますので、除草剤での除草が有効な手法として実証された際には集落などに技術情報の提供を実施してみたいと、このように考えているところであります。

次に、2点目であります。小・中規模経営に対するハウスの設備とか小農機具の支援など、どうなのかという質問であります。まさに大切なことだというふうに思っております。

村では村内での営農再開の計画を立てている意欲ある農業者については、その規模を問わず、ご要望をお聞きした上で国、県の事業活用が可能かどうかを検討をしまして、原則として営農再開時期が早いものから順次事業を実施をさせていただいているというところであります。現在、松塚地区では国の被災地域農業復興総合支援事業というものを利用いたしましてカスミソウ生産組合による栽培用として比較的小規模な間口が4.5から5.4メートル、長さが18から36メートルのパイプハウス17棟を整備中ですが、営農再開のために必要な農業用設備や農業用機械は営農計画に合った適正な規模であれば導入することができるものと考えているところであります。

なお、本年においては、平成29年度以降に営農を再開する計画をお持ちの農家については、6月末までに見積書、カタログ、図面などを役場農政係まで届けていただくよう、広報おしらせ版で周知をしたところですが、現時点では23件の園芸農家、畜産農家から要望が上がってきているところであります。これらの要望について、今後、個別にヒアリングを実施し、平成29年度に国県の事業を活用することができるよう調整してみたいと、このように考えております。

なお、国・県の事業に当てはまらないものは、全てというわけにはいきませんが、議会と相談しながら村単独の事業として、いわゆる陽はまた昇る基金などを活用して農機具とかハウス、あるいは家庭内でできる野菜などをつくるようなハウスとか、あるいはイノシシを防ぐ電牧とか、そんなことも国の事業がなければ、全部というわけにはいきませんが、全額というわけにもいきませんが、村民のためにしっかり、復興のためにそういうのを、村独自もやっぱりやっていかなければならないなど、こんなふうに考えているところでありますが、いずれにしても議会とも相談しながら、村民の声を聞きながらということであります。

他の質問は、それぞれ担当のほうからお答えをさせていただきます。以上でございます。  
復興対策課長（中川喜昭君） 私からは、1の除染全般にかかわる課題についての1の1、1の2の2点について関連がございますので、一括でお答えさせていただきます。

まず、1点目の平成28年度の道路除染の進捗状況についてであります。現在進めております道路除染については、村内の国・県道及び村道等を対象として平成28年度内に完了に向けて進められております。7月末までの進捗率であります。80%というふうに

国のほうから報告をいただいております。道路除染の内容は、国の除染ガイドラインに基づき進められており、道路路肩の除草、道路面については回収型の高圧水洗浄を行っております。道路側溝等については、コンクリート製品が敷設してあるU字溝については堆積物除去と高圧水洗浄し、流末で水を回収し、処理を実施しております。また、U字溝が敷設されていない水路については、表土削り通りの除染を実施しております。

次に、2点目のため池の用排水路の除染は、どのような方法や取り組みを考えているのかについてお答えいたします。

現在進めている用排水路除染についても、国の除染ガイドラインに基づき進められており、コンクリート製品のU字溝が敷設してある水路については、堆積物除去を実施しております。また、U字溝が敷設されていない水路、いわゆる土水路については当初、除染の対象工事から外れておりました。村民からは、今後の営農再開に必要な土水路も除染をすべきではないかと要望を受け、国と協議をしてきた結果、平成27年度の途中からではありますが、土水路の表土削り通りの方法で除染を実施しております。

私からは、以上でございます。

副村長（門馬伸市君） 私から、1点目の除染全般の中の森林再生と里山除染についてお答えをいたします。

本村は面積の約74%ほどが山林であり、ほとんどの家屋の裏手には里山が広がっています。この里山は居住区域に密接した住民の生活空間の一部であるため、村では農水省の責任において交付金による里山再生事業の創設と林内作業の具体的な基準の策定と弾力的な運用、さらに作業員の安全確保に係る対策費用の支援を実施するよう、昨年7月14日付で林野庁長官宛てに要望書を提出したところであります。

これに対して、ことしの3月9日付で復興庁、農水省、環境省、それぞれが連携して福島の住民の安全・安心の確保及び森林・林業の再生に向けた総合的な取り組みを進めていくという方針が示され、里山再生モデル事業が示されたところであります。

この里山再生モデル事業は、地域が選定したモデル地区において里山再生を進めるための取り組みを総合的に推進し、その成果を的確な対策の実施に反映することを目的としておりまして、向こう3カ年の実証期間を設けることとしております。また、里山再生モデル事業は村の事業案に応じて国側で事業実施主体や活用事業を整理、調整することになっており、村では事業メニュー案について、現在、復興庁との協議を進めているところであります。

なお、村としては国による里山再生事業ではなく、村が直轄で事業ができる交付金事業を要請しており、実現に向け、引き続き働きかけてまいります。

以上であります。

総務課長（愛澤伸一君） 私からは、ご質問の3. 避難解除後の多くの課題と村の対応についての1点目についてお答えをいたします。

村は帰還困難地域を除き、来年3月末をもって避難指示解除となるわけではありますが、解除後においても農地等の保全管理や店舗、工場等の仕事のために村外から村に通われる村民もたくさんおられることと思っております。

まず、村に住所を持って村外から通って仕事をされる方への支援についてであります、村民が村の中で行う事業に係る国・県の補助事業等については、今までどおり村を通して申請していただくようになるものと思われま。また、事業の認定につきましても、特段支障になる問題はないのではないかと考えているところでございます。

村といたしましては、今は事情があつて戻れない村民に対しても、きめ細かな国県補助制度を継続するよう要望するとともに、将来的には帰村していただけるよう雇用の確保や生活環境の整備を図ってまいります。

同時に、村外へ移住する選択をされた方に対しましては、避難の長期化や家庭の事情等によるやむを得ない判断であり、国や県で支援できるもの、村が独自で支援できるものについて、早急に検討し、村民に示したいと考えております。

なお、住民票についてでございますが、住民基本台帳法に基づく制度でございまして、納税や選挙人名簿への登録、国民健康保険、介護保険、国民年金、児童手当、学齢簿などなど基礎的自治体として行うさまざまな事務処理の基礎となるものでありまして、基本的に村外に転出された村民の方につきましても、転出先の自治体が行政サービスを提供することとなります。

村といたしましては、転出後も村との関係を継続して希望される方とは村の広報紙などの情報提供や各種イベントの周知など、できる限りの支援をしてみたいと考えております。以上であります。

建設課長（高橋祐一君） 私からは、3番 菅野新一議員の3の2. 避難前、23年3月11日以前の村営住宅または賃貸住宅などに住んでいた人数と世帯数のご質問について、お答えします。

平成28年3月11日現在の数字ですが、村営住宅の入居状況は152戸416人でありました。その他村内の民間住宅は2カ所で14世帯40人となっております。以上です。

#### ◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 喫飯のため、暫時休憩します。再開は午後1時10分からといたします。  
(午前11時56分)

#### ◎再開の宣告

議長（大谷友孝君） 休憩前に引き続き再開をいたします。  
(午後1時10分)

議長（大谷友孝君） 建設課長。

建設課長（高橋祐一君） 先ほどの3番 菅野新一議員のご質問の中で3の2. 避難前の23年3月11日以前の村営住宅または賃貸住宅などに住んでいる人数と世帯の答弁の中で「28年3月11日現在」というふうな回答いたしました。正しくは「23年の3月11日現在」ということで訂正お願いしたいと思います。どうも申しわけありませんでした。

3番（菅野新一君） それでは、再質問を、二、三いたしたいと思います。

まず、道路除染の状況であります、蕨平、風兼、小宮線等の状況を前日ずっと眺めてきましたが、28年度に砂利の入れかえやなんかは到底できない状況ではないかと思ってきました、その辺はどのような状況になっておりますか。

復興対策課長（中川喜昭君） 道路除染につきましては、今かなりの班数が入って、各行政区に入っているということでありまして、行旅的にそれぞれの請け負った業者が、除染作業とは別な班が入っているということでありまして、随時進めるということでありまして、答弁の中では高圧水洗浄使って道路面ということでありましたが、これは舗装面の話でありまして、農道林道等また砂利の村道等については削りとりを行って、また砂利で戻すという形ではありますが、一応今環境省のほうとの行程の打ち合わせの中では28年度、28年内には全て完了するということでありまして、今後のその進捗については、きちんと見守っていきたいと思います。以上であります。

3番（菅野新一君） あと、2つ目の質問でため池という質問をいたしました。その通称ため池は宅地周辺にあるサクダナなどと呼ぶ田んぼの上流に必ずといっていいぐらい小さな沼、池などがある状況であります。村全体を見ますと。その沼などは除染をする、除染をするというよりも泥やヘドロを比較的簡単に取り除くことは作業行程としては容易ではないかと考えますが、今後村民の不安を少しでも取り除くために、ぜひこれは実施しなければならぬと考えますが、村としての所見を伺います。

復興対策課長（中川喜昭君） ため池除染につきましては、今回国の直轄の対象エリアに入っていないということで議員おただしのように村民からもこれまで何度となくため池についても実施するようということをございました。そういう声もありまして国のほうにいろいろ要望する中で今回の環境省による除染という部分ではなくて、農水省のほうでため池の、今お話しあった底質土除去というような形での対応という話になっているところがございます。26年度かというふうに思いますが、村内の5カ所程度だったかと思えますけれども、そのため池の底質除去を実証という形でやりまして、ある程度有効性はあるという判断の中で国農水省と県のほうと協議をしまして県の基金事業として、その底質土除去については事業化されたところでありまして。

村としましては、なかなかそこまでの部分ですね、しなければならぬという部分であります。なかなか県との協議が進んでなくて進められない状況であります。やはり今後ですね、その底質除去は必要かというふうに思っておりますので、県並びに国のほうとも29年度に向けて検討させていただければというふうに思っております。

今ため池の村内に多分47、台帳によっては47カ所程度で、実際にため池といわれるものが150カ所以上あったかというふうに思っておりますが、それらを全てその方法でやれるかどうかという部分もございまして、そこら辺も含めながら検討させていただければというふうに思っております。

なお、村民からも多くの声を聞いているということがありますので、今後対応に向けて検討させていただければというふうに思っております。以上であります。

3番（菅野新一君） このため池のヘドロの取り除くことは割合と今の重機などでやるのは簡単に取れる状況なんで、こういうのは一番は村民が不安、除染の不信感があって多くの村民がまだ不安だというのが非常に多いわけでありまして、その辺もよろしく来年帰村するという状況の中では、もっと進んだ答えが必要ではないかは私が考えるものでありますけど、ため池は終わりました、森林再生と里山の話であります。現在実証モデ

ル除染などはしようとしているようではありますが、村は29年の4月には避難解除となり、村民は村に帰るわけであります。その村で林業をなりわいとしている方々のためにも、もっと進んだ状況が、今検討中、要望中では、これは非常にその方々に対しては不安を感じさせるわけでありますから、その辺の必ず帰った人は裏山にも行くし、山の手入れもするような状況になる可能性は非常にあるわけでありますから、その辺の村としての方向性、考え方、所見を伺うものであります。

副村長（門馬伸市君） 全くそのとおりだと思いますが、以前にもお話ししておりますが、現在山の自由に出入りできない状況になっています。なおさら仕事する場合には線量管理があって、その線量管理も8時間ではなくて途中途中で3時間4時間ぐらいの作業であれば、そういうふうに交代をしながら作業をすればできんじゃないのっていう話はしているんですが、なかなかガードが、ハードルが高くて、なかなか国の今の基準が崩せない状況になってると。国としては多分モデルをやってみて、きのうの新聞にも出ていましたが、川俣、広野、川内、葛尾ですか、4つが先行してスタートするというのですが、村も追々近々計画書をつくって、上げて、モデルに入りたいと、こんなふうに思っています、そのモデル事業の状況を見ながら、その次の段階に移らざるを得ないのかなというふうに思っています。

いずれにしても、ずっと里山除染っていいですか、再生については、2年も前から要望をずっと続けてきていますので、新たな制度としての交付金事業というのも含めて強く要望していきたいというふうに思います。多分皆さん帰られるときに裏山にという心配もあると思いますので、継続して国のほうには要請していきたいというふうに思っています。

3番（菅野新一君） あと、今森林再生、里山の話がしましたけど、森林再生復興事業などとして事業を位置づけて、バイオマス発電または熱利用などの事業が可能なかどうかを、村の見解を伺うものであります。

村長（菅野典雄君） 飯館村、森林の村でありますから、当然本来であれば山を活用したいろんな産業を興し、あるいは熱利用というものは考えられるということでもあります。ただ、残念ながら飯館村の場合には放射能に汚染された農地、山林、農地のほうは今お話が、質問がありましたようにフレコンバックなどに取っていただいておりますが、山のほうはないということでもあります。入るのにもなかなか大変だと、こういうことでもありますので、そこをまずしながら、もう一つ木質バイオマスになりますと、1つの問題は出てきたときの灰が、誰が処理をするんだということでもあります。国のほうが処理をしてくれるということであれば、まず一つ解決はできるんですが、それが無いということになれば村の中に高濃度の灰がたまっていくということになるというのが、一つあります。

それから、もう一つはやっぱり一時の話ではございませんので、やはり経営として成り立つという組み立てを、どういうふうにするのかということでもあります。なかなか大規模というのは難しいでしょうから小規模になります。小規模は小規模なりにいいところもありますし、また経営的にはなかなか難しいということもある。ですから、どこが事業主体になってどういうふうにするのかという課題と、灰をどうするかという、こ

の2つの問題をもうちょっとやっぱりきちんとしていかないと、多分、はい、じゃ木質バイオマスという形には、やっぱりそう簡単にはならないんじゃないかと、このように思っているところであります。現在のところ。

3番（菅野新一君） これはこういう決まりがあってできない、灰の処分がどうするかと自体が国の責任でやってもらうっていう方向性を考えなければ、一向に村の復興だの住民の不安などは一向に解消されないと思うので何度も、何回か聞いたんでありますけど、そういうことであります。

質問を変えます。2つ目の農地保全と帰村後の農業経営にかかわる全般の支援についてであります。現在野焼きたき火などができない状況である。現在畦畔や用排水路の土側溝から出る雑草、除染した後はきれいに草が伸びなくても土手だの用排水路は非常に草の繁茂が激しい。その草自体が今までこの5年の間に除染はしていながらも放射能カホンカの植物に対しては非常に吸い上げる。それを刈ってまた燃やすこともできない、そこで腐らして、また地下に沈殿させる、そういう状況が一番村民は不安な状況であって、やっぱり何かもっと変わった草の処分、最終的には高濃度の灰の処分までという方法を考えなければ今の状況から脱出できない状況にあるのではないかと私は思うんであります。そのためにもやっぱり焼却施設などは、ぜひ村の発想として国に要望や要請をしなければならぬのではないかと考えております。

また、帰村後の農業にかかわる支援であります。今後大規模農家支援はもちろんであります。小規模農家にも初めは自家消費の家庭野菜、自家消費できる村内で白菜とか大根とかそういうものをつくりながら、放射能が出ない安全安心であるならば、あと小さい小規模の農家で販売目的にも栽培ができる、そのためにも小規模農家にはハウス設備、この答弁資料にありました30何戸のあれは、これはあくまでも今要望がありましたって答えであります。あくまでもこれは小規模でなくて中規模、それ以上の規模の方が要望している状況であると私は思うので、これから村内にお年寄りの方がやっぱりどうしても自家菜園で菜っ葉、大根、買って食うよりもつくって食わなくちゃなんねえって人がいっぱい出ると思うの。そういうものを、小さな金額でも支援でもいいからやらなくては、やっぱり高齢者のためには、健康増進のためにも、ぜひこういう支援は村独自でもやるべきだと思いますけど、どのようにお考えですか。

復興対策課長（中川喜昭君） おただしの部分で2点ございました。

まず、1点目の除染後の草の部分の対応についてでございますが、今現在は刈り倒しということでそれぞれ中山間なり多面的機能の部分でお世話になっているところでございますが、その後ですね、1番は村としましては今まで除染が終わってきたところの畦畔並びに田面などの雑草等の調査を、線量的にどのくらい濃度があるか調査をしてきたところでございますが、須萱、二枚橋方面の部分の経過でございますけども、200ベクレルから400ベクレル程度の濃度があるということは確認をしております。この程度であれば、田面のほうのうない込み、すき込みなどにも使っても大丈夫かなという部分では考えておりますが、なかなか村民の方々、そこまではっていうような意味合いをもってらっしゃるかなというふうに思っ、今のところはそこのような形のお話はしておりませんけ

ども、実際的にもう少し現在出る雑草と除染後に出る雑草等の濃度をきちんとはかって、あとは地域的にもそれらを公表しながら、今後の草刈り対応の一部に入れていければなどというふうに思っております。あとは刈り倒した後の処理がなかなかできなくて埋まっていくという二次的な被害も出ておりますので、これらの対応もそれらの線量をきちんと濃度ををはかって今後方針なども決めていければなどというふうに思っております。

先ほど答弁の中でトラクターにつけるモア関係、これらも一つの方策かなというふうに思っておりますが、その辺についてもやはり濃度をはかりながらやっていきたいというふうに思っております。

あと、国も調査で今除草剤の活用という部分も今視野に入れておまして、それらについても今後方針が決まれば、またお話をさせていただければと思います。そういう意味では新たに焼却炉をつくるということもなかなか難しい部分もございますので、まずはその実態を知っていただく中で進めていければというふうに思っております。

あと、今後帰村されて大規模なり中規模なりの方々には復興交付金なりの交付金事業でいろいろご支援をさせていただいておりますが、今議員がおっしゃりました家庭菜園的な部分、生きがいを兼ねた自己菜園をつくるというの方々への支援という部分がありましたが、今村でもその方々をどう支援するかということで先ほど村長の答弁の中で陽はまた昇る基金という言葉がありました。それらも視野に入れながら支援してまいりたいというふうに思っております。以上であります。

3番（菅野新一君） あと、農地保全の一環として村としては大型圃場の整備、あと山間部の基盤整備とか、または農作物が作付できない不便な場所などの他産業への移行などは、ぜひ考えなくては、復興組合だけに頼ってのあれは到底無理ではないかと思うんで、その辺は村としてどのようにお考えですか。

復興対策課長（中川喜昭君） 議員おただしのおり、今後の営農再開に向けて、やはり農地の保全という部分が大きな課題になっていくかなというふうに思っております。今各行政区のほうに多面的機能の交付金事業、農地水関係の国の認定の見直しを各行政区ごとにお世話になってるところでございます。その中の随時行政区のほうから要望あった際、行政区において説明をしておりますが、実態としてなかなか継続的に本人がやるのではなくて地域内に担い手がいれば委託などでお願いしたいという話があるというふうにも聞いております。そういう意味では、もう5年も作付してないという部分で、今後の保全も含め営農に向けて農家の方々の意向が、意思といいますか、それが変わってきている部分もあるのかなというふうに思っております。今現在は農業復興組合の中で何とかその辺の相対での部分とかでお願いしたいというふうに思っておりますが、今後村としましても、やはり農地全体の見直し、作付する箇所等を、もう一度行政区の方々とお話をする必要があるのかなというふうに思っております。そういう意味では、やはり基盤整備等行った1種農地については、やはり今後地域で営農再開に向けての農地に使ってもらうとか、あと山合いの部分については何か違う作物の作付をお願いするとか、そういうような対応がこれから必要なのかと、協議が必要なかなと思っておりますので、今後その辺は慎重に進めさせていただければというふうに思っております。以上であり

ます。

3番（菅野新一君） 質問を変えます。それで、最後の質問になりますけど、避難解除後、29年の4月よりすぐに帰りたいという人もいるが、またここ何年かはいろいろな事情、問題があり、帰れない人もいることと考えられます。また、帰らない人もいることも考えられる。そのいろいろな生活環境の中である村民に対して、村は今まで一人一人に寄り添った支援が必要と何度も言ってきましたが、そういう方にはどのような支援があるか。あわせて、それと避難解除になっても住民票は今までと同じと考えているのか、いいのかを、村の見解を聞きたいと思います。

総務課長（愛澤伸一君） 来年3月避難指示が解除された以降の住所要件についてのおただしというふうに思っております。答弁の中でも触れさせていただいておりますが、住所をどこに置くのかということにつきまして、避難指示が解除されたので戻る方は村の住所あるいは避難を継続される方は直ちに転出してくださいというようなこういう規則決まりはないのかなというふうに考えてございます。避難といいますが、震災の前もですね、いわゆる住民基本台帳に記載された、いわゆる村に住民票をもってお住まいになってる方の人口と、それからいろんな理由で、例えば子供さんが高校や大学に進学されて村から出ていかれる、理由は入院されているとか、あとはほかの地域で仕事をされているということで村に住所を置いたまま村の外で生活されている方、あとまた逆にほかの市町村の住所をもったまま村の中で何かお仕事をされている方、そういった方おられるわけで、避難解除になったから村に帰る人は村の住所、ずっと住まわれる方はすぐに住所を避難先に移してくださいと、こういうことにはならないのではないのかなというふうに考えているところでございます。

ただ、答弁の中でお話し申し上げましたのは避難、いわゆる避難解除後もずっと続けて避難先で生活される方について、村に住所を置いたまま生活されますと避難先で行われる各種の行政サービスが受けられないという事態も想定されますので、その辺のところは住民の皆さんお一人お一人にご検討いただいて、どういう住所の選択をされるのがよしいのかご判断いただければというふうに思っております。

3番（菅野新一君） 多分に今後なんですけど、村に仕事を持って事業所に通う役場の職員の方々も同じでありますけど、個人によって年数はここ何年に村には戻りたいんだっていう人はいろいろいるかと思っておりますけど、そういう村外に居住をして村内の企業や職場に通う方々の支援などは今後、一番は冬場、八木沢峠、堀坂峠に関してははすごく冬場は、冬場の状況は除染作業員がいないから車は簡単に来れると判断はするかもしれませんが、峠越えをするという、仕事のために峠越えをするという方々のため、やっぱり特別な村独自の支援などは考えは、もちろん特老に通う人もそうであるし、菊池に通う人も役場に通う人もあるんですけど、そういう特別な村独自の支援の考え方はどういうふうに考えておりますか。

副村長（門馬伸市君） 通勤に車で通勤される場合にガソリン代とかそういうことにはならないと思いますので、実は南相馬とか福島、二本松のほうから通って企業に勤めている人も結構おります。村に冬の間だけでも住宅、村の住宅に入れてもらえないかという話が

ありますので、住宅の今公営住宅の改修、リフォームをやっていますから、多分秋にも出るというふうに思いますので、そういう場合の冬だけでなく年中、距離が遠いんで村の住宅に入れてもらえないかという話もありますので、村としてはその辺の配慮は十分できるのかなというふうに思いますが、前に話したようにガソリン代の一部を補助するとか、車代の購入の際の支援するとか、そういう個人の部分についてはなかなか難しいと思いますけれども、そうでない今のような住宅の確保であるとか、そういう面では支援していけるのかなと、こんなふうに思っています。

3番（菅野新一君） それでは最後の再質問に入ります。この最後の3の質問なんでありますけど、避難前、これ今副村長が答弁したのとダブるのかなんては考えておりますけど、避難前の23年の3月11日以前の村営住宅、賃貸住宅などに住んでいた人の人数はということをお伺いしておりますけど、私はこの質問はそれなりに平和な暮らし、避難に遭わなければ平和な暮らしをして小さな子供さんなどがおり、また仕事もあった、そういう家庭、この放射能の不安を感じ、少ない賠償の中で大変な中で村外に居住を、住むかなという若い世代が村には多くいるわけです。そして仕事も、その避難するがために定職のあった仕事をなくして働けない方も多くいる、そのためにこの質問をしたわけなんですけど、これそのような人のために賠償の話になったと思うんですけど、非常に公営住宅に住んでいた方は全く精神的慰謝料10万、そのほかに家財が安い方かその辺は個人の違いでありますけど、それしかなくて村外に出て住居を構えなくちゃならない村民が多くいるわけ。その人のためには、やっぱりもっと村は真剣になって考えなくては寄り添った支援、施策なんてないんでないのかと思って私はこの質問をしたんであります。

副村長（門馬伸市君） 村の住宅に入居されていてそれで現在は住宅に村には戻らなないので村外に住宅を新しく新築されたりという話でありますけど、住宅に入っていた方であれば、よその村外の住宅に住んだ場合は住宅の損害の住居家屋損害ってアパートの部分があるんですが、住宅とかアパートの部分があるんですが、その賠償は多分受けられるはずなんです。こちらにいれば10万、戻ってくれば10万だけなんですけども、よそにアパートを借りて住めば300万近くのっていう、そういう賠償の制度にはなっていますけれども、例えば家を新築されたりというのに村は何かしろと言われても、それは村で個人の財産の部分に何か支援できるというのは、もう議員も多分ご理解いただけると思いますが、そういう方々のために、例えば税制の面とか住宅の取得のための税制の面での減免措置というのも現在ありますから、そういう税制の減免の恩恵なども受けながら、しかとって村で住宅を新築したり新たな生活をするのに賠償が足りないから村で何とかしてもらわないと困るというのは、これまた村にとっても個人の財産にそういう支援をしていくというのは今までもやってきませんでしたし、多分税金を使って個人が住宅を建てたのに、その支援、補助をするというのも、これも難しい話ですので、私が先ほど申し上げたように勤務が大変であればそういう住宅の確保、村内に村の住宅のリフォームしたところに入っていくとか、そういうのはあるというふうに思いますけれども、今の話だとなかなかこれを村の財政の中から、予算の中から補助していくというのは多分同意がなかなか難しいのかなと、こんなふうに思っていますので、多分よそ

に住居を構えられる方はいろいろ難しい面を抱えながら移住される道を選択されたんだと思いますから、そういう方に対しては先ほど課長が答弁したように、これから戻らない人に対する、あるいは今は戻れない人に対する支援、これも簡単ではありません。簡単ではありませんが、具体的に戻らない人、今は戻れない人にはどういう村としての行政の支援ができるのかというのは、そんなに時間をかけないで詰めて皆さんに示していければなど、こんなふうに思っています。

3番（菅野新一君） 今の副村長の答弁でありますけど、これは賠償につながると思うんですけど、本当にこの避難がなければ何らそれなりの生活はしていたと私は思うんです。この避難がするために職場に変わって仕事はかえることもない、働けない人もいっぱい飯館村民としての籍をもっていながら困っているという人がいるということは、これは村として把握してもらわなくてはならないと私は思うんであります、やっぱりそこで個人的な資産を形成をするんだ。いや、個人的にあの人何百万足りないからくれんだなんていうことは、俺、しろとは言っていない。はっきり言って。やっぱりもっと親身になって村民のことを村自体が、非常に不満を持っているのは財産を持っていて、それなりの賠償が何とか間に合ったなんていう感じの人はいいんですけど、そうでない人がいっぱいいるということを村としては考えなくてはならないと思うんであります。

私の質問は終わりです。ありがとうございました。

議長（大谷友孝君） 2番 渡邊 計君。

2番（渡邊 計君） 第8回定例会におきまして一般質問を行わせていただきます。

当村は、あと6カ月と20日余りで避難解除を迎えるわけでありまして、きのうで1年避難解除から1年を迎えた檜葉町、ここにおきましては、まだ帰還率が10%にも満たないという状態であります。職員の方々は一人でも多く帰還していただくよう日夜努力していただいていることには感謝申し上げます。その中でも私自身が数点気づいたことについて質問させていただきます。

まず、第1点としまして介護、そして老人福祉問題についてであります。

震災前、特別養護老人ホームは112人の入居者を抱えており、職員も88名ほどいて、この震災がなければもっともっと施設も大きくなって介護を受ける人たちも安心して受けられたんじゃないかと、そのように思うわけでありまして、この震災によりまして、震災というよりは東電の事故によりまして6年間停滞し、それが今度は一気に解除によって再開した場合にどれだけのことができるのか、どんな問題があるのか、そういうことを伺っておきたいと思っております。それで、介護問題につきまして、現状の課題は何か、そしてそれを解決するための施策・対応策はどういうものかをお伺いいたします。

2番目に、2地域居住についてであります。現在、避難していることにより2地域居住あるいは二重住民票という形で認められて、いろいろ優遇されてるわけでありまして、これもなくなることによってどんな弊害、どんな問題点が出てくるのか。そして村としてはこれがいつごろまで、何年ぐらい継続されればいいのかということについてお伺いしていきます。

第3点、営農再開（畜産等含む）についてでございますけども、現在除染により農地に

はゼオライト、そしてカリをたくさん入れましてコウハンして農家に返すということでもありますけども、カリをたくさん入れることによってカリ過多による弊害が伊達市のほうで出ているということになりまして、伊達の議会のほうで一般質問もされておりますし、それによってカリ過多の飼料を食わすことによって牛が大分亡くなっているということも発表されているわけでありまして、このカリ過多による畜産への弊害、また人間は牛ほど主食としているわけでないので問題はないかと思えますけども、人間に対してもそういう弊害は出てこないのかということについて、またその対策をどのようにするのかということについてお伺いいたします。

3の2としまして、畦畔・のり面等未除染地域の除草についてであります。

畦畔及びのり面というのは除染はしたといいますが、当村のいうように5センチの剥ぎ取りではなく、あくまで深刈りをしているだけという状態で未除染と同じではないかと。そこに生えてきた草をどのように処理していくのか、そのことについてお伺いいたします。

3の3としまして、条件が悪くて放棄せざるを得ない農地、要は今いろんな事業で中山間地、農地・水、農業再開の支援、そういう事業で組合をつくって何とかできないかという事業が進んでおりますけども、結局組合に関しては場所のいいところ、そういうところしかやってくれない。山ザクの狭い部分はやってくれない。じゃ、その部分に関して戻るお年寄りたちや、あるいは村を離れた人たちがどうしても対応ができなく、手入れができなくなった、そういう場合に農地としていつまでも税金を納めたくない、何とか雑地、そういうものに地目変更したいと、その簡素化を求める声が聞かれる中で村としての対応はいかにできるのかということをお尋ねいたします。

次、4としまして家庭内ごみの処理についてであります。

現状長期宿泊に対するごみ処分の方法、いろいろ出ておりますけども、これが解除になった場合、この家庭内ごみを焼却とするようになると思うんですが、これの対策に対してどのように現在村は考えているのかお伺いいたします。

5番目としまして、除染と線量についてであります。

村長は懇談会等の中で1マイクロシーベルト/時間当たり、これを年間5ミリシーベルトで解除してはいかがかということをお話されてきましたが、線量マップなどを見ますと、まだ1ミリ、1マイクロシーベルトから、それより低減されてない地域がまだまだあるということに対して村民への説明をどうするのか伺うものであります。

以上5点、5項目について回答願います

村長（菅野典雄君） 2番 渡邊 計議員のご質問にお答えさせていただきます。

5番目に除染と線量について村民への説明どうするのかという話であります。懇談会で1マイクロシーベルト、年間5ミリシーベルトの解除の話はされてきたが、低減されていない場所への対応ということでございます。

質問の時間当たり1マイクロシーベルト、年間5ミリシーベルト、これまでも何回も答弁しておりますが、解除時の空間線量ではなくて村の除染の目標値が5ミリシーベルト、ここ以下に下げるように除染をするようにという話であります。ご理解いただきました

いというふうに思います。村の除染目標値であり、長期的には国と同様の1ミリシーベルトでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

低減されない場所の対応と村民への説明であります。国は面的除染後に本格的にフォローアップ除染として局所対策工事を実施をして、できる限り空間線量の低減を図ってきているところであります。実施に当たっては、所有者等にその除染の場所の確認などの協議をし、除染をしていいかどうかということでの、その結果、あとはまた結果についても所有者などに報告をしているはずであります。今後も国は一定期間を置いて継続的に、その詳細なモニタリング調査を実施して、フォローアップ除染を進めるという話をしていくところであります。これらの計画について、今後国と協議することになっておりますので、具体的な内容が決まり次第、議会の皆様とも協議をさせていただきますし、また村民にもお話をしていきたいと、このように思っているところであります。

ただ、いずれにいたしましても線量を少しでも下げるためにあらゆる努力は惜しまないし、要望もきちんとしていくと、こういうことでございます。

他の質問はそれぞれ担当課長のほうからお答えさせていただきます。

健康福祉課長（但野正行君） 私からは、介護・福祉についてのご質問で介護の現状と課題、そしてその解決策についてのご質問にお答えさせていただきます。

初めに、介護保険に係る認定の状況であります。8月末現在の認定者数は要支援者が163人、要介護者が328人、合わせまして491人となっております。また、村内の介護事業所数はいいたて福祉会と社会医療法人秀公会との2事業者であります。

いいたて福祉会は震災前の職員数82人に対し、現在49人とスタッフの確保が極めて難しい状況で、施設入所はショートステイを含め、定員130床に対して現在は60床を休止し、70床の定員で運営をしており、現在の利用者は36人となっております。訪問介護・デイサービス、ショートステイはスタッフのめどが立った段階で再開することとし、現在は休止状態となっております。また、社会福祉法人秀公会の通所リハビリサービスは休止しております。

次に、課題であります。現在避難先で受けていたサービスを帰村されてから同じように受けられる環境には残念ながらございません。介護に係るスタッフは全国的に不足しており、いいたて福祉会においても、より深刻であります。

次に、解決のための施策・対応についてであります。介護サービスの全てにおいてマンパワーに頼らざるを得ない現状にあります。介護スタッフの求人を広く求めるとともに、当面は近隣市町の介護事業者が村内で事業展開しやすい誘導策を検討してまいりたいと考えております。さらには、村内事業者がショートステイ、デイサービス、在宅介護など震災前のサービスを再開できるように協議を続けてまいります。

介護保険サービス利用は基本的には国民誰もが同負担・同サービスが受けられますが、地域により事業所数が異なるなど地域差があることも否めない現実であります。

一方、高齢者福祉の施策として高齢者が外出の機会を失い、引きこもることがないように、まずはいいたてクリニック内の一部を活用してお茶を飲んだり会話を楽しめるようなサロンスペースを提供できるよう調整をしております。また、そのサロン活動が各地区

へ広がるよう支援策も講じるとともに、昨年度から事業再開している地域お助け合い事業などの活用も含め、対応していければと考えております。

高齢者が村内に点在することも想定されますが、今後、社会福祉協議会、村内の郵便局、金融機関、JAと連携し、見守り態勢について補完していけるよう協議をすることとしております。

村では、介護保険サービスを利用することなく、健康で長生きの健康寿命を延ばしていくべく各種健診を初めとした健康づくり、認知症予防など介護予防事業を、さらに充実させてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。以上でございます。

副村長（門馬伸市君） 私からは、2点目の2地域居住についてお答えいたします。

避難指示解除後、多くの村民は現在の避難先と村とを行き来する2地域居住をすることになるものと、こんなふうに思っております。先の菅野新一議員のご質問でもお答えしましたが、帰村する・しないはあくまでも個人、世帯の判断になるものと思われま。村としましては、事情があつて帰村しないと判断された方についても、その判断を尊重した上で将来的には帰村してもらえるようなインフラ整備や、あるいは諸施策を検討しているところであります。

また、同時に村外にも居住という判断は長期化した避難生活の中でやむを得ず判断したものというふうに経緯を踏まえれば、当然に国の責任のもとで避難指示解除後も引き続き村民への支援を継続するよう今までも求めてきましたし、今後も求めてまいりたいと、こんなふうに思っています。

現在、全村避難の状況の中で原発避難者特例法、実際の法律の名称は物すごく長いんですが、略して「原発避難者特例法」と言っていますが、この法によって村に住民票を残したまま避難先の小中学校に入学したり、あるいは要介護認定の事務など、その他いっぱいあるわけではありますが、特定の行政サービス提供が受けられる、いわゆる二重住民票の制度の運用が今されております。この法律により避難先自治体は、受け入れ先の自治体ですね、住民避難の受け入れに要する経費については、国から相応の財政支援を受けることができると、こういうふうなシステムになっております。原発避難者特例法には避難指示解除後の終期については、具体的には明記されておきませんが、いずれその判断が国のほうからされるんではないのかなと、こんなふうに思っております。

村としましては、避難地域12市町村の状況や災害救助法に基づく応急仮設住宅あるいは借り上げ住宅の無償で今使える期間ですね、あるいは村内の帰還困難区域への対応など課題はいっぱい残されておりますが、避難解除によって直ちに適用ができなくなるというようなことのないように国に求めてまいりたいと、こんなふうに考えております。以上であります。

復興対策課長（中川喜昭君） 私からは、ご質問3の営農再開（畜産等も含む）についての3の1、3の2の2点について関連がございますので一括でお答えさせていただきます。

まず、1点目の「カリ過多による弊害をどのように捉えているか、また対策は」についてであります。現在県の方針で土壌中に残留した放射性物質が水稻や野菜、牧草等の

作物に吸収されることを抑制するための吸収抑制対策として、耕作地には作物に応じて適正な時期に適正な量のカリウム肥料を施用することになっております。これはセシウムは土壤中でイオンの状態として存在し、カリウムイオンと類似の動きをすることからセシウムとカリウムが作物へ吸収される際は互いに競合し、結果としてカリウムが選択的・優先的に作物に吸収される性質を利用したものでございます。

おただしのカリ過多の土壌で作付した場合、作物はカリウムを優先的に吸収するため、マグネシウムやカルシウムなど他の養分の吸収が大きく阻害されることとなります。このことから、同じ作物をえさとして与えることが多い畜産動物については、栄養素の偏ったえさを与える影響が大きくなることから、県は平成25年4月22日付「ふくしまからはじめよう。」農業技術情報のカリウム濃度の高い牧草の利用技術により、牧草を家畜へ給与する際の留意事項等について注意喚起をされているところでございます。

この技術情報によりますと、カリウム濃度が高い牧草地で肉用牛を放牧飼養する場合や生草給与する場合は低マグネウム血症、グラスステタニーというような病気になるそうですが、このグラスステタニーに注意すべきとなっており、特に粗飼料の給与比率が高い育成牛や繁殖牛については、肥育牛よりもリスクが高いとされております。

また、低マグネウム血症（グラスステタニー）対策としては、畜舎飼いの場合はカリウム濃度が低い飼料や濃厚飼料を組み合わせること、あとは健康状態を十分に確認しながら段階的に生草の給与量をふやしていくことが有効とされており、放牧管理型の場合は放牧前に牧草の飼料分析を実施して栄養濃度の確認を行うことや、放牧の前後2週間のうちにマグネシウム入り配合飼料を給与すること、あるいは放牧期間中に濃厚飼料を少量給与することが有効とされております。

村は現在、県と連携して村内で作付した牧草を給与する意向のある畜産農家の把握に努めており、伊丹沢及び松塚における牧草作付予定圃場の放射性セシウム濃度や土壌分析を進め、必要な対策を検討しているところでございます。

おな、分析の結果、圃場の放射性セシウム濃度が比較的高い場合は、プラウを用いた反転耕による作土中の放射性物質濃度の希釈を実施し、カリを過剰施用しないで、よい作土づくりを進めるとともに継続的に牧草のサンプリングを実施して安全に給与できる粗飼料づくりを実現してまいりたいと考えております。

次に、2点目の畦畔・のり面等未除染地の除草の処理についてお答えいたします。

まずは、未除染地については国が除染を行うことになっておりますので、畦畔・のり面等については草刈り及び堆積物除去をし、これらの廃棄物については、仮置き場に搬入されることとなります。また、除染が一度完了した後の畦畔・のり面等については、菅野新一議員のお答えをしたとおりの同様であります。各種事業を活用して集落等により刈り倒しのみのルールの中で管理をいただいておりますとともに必要な機械については、中山間推進協議会事業を活用して導入を検討してまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

農業委員会事務局長（石井秀徳君） 私からは、ご質問の3の3点目、条件が悪くて放棄せざるを得ない農地の地目変更の簡素化についてお答えさせていただきます。

農地法に基づく農地転用の許可というものは、あくまでも実際の土地の利用方法を変更することについての許可でありますので、登記簿の地目を変更する許可ではありませんので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

登記簿の地目は現況主義でありますので、農地転用の許可を受けても、その許可を受けた計画どおりに工事が終了し、実際の用途に変更された後でなければ農地の変更ができないというふうなことであります。

なお、農地に植林をするという農地転用の許可につきましては面積当たりの植栽本数、こちらが許可要件となりますし、山林に地目変更できるようになるには植林した木が相当に成長した後でなければならないというふうなことであります。

また、雑種地に地目変更するためには農地転用許可後駐車場や資材置き場などの雑種地に相当する用途に、その土地が積極的に使用されているというふうなことが必要となっております。単に耕作をしていないということだけで何の用途にも使われていない、そういった状態では雑種地への地目変更はできないというふうなことであります。

農地の地目変更における手続につきましては、農地法が全国一律に適用され、その中で必要書類や手続について定められておりますので、それらの法令から逸脱した形で簡素化するというふうなことは現状ではできないというふうに考えられますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。以上です。

住民課長（細川 亨君） 私からは、ご質問の4の1点目、家庭内ごみ処理の現状と解除後の施策についてお答えいたします。

現在の家庭内ごみは、小宮の焼却炉にて焼却しております。また、小宮の仮設焼却炉は平成29年3月で稼働が完了しますので、その後は蕨平の減容化施設で処理していただけることになっております。

なお、その後の家庭内ごみ処理については、現在、近隣関係自治体と協議を進めており、遺漏のないよう対応してまいります。以上です。

2番（渡邊 計君） それでは再質問していきたいと思っております。

現在の答弁で介護、要支援者が163人、要介護者が328人の計491人となっておりますが、7月26日の新聞記事によりますと、飯舘村の場合は、これ4月現在ですからちょっと変わっているのかわかりませんが、2016年4月現在で527人、それで震災前は338人で伸び率が155.92%という結果になっているんですけども、この数値、どちらが正しいんでしょう。

健康福祉課長（但野正行君） 私が今答弁させていただいたのは8月の月報値でございます、8月31日現在の数値となっております。新聞報道のやつも、どちらも正しいかなというふうに思っております。時期の違いがございます。以上でございます。

2番（渡邊 計君） 人数はそれほど問題視するわけではないですけど、これ30人以上、40人近く違って、30人以上、40人ぐらい違っているということで、余りにも違いすぎるんでないかなと思って質問しましたが、人数は別としまして今後でありますけども、現在まで、震災前ですと飯舘の福祉会でありますけども、その中でいいたてホーム120床、それとショートステイ10床分で130床あったと、これ震災がなければこのまんまの人数でずっとこ

れたのかなと。そして、また老老介護っていいですか、老人がふえているのはどんどんどんどんふえているわけで、この施設ももっと大きくなってたのかなと思われるわけがありますけども、この6年間の停滞によってマンパワーの不足、これが一番の問題ではないかということに思われますけども、現在ほかの自治体でデイサービス、あるいはショートステイ、訪問介護あるいは入所等受けているわけがございますけども、避難先で受けたサービスがこれからは同じように受けられる環境には現在残念ながらないということですが、この内容としましてはどのような内容になるのでしょうか。

健康福祉課長（但野正行君） サービスの利用状況でございますが、現在要支援者のサービス受給者数は利用実人数で114人、要介護者のサービス受給者数は施設入所者を含めて310人の合わせて424人になってございます。要介護者の実数になりますが、施設に入所されている方、この方については住所地特例入所者数を含めて103人ということになっておりますし、施設入所者が103人ということになってございまして、こんなような状況で今の福祉会の部分では、なかなかこのサービスが続けられないというような状況になってございます。

2番（渡邊 計君） 入所者等は今後継続して向こうに入っていられると思うんですけども、要は解除後ですね、訪問介護、今受けられている訪問介護、デイサービス、これが受けられなくなるのではないかということで、この訪問介護、デイサービスが受けられない理由って何か内容は、どのような理由で受けられなくなるのでしょうか。

健康福祉課長（但野正行君） 飯舘村に戻ってこられた村民が介護サービスを受けられないという部分については、端的には事業者がいないと、サービスを提供する事業者がいらないということになるかなというふうに思っております。サービスは日本全国どこでも被保険者であれば同じようなサービスが受けられますので、住所が変わろうと何しようと同じようなサービスが受けられますが、現在、飯舘村でサービスを提供してくれる事業者というのがなかなか見当たらないというのが現状かなというふうに思っております。以上です。

2番（渡邊 計君） 現在訪問介護、デイサービス受けられている、他自治体に避難していることで受けられているわけですが、例えば伊達あるいは川俣、そういうところの介護サービスとかそういうものは飯舘に戻ってきた場合は受けられないということではないのでしょうか。

健康福祉課長（但野正行君） そういうことではございません。飯舘に戻ったから、住所が飯舘だからサービスを受けられないということではなくて、なかなか業者さん、介護事業者さんのサービス、経済的にペイするかどうかという話になってきてしまうかと思っておりますが、飯舘村まで、例えば川俣から、福島から事業者さんのおいでになって在宅のサービスなり、または迎えにきて通所のサービスなりをさせて、サービスを提供するために、提供するのに採算的に合うかどうかという、そういう問題になってくると思っております、なかなか今の状況では飯舘村は各事業者さんからすると難しいなというふうな感触を受けております。以上でございます。

2番（渡邊 計君） 経費的な問題かと思われるわけで、要は介護を受ける、その時間に対し

ての手当てというか、その報酬はあるけども、要は川俣なり伊達市、あるいは南相馬市から飯館に来て、それでまた帰る、その時間の往復する時間、1時間半なり2時間の報酬は受けられないということで、このデイサービス利用が難しいというふうに理解してよろしいのでしょうか。

健康福祉課長（但野正行君） はい、そのとおりでございます。往復に要する時間については、介護保険の対象外になっているということでございます。

2番（渡邊 計君） ということであれば、今後の話し合いにもなると思うんですけども、その往復の時間に対する報酬があれば介護あるいはデイサービス受けられる可能性があるということであれば、これ村長、いかがでしょうね。村のほうからそういうことに関しての報酬を出せるのか出せないのか、今後の課題となりますけども、その辺は村長、どのように考えてらっしゃるのでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 今担当課長がお答えしましたように、お金を出してこれるような状況でないということにも渡邊議員おわかりだと思います。結局今どこの地域でも、双葉地方、避難していますよね。施設が全部よその自治体にお世話になっているわけですよね。それでその地区でも介護員が不足しているわけですから、多分支援をしたから、こちらに来ていただける状況になってないということは、多分、私はそういうふうに思っています。

ですから、ずっと以前からお願いしているんですが、村民の皆さんで介護の2級ヘルパー持っている人が結構いるんですね。200人ぐらいおります。今大分年配の方もおられますから全員はできないと思いますけれども、できれば村民の方で資格を持っている方、その方々に何とか村のほうの介護の施設を守るっていいですか、サービスを提供するためには、やはり地元の人に働いてもらうというのが一番ではないのかなというふうに思っているいろいろ手は尽くしているんですが、なかなか働いてもらえない。よその出ている方が働いているのかなと思っていますと、全員働いているわけではなくて、ほとんど働いていないんですね。

ですから、そういう意味では今の帰村に向けて高齢者が戻る率が高いわけですから、どうしても在宅サービスのヘルプサービスとかデイサービスですね、そういうのが使えないとなるとなかなか戻ってきてもサービス受けられないのでは戻らないと。一方では戻れないという、そういう環境ですよ。ですから、マンパワー不足はそのとおりなので、何とか資格を持っている人に電話でお願いしたりとかなんかというの、これからも必要だと思いますけれども、やはりそういう人たちに少しでも入って、いいたてホームのほうに入っていて介護のお手伝いをしていただければ、そういうデイサービスなりヘルプサービスなりというの、全く要望に応えられるかどうかわかりません。少しずつ足がかりはつかめるのではないのかなというふうに思っています、村が支援したからすぐに介護サービス事業者が来てくれるという状況にはないということは間違いないと思います。

2番（渡邊 計君） 私の聞いたのは可能性として一部でもあるのかなと思って聞いたんですが、結局近隣の介護施設からの飯館まで通っての訪問介護あるいはデイサービスは不可

能に近いということは、今村長がおっしゃったように、結局介護を受けている人は解除となっても早々に帰村はできないということになってくるわけですね。

これもマンパワーの不足ですけども、ここにいいたて福祉会が28年7月に出した書類があるんですけども、法人全体の問題としましてはやはり職員不足、そして要は全国に人材を求めていると、でも人材を確保しても居住する場所がないと、そういう問題もあるし、あとは人が少ないがための職員の負担がふえてきていく、そしてあとは財政の問題。これ、施設長ともお話、何度かしているんですけども、飯館でセブンイレブンを始めるときに人が集まらなくて500円まで時間の報酬を上げたとき、これでセブンイレブンのほうは通勤費やいろいろ含めて23万ぐらいの給料になる。ところが、このいいたてホームにおかれては17万5,000円ぐらいだろうと。じゃ仕事の内容からしてどっちに人が行くといえはセブンのほうに行くのが普通の人間としては当然じゃないかという話が聞かれたんですが、この中で人材確保しても移住する場所がない、これは例えば村のあいてる住宅、そういうものを利用できると思うんでありますが、この住宅に居住する場合に家賃の問題とかそういうもので優遇する考えはおありでしょうか。

村長（菅野典雄君） なかなか集まらないということで、この前までは北海道と九州から来てもらっていました。北海道のほうは主婦の方で、もう帰りましたけれどもということで伊丹沢の住宅で、いわゆる壊す予定の方、全てというわけではありませんが、お話をさせていただいて、今回特老のほうで3戸、菊池さんのほうで多分5つぐらい、いわゆるどうせ壊すのであれば安い金額で譲ってくださいという話で今話、進行中でございます。

2番（渡邊 計君） 今のは村営住宅でしょうか、それとも個人の住宅ということでしょうか。

村長（菅野典雄君） 施設のということでもあります。また、村営の住宅を入れるということになれば、それはそれでまたその特老ばかりという話にはなりませんので、全体としてどういうふうになるかっていうのを、やっぱり協議をした上でないとできないということでもあります。

2番（渡邊 計君） 今の回答の下に介護スタッフの求人を広く求めるとともにということでもありますけども、毎月2枚出てくる、2度ほど出てくるお知らせ版、あそこにはセブンイレブンの従業員募集は出ておりますけども、介護のスタッフの募集は載ってないと。私施設長とお話ししました際に出ましたんですけども、何とか介護のほうの募集も出してくれないかということになったそうですけども、スペースがないということで断られたそうですが、そういう事実はあるのでしょうか。

総務課長（愛澤伸一君） ちょっとその辺の事実、よくわかりませんが、基本的には人材募集というのは大切な記事であろうというふうに思っておりますので、そういう要望があれば逐次応えてきたものと理解してございます。

2番（渡邊 計君） 施設長がうそを言うとも思えないわけですし、あれだけセブンイレブンの募集が人が足りない、人が足りないとして毎回毎回出てる中で、介護スタッフの募集についても当然ながら出す必要のあるものだと思うんですが、今後の対応はいかがでしょうか。

総務課長（愛澤伸一君） 当然そういう要望については、応えるべきものというふうに考えて

ございます。

2番（渡邊 計君） マンパワー不足、これ本当に大変なことだと思います。現在、東電からは金銭的賠償などは皆さん大分受けていらっしゃるんですけども、金銭賠償だけではなくマンパワーが足りないとなれば人的補償も東電に求めるべきではないかと、私はこのように思って先日東電の人に、東電ではいろんな施設を持っています。病院も持っている。じゃそこから介護要員として20人ぐらい引っ張れないかと話したところ、震災後2年程度で東電は東電病院を解体したということで、資格のある人は難しいということになっているんですが、結局マンパワーがなければ人が入れられない、でもどうしても必要なマンパワーであるとなれば実際東電にマンパワー、20人なら20人出してくれと、これ介護の資格なくても介護補助員として働くことができるんじゃないかと思うんですが、その辺の制度などはどのようになってますでしょうか。

村長（菅野典雄君） 介護は、ご存じのように人がいればそれで済むというのがありますが、誰でもいいという話でもないというふうに思っております。ですから、先ほど副村長が話しましたように本来はやっぱり村の中の人、あるいは近隣の人が心を込めて介護するというのは本来の姿ですから、そこをいわゆる助長する制度が我々避難解除できるだけ早くして、みんなで村に戻るような環境をつくるということではないかなというふうに思っております。急がば回れだと思います。

2番（渡邊 計君） 私が聞いたのは介護士としての資格、これがなくても介護士1人に対して介護補助員として1人をつけると、そういうことで介護はできないのかどうかということちょっとお聞きしたんですが、もう一度お願いします。

村長（菅野典雄君） 今でも全くその心さえで勤めたいという気持ちがあれば何の資格もなくとも特老では受け付けさせていただいています。そしてある程度年数がたてば資格を受けるチャンスがあるということで、そういう方も何人もいますので、何も補助ということではなくて、しっかりとした一人といいますか、介護人という形でお世話になれるような形をしています。それでも出てこないということでもありますから、そこをどうするかということでもあります。

2番（渡邊 計君） 介護資格もなくとも一応働けると、介護の補助員として働けるということであれば1日8時間労働は無理だけど、1日2時間あるいは4時間という短期の時間だったら仕事ができますよという人も多くいるのではないかと。特にシルバー人材センター、村にもありますけども、そういうシルバー人材の中でもそういう短時間で働けるような取り組みを、私はぜひやっていただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） 当然その多様な雇用というのは考えていかなきゃなんないし、一つの具体、解決策だと、このように思っております。

2番（渡邊 計君） そこで、福祉会のほうからの問題点が出ていますし、それで福祉会のほうからは要望といたしまして介護保険制度の緩和あるいは介護資格制度の緩和を、取り組んでいただきたいという要望も出ているんですが、これ介護法となりますといろいろな国との問題もありますし、難しいかと思われるんですが、今回震災被害で5年間、6年避難したというところで特例的なモデル地域のような形で介護保険制度の緩和あるいは

介護施設の緩和とかそういうものは望めないのでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 制度というのは、そう簡単に変えられない。というのは、介護を受ける人の立場もあるわけですね。ですから、先ほど村長も言いましたけども、誰でもいいというわけではないというのは、そのとおりだと思います。

ですから、よく介護施設で事故、事件ありますけども、やはりとりあえず人が足りないんで何とかって穴埋めしたところっていうのは、必ず後でそういう事故が出てくる。よく介護施設のランクづけ、週刊誌なんかで出てくるのを見ても、いい施設というのは介護員がやめる度合いが少ない。ずっと長く勤めている。ランクが下がってくるごとに年間かなり入れかえがあるということで、それはやっぱりサービス面から質ですよ、質が悪くて、結局は入所される方のサービスが十分でない。

ですから、やはり受け入れる以上は、また施設に入れたいという方からすれば、きちっと見て下さいよということだと思いますから、やはりその辺誰でもいいではなくて、ある程度の質の面もありますので、人柄とか技術の面とか、あらゆる面でそういう対応のできる人、誰でもっていうわけにはいかないと思いますけども、できるだけそういう質を保つための少なくとも努力をしていかないと。まあそこに入れと、いつ事故あつかわがないなっていう、そんな評判が立ったら大変なことになりますから、今のところいいたてホームは本当は、人数は少ないんですけども、一人一人そういう精神で介護に当たってもらっていて、大きな事故もなく今に至っているわけですから、それをやはり持続・継続させるためにも、ある程度の質は保ちながら、人を集めるというのは大切なことなんですけれども、誰でもいいというわけにはいかないで、その辺は配慮しながら人員増を図っていくということだと思います。

2番（渡邊 計君） 質を落とさないというのは、これはわかることです。福祉会から出た中にも大事な一言が、ケアやケアの質は資格がなせるものではなく人がなすものであると、本当に大事なことです。それはわかります。でも、今現在待機しているお年寄りまたは介護、要介護認定が300人を超える中で入所するためには要介護3以上でなければ入所できない。しかし、その下にある要支援者あるいは介護1・2の人たち、この人たちに対し、じゃ介護受けられないから飯館には帰れないよと、それもいつまでも言ってもらえない。そこでいいたて福祉会のほうでも要望としまして、できるだけ今の介護保険の制度あるいは介護資格制度を、もう少し緩和して質を落とさない状態で何とかできないかという要望が上がってきているわけで、今副村長の言われるように質を落とすわけにいかないんでそれはできないと、はなっからそういって、これ、介護に関してこれ以上前には進めないではないかというように受けとめざるを得ないんですが、もう一度お願いします。

副村長（門馬伸市君） そういう人でないとだめだって私言っているつもりもなく、誰でもいいというわけではないので、ある程度は介護される方のそれは話を聞きながらあるいは採用に当たっては慎重でないとという話をただけで、そういう人ばかりじゃないとっていう話になれば当然今のご質問のとおりだと思います。いいたてホームでも村としても今必死になって、やっぱり何とかしなくちゃなんないという、在宅サービスね、

それは必死になって今やっていますから、先ほど遠くからはなかなか難しいっていう話、私しましたが、それでも周りの南相馬とか福島、川俣、その辺の介護事業所と協議はこれからも引き続きやっていますから、やめたのではなく今もやっているんです。でもなかなか難しい状況だということだけは、ご理解いただきたいと思います。

2番（渡邊 計君） 今後ともほかの自治体からの支援を受けられるような、あるいは介護資格とかそういうものの緩和に関しても、これ、特別措置っていうようなことやそういうもので、もしできるのであれば、ぜひやっていただきたいなと思っているわけで、この介護、一番大事なのは介護の施設で入所するとか介護受けるじゃなくて本当に大事なことは介護予防、それが一番大事ではないかと。介護者にならないようにするための介護予防が必要ではないかと思うんですが、現時点では65歳以上の機能の低下が見られた人、あとは介護認定を出したけど非該当になった方というのは介護予防事業においてもいろんな事業受けられる。でも、介護予防認定も出さない、あるいは機能低下が見られなかった人は、ある程度生活支援のサービスなど講演会や介護予防教室は受けられるけど運動機能向上や栄養改善などの、あるいは口腔機能の向上とか、そういうものが今の現在では受けられないわけでありましたが、この辺の緩和もできればしていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

健康福祉課長（但野正行君） 介護を受けることがないというか支援をされることがない、「自立者」と呼んでおりますけども、制度上は、自立者については、今までどおり健康教室なり運動教室なりということで健康を維持するまたは包括でやっております認知症の予防ですとかということで介護の状態にならないための取り組みを強く進めていくということだろうというふうに思います。介護保険制度を使ってしまえば、それなりに社会的な負担も金銭的な負担もふえていくということなので、できるだけ介護保険を使わずに元気な状態で健康寿命を延ばしていくという方向が行政としてはよろしいかなというふうに考えております。以上でございます。

2番（渡邊 計君） それで行政としてのサービスがこの介護のサービスと比べると半分程度かなと思われるので、今後この行政サービスがもう少し幅広い段階でやっていただけるようにしていただければありがたいなと。

特にこの介護予防に関しまして夫婦で、じいちゃんばあちゃんがいた場合、これ不思議とじいちゃんが亡くなると、ばあちゃんは元気よくなると。ところがばあちゃんが亡くなると、じいちゃんは炊事もできない、洗濯もできない、こういうことに陥ってしまいがちで、実際私の家庭においても、ばあちゃんが入院したとき、じいちゃんが何もできなかったと。私が世話をしたわけですけども、2度目のおばあさんの入院のときは、おじいさんも炊事及び洗濯覚えて自分でできるよと、できるようになったよと、だからいいよと、でもこれそういう面、そういうときになって初めてそういう段階になるんで、それ以前にやっぱりおじいさんのためのお料理教室とか洗濯教室とか、そういうものをどんどん幅を広げて行って、ぜひ、以前村でやっていたミニ・デイサービスですか、各20行政区地域に行ってそういうミニ・デイサービスなどを今後さらにどんどん活用していただければ介護予防にもなりますし、万が一一人になって炊事や洗濯、そういうもの

の支援を受けなくても自分でできるような、そういう体制を、今後ぜひとっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

健康福祉課長（但野正行君） おっしゃるとおりだと思います。今後も保健事業、介護予防事業のほうでそういう事業について検討させていただきたいと、膨らませていきたいというふうに考えております。以上でございます。

2番（渡邊 計君） では、次、2番目に2地域居住について、回答の中では現在避難先の小中学校に入学したり要介護認定など受けられるとありますけども、これ2地域居住がなくなった場合は、現在、飯舘村に住所を置きながら避難先の学区を越しても別の学校に入ったりということもあり得ているわけですけども、これがなくなった場合にはそういうことはできなくなるということではよろしいのでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 今制度の話をされましたが、今の二重住民票とか2地域居住の中でやっていることではなくて、原発避難者特例法、略して原発避難者特例法という法律に基づいて、避難中はそういう各ばらばらに生活しているわけですから、それぞれの自治体の例えば幼稚園、小学校、中学校はもとよりいろんな面で避難先の学校に通えないとどうしようもないわけですよ。避難してるわけですから。それは去年の6月ですか、帰還困難区域を除き、29年3月までに避難指示を解除するという国の方針が決まって、今その動きで進んでいるわけです。最近、帰還困難区域の解除の話も今出ていますよね。復興拠点の整備計画をつくって、それで5年以内に解除するんだと、こういう話であります。

その避難の状況にもよりますが、この原発避難者特例法というのも、いずれ、先ほど私も話しましたが、いずれかの時期にその法律がなくなるのではないかなと、この原発避難者の終期というものです。これはそうなれば当然住所要件ですね、学校に上がるにしてもサービス、いろんな行政サービスを受けるにしても、それは住所要件になってきますので、当然そのとおりだと思います。そうなれば、多分住所を移住される方、あるいは村に戻られる方も当然ですが、移住される方は住所を持っていかないと、その自治体でのサービスが受けられなくなるということですので、当然村の住所を置いたまま、例えば福島とか伊達にそのまま住み続けるというのは、サービスを受けないんだっらいいですよ。サービスを受けるのであれば、それはできなくなるということと、住民基本台帳法というのがあって、6カ月以上住んでなければ職権で抹消する自治体もあります。2年ぐらい間を置いて抹消する自治体もあります。ですから、住所要件があっても本当に住所が登録、住基に登録していても住んでいないという現実があれば職権で住所が基本台帳から削除されるというのもあります。

ですので、この法律が多分終期が来たときには、その判断はそれぞれでしていただくしかないのかなと。サービスを受ける以上は、やっぱりその自治体に住所を移さないとかサービスが受けられなくなるわけです。現在はこの特例法があって、その避難先でサービスを受けた分については、国のほうから交付税措置で補填されるわけですよ。ですから、今はいいんですけれども、その法律が、特例法がなくなったときには、いずれかの判断はそれぞれが判断せざるを得ないと、こういうことだと思います。

2番（渡邊 計君） これまでの話でも、要は二重住民票とか2地域居住という言葉は出てきて、その原発避難者特例法という言葉は余り出てこないで説明、いろんな説明の上でも2地域居住、二重住民票という言葉があったので、これでちょっと質問したんですけども、ただ村としましては、この特例法ですか、これが一体いつごろまであればいいのかなという考えでいらっしゃるのか、そこのところをお伺いします。

副村長（門馬伸市君） これは村でどうこうの判断ではないので、ただある程度先々の見通し立てるぐらいまではというのは、避難指示解除になって3年ぐらいは、そういうみずからの判断をするための猶予期間みたいなのはあればいいなというふうには思いますが、それは村の要望としてはこれ今までも出していますよね。今の借り上げアパートにしても解除後3年ぐらいは無償で入って、その3年の間に自分の身の振り方を考えると。この原発避難者特例法の住所要件も、その程度はお願いせざるを得ないのかなと。長ければ長いほどいいとは思いますが、そうはいかないと思います。

2番（渡邊 計君） これ特例法とかなんとか国で決めているもんで村単独でいえないけど、ただ村としてどのぐらいの要望かなということ聞いて、3年ぐらいというお返事だったので、解除後すぐということでないで少しは考える時間もそれぞれ住民あるのかなと思ったんですが、次の質問に移ります。

3の営農再開畜産等について、このカリウムによる弊害、現在除染の中ではゼオライト及びカリウムを多く入れて耕作をして、それで農地を返すということになっておりますけども、耕作して返した場合に今現在入れていますゼオライトは別にカリウム、これは適正な量になってるのでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 除染が始まりました除染の手法としては表土、農地については表土剥ぎ取り、あと客土でお返しをするという当初の基本の計画がありました。ただ、除染が進む中で白砂系の砂をただ入れられて戻されては営農再開にすぐさま入れないという苦情がありまして、国のほうと協議する中で地力回復工事ということで新たに客土の後に耕種を入れてきたということでございます。この地力回復工事につきましては、今まで何度もお話しておりますが、今議員からおただしありましたようにゼオライト、あとリン、あと珪酸カリウムを入れるという部分で、これらの3種を混合して散布をしながら耕起を行うということでございます。それでこの地力回復工事を決める際に26年の7月であります、福島環境再生事務所主催でこれらの事業に関する打ち合わせを開催しております。その際に参集した組織でありますけども、農水省、東北農政局、東北農業研究センター、福島県福島復興局、環境省本省、あとは福島環境再生事務所ということで7組織が入りまして今いう地力回復の資材導入について協議をしてきたということでございます。県にも入っていただきまして浜通りなり中通り等それぞれの土壌の状況もありますので、いろいろ協議をされる中でゼオライトについては反当たり1トン、カリウムについては反当たり80キロ、あとリンについては反当たり100キロを入れるのが一番土壌、これからの回復には適正な量ではないかという協議の中から決定されたというふうに聞いてるところでございます。以上であります。

2番（渡邊 計君） 確かに、このカリウムが多いものを主食というか、ずっと食べさせ続け

ますと低マグネシウム血症あるいは低カルシウム血症という病気が発症しまして、どんどん牛がやせ細っていき、あるいは立ち上がることもできなくなって実際に死んでるといふ事例も伊達地方では起きているわけですが、県の25年4月22日に出た書類にも、先ほどの説明の中にも放牧前に牧草の飼料分析を行うということになっておりますけど、この設備あるいはこの分析にはどのくらい時間がかかるのでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 村におきましては、今畜産の再開に向けて、それらについて県のほうと協議をしているという状況でございます。やはり土壌分析ということですので簡単にいかないということで、多分二、三週間はかかっているのかなというふうに思っております。以上であります。

2番（渡邊 計君） 今土壌分析といたしましたけど、これ飼料分析ということでお答えいただいて、その飼料分析の設備はあるのか、また時間はどのくらいかかるのかということをお聞きしたんですが……。

復興対策課長（中川喜昭君） 大変済みませんでした。放牧前の牧草の飼料分析でありますね。それでまだ村の場合ですね、牧草を作付しておりませんので、今後、今、松塚で放牧実証という部分で、これも県の指導をきちんといただきながら、土壌分析をしながら、あとはそこでカリの状況を把握しながら牧草をまくという手法もとっておりますし、あと伊丹沢のほうでも肉用牛の畜舎内、これについても当面は購入飼料でやるということですが、将来的にはやはり牧草という部分も営農、畜産経営、営農計画の中でもありますので、それについても今県のほうと協議をして進めるという形にしております。以上であります。

2番（渡邊 計君） これ、この病気を起こさないためには高濃度飼料を与えるとか、あるいは例えば土壌分析して、土壌がカリが高い場合、土壌改良剤をし、入れるとか、そういうことになった場合に高濃度飼料あるいは土壌改良剤、そういうものに対して支援といいますか、あくまで農家が自分でやれっていうのか、それに対して行政からは何ら支援策、金銭的補助、そういうものは出す用意はあるのでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 今のおただしの部分、今後の部分の検討事項かなというふうに思っております。いろいろ畜舎外等での飼料云々とか、あと放牧の部分ではマグネシウムの配合飼料とか、いろいろその対策的にはいろいろ上がっておりますが、その費用が経常の、牛を飼養する経常の中で間に合うものなのか、あとこれを対策するために新たな経費になってくるのかという部分も今後検討させていただかないとわからない部分でありますので、これから村としては畜産再開に向けて何とか頑張っていきたいという思いで今実証を進めようとしておりますので、いろんな課題、問題点があるかと思っておりますが、そういう中でいろいろ国・県と一緒にやって対応してまいりたいというふうに思っております。以上であります。

2番（渡邊 計君） 前にちょっと農政課の方とお話したら、カリ過多にならないようにプラウによって反転耕もあり得るといふことになっているんですが、こういうプラウを用いた反転耕についても行政なり国なりから何らかの補助制度が使えるようになるのでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 今回のカリウム施肥というのは地力回復工事で入れた云々の前にセシウムの抑制対策ということでカリウムを、ある程度投与することによってセシウムの部分を抑えることができるということが今営農再開支援事業の中で作物をつくる際には放射性物質吸収抑制対策としてカリを使うということで、平成24年度から営農再開事業の中でやってきたということでございます。それらを踏まえながら今回除染のほうでもカリウムを投与することですから、きちんと調査をしていくという部分が今県のほうでもやっている部分であります。そういう意味では、先ほどのプラウで反転耕させるという部分はセシウムの状況がどういう状況になっているという部分も土壌分析のほうで調べていきますので、そこである程度除染が終わった後でも高い深さであった場合などは、そういうセシウムを帰着させることによってカリウムも量を減らすことができるという部分がありますので、そういう全体を見ながら対応していくという考えでありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

2番（渡邊 計君） では、次に畦畔・のり面等の除染地域の除草についてお尋ねいたします。

先ほど菅野新一議員からもお話ありましたけども、私が言っているのは水田、それから畑、これは5センチ剥ぎ取り・客土して除染となっておりますけども、畦畔及びのり面に関しては草深刈りしただけでとても除染と呼べる状態ではない。それにそこから生えている草は水田や畑などと比べると放射線量が高いと、これはもう既にわかっていることでありますし、伊丹沢の農水省でやった、最初にやった場所に関しても、畦畔等の草は2,000ベクレルもあったというお話も伺っている中で、要は除染したとはいえ除染とはみなされないような場所、その場所の草をどうするのかと。先ほどのお話では粉碎をできるような機械を補助をするといろいろありますけども、そういう大型トラクターやそういうものが入れない場所、そういう場所は果たしてどうしていくのかと、そういうことでお伺いしているわけでもありますけども、要はそうなった場合に手刈りしかないと。手刈りで刈った場合、粉碎みたいなことはできない。そしてなかなか草が腐らないという1年目より2年目、2年目より3年目、刈る高さがだんだん高くなる。そして一番の問題は水路等の除草した草でありますけども、刈り倒し、この刈り倒しによる被害、大雨が降った場合とかそういう場合に、この草が引かかって、それに今回客土した土などが流れ込みますと、そこで水路をふさいで田畑や道路、そういうものに水があふれ出るということがある中で、のり面・畦畔等の除草した草についての処理、どうするのか、もう一度お願いいたします。

復興対策課長（中川喜昭君） おたただしいたいた除染後の畦畔、あとは土手等の草の対応ですね、除染の中できちんと剥ぎ取り等していただければ確かに田面、畑水田と同じような対応でできるかなと思っておりますが、ただ国の基準が今お話しいたいたように深刈りだということでもあります。一応空間線量等はかりましたら、除染前と除染後ではやはり3割程度の低減は見られる状況であります。そういう意味では刈り取った草ですね、これがどういう状況なのかというのを、やはり確認しなければならないのかなというふうに思っております。

今おただしのように向押で2,000ベクレルあったという話でありますし、あと二枚橋、

須萱で村のほうではかった際は200から400ベクレルだったということでございます。それで、環境省にこれだけのベクレル数があるから対応してほしいという部分でも、今は国の基準が8,000ベクレル以下であれば一般廃棄物として扱うというような法律に決まってきたという部分もありまして、なかなかそこを覆す部分はないというふうに思っております。

ただ、そういっても8,000ベクレル、例えば2,000だから安心しろとか4,000だから安心しろと言われても、なかなか村民の方々、また村としても納得がいかない部分もありますので、やはりこれらについては、もう少し検討せざるを得ないのかなというふうに思っております。ただ、基準からしますと廃棄物のベクレル数は、そういう廃棄物の基準以下だという部分がありますので、その辺も考慮しなければならない部分もありますが、今後検討課題かなと思っております。

ただ、今現在多面的機能とか農地・水等で各行政区で草刈りをしていただいております。土手・畦畔ですね、これらもその地域によっては理解をしていただいて、もうすき込みもやっていただいている行政区もあるという実態もございます。そういう意味ではなかなか村内統一ができない部分もあるわけでありまして、またそういうすき込みをしたところの土壌も調べてみるとか、そういう対策も必要なのかなというふうに思っておりますので、今のところは村としては刈り倒しでの管理をしていただきたいと。できれば、2次災害という部分では水路に入った草という部分もありますので、熊手を使うなどで上げていただければなという思いもあるところでありますが、その辺については次年度あたりにはどういう管理がいいのか、また検討していく課題項目かなと思っております。

あと、シュレッダー的な部分とかモアで刈って、こちらは処理するよというところについては、先ほど言ったように農地の広さ等もあるかと思っておりますけれども、そういう対応をしてみたいなというふうに思っております。以上でございます。

2番（渡邊 計君） モアとかで対応できる場所に関してはよろしいんですけども、今回中山間地直接支払交付金事業あるいは多面的機能支払交付金事業、あるいは福島県営農再開支援事業等でそれぞれの地域で復興組合をつくって、その中でいろんな草刈りそれから水田とかの管理をなささいということなんですけれども、結局組合をつくっても場所のいいところ、あるいは大きい田んぼ、そういうところはやっていただけるんですけども、山柵といいますか、奥に入ったところ、あるいはぬかる田んぼ、そういうところはもう誰も組合をつくってもやってくれないんですよ。そういうところの対処。

そして、あとは草に関してですけども、小さい田んぼ、本当に先ほどは菅野議員が言いましたように小さい田んぼで自給自足でやっているような田んぼ、そこの草刈り、そういうもので出た草をどうするのかと。それで8,000ベクレル以下なら一般産業廃棄物ということは、これ一般的なものであるということなれば震災前は野焼き及び秋とかに落ち葉、落ちた庭の木や枯れ葉、そういうものは燃やしてよかったはずなんですよね。でも今はこれ燃やさないでくださいということになっています。非常に矛盾した話で、現在そうなっているのはそうなっているで仕方ないんですけども、これ野焼きは絶対しない

でくださいということですが、これ野焼きをした場合に何ら懲罰・刑罰はあるのでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 野焼きという部分でございますが、これ私も専門の担当じゃないからあれなんです、多分震災前も住宅まわりで何かを燃やす、焼却処分すると何かヘリコプターが来て通報受けて何か処分受けたなんていう話も聞いております。基本的には焼却することは多分ダイオキシン問題で当時はいろいろあったのかなというふうに思っております。そういう中で、じゃ野焼きどうだったんだということになりますと、これも保全管理の部分で草刈った後にところどころに草を集めて夕方火を燃やしてきたというのも私も飯館の風景として見ておりますから、それが法律上だめだという話ではありませんが、やはり今までそういうものやってきたものが今現在できないという状況に対しては本当に寂しい思いをしているところでもあります。今のところ、焼くことによって拡散の部分がどうなるのか。あと灰が、そこに置いた際、雨が降ったときに土壌に対してどういう影響するのかという部分もいろんな問題点もあるかと思っております。そういう意味では、今、国のほうに、その辺の小さい面積で刈った草でありますけども、分析等をお願いしておりますが、なかなか回答が来ないという状況であります。

あと、一方では草を生やさないということでは除草剤の対応という部分も今国のほうにお願いしているという部分でありますので、刈り倒すという作業で焼却というのは今までのことでありますが、違う方法で何か検討できないかという部分も進めてまいりたいというふうに思っております。以上であります。

2番（渡邊 計君） 震災前、野焼きあるいはそういう落ち葉とかそういうものを燃やすことは大丈夫だったと思うんですよね。これに関しては法的に触れなかったはずなんです。ただ、です、今後これ野焼きは絶対しないでくださいということに関して、時間がないので端的に答えていただきたいんですが、これに対して燃やした場合に懲罰、刑罰、刑法的な何かあるのでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 刑罰の部分、ちょっと私も専門外でそこまで調べておりませんので、ちょっと消防法にあるのか刑法、刑罰法にあるのかちょっとわかりませんが、調査をさせていただきたいと思っております。

ただ、今現在の状況での野焼きについては、その拡散とか土壌の灰の状況を調べていかないとなかなか安心がとれないのかなということで、今のところはできるだけ野焼きをしないでくださいというのは事あるごとにいろんな集会で話をさせていただいているところでもあります。以上であります。

2番（渡邊 計君） あと時間ないんで端的にもう一つだけ、4番の家庭内ごみの処理についてでありますけども、小宮の焼却炉29年3月、蕨平の焼却炉は32年の12月いっぱいかと思っておりますけども、これ、処理していただけることになっておりますということですが、これは確定的なお話でしょうか。

住民課長（細川 亨君） 先日環境省と細部協議しまして、その後のごみ処理については蕨平の減容化施設ということに決定しております。以上です。

2番（渡邊 計君） じゃ、32年12月までは安心、処理はできるということですが、その以降

はどうなるのかということはまだ不明であり、ただこれ家庭内ごみ、できるだけ生ごみとかそういうものは減らしていただく、これ減らす方法というと震災前などはコンポストなどがあって生ごみはそこに入れると肥料になると、そういうこともやってきたわけですが、今後やっぱりごみを減らすということで村のほうからそういうコンポストの配布というんですか、そういうことは考えていらっしゃるのでしょうか。

住民課長（細川 亨君） 生ごみの処理の部分については、避難前もいろいろな形で取り組んでおりました。生ごみ処理器もそうですが、コンポストもそうです。そういうふうな部分についても、今後帰村してから、またもとどおりになるよう検討していきたいと思えます。以上です。

議長（大谷友孝君） 時間でございますので……（「これで私の質問を終わります。ただ、行政に携わってる方々、これからも大変でしょうけども、解除に向けていろいろ問題解決に尽力していただいていることを感謝申し上げ、また努力していただけるようお願い申し上げます。ありがとうございます。ありがとうございました」の声あり）

#### ◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 暫時休憩いたします。

（午後 3 時 1 7 分）

#### ◎再開の宣告

議長（大谷友孝君） 再開します。

（午後 3 時 4 0 分）

議長（大谷友孝君） 9 番 飯樋善二郎君。

9 番（飯樋善二郎君） 私は、第 8 回定例会に当たり一般質問をさせていただきます。

まず、冒頭に、このたびの台風や豪雨災害で犠牲となられました多くの方々に、この場からお悔やみとお見舞いを申し上げさせていただきます。昨年の 9 月定例会の自然災害の多さと過去に例のないような甚大な災害が次から次と頻りに発生し、大きな被害をもたらしている憂慮される事態と申し上げましたが、また今回も多く災害が発生してしまいました。それぞれ備えと、そのための対策を充実させて災害の未然防止に最大限努めていかなければならないものと考えております。

さて、大変な状況での避難生活も、いよいよあと半年で解除される見通しですが、解除までにはあらゆる生活の環境をしっかりと整えて、子供たちも含め家族そろって帰村できる安心・安全な村とならなければならないものと認識をしておりますが、残念ながら現時点ではそのような状況となっておりますし、簡単に元の生活を取り戻すことも難しいことで、今後計画どおり進んでいない部分も含め、残された半年間を、そのための準備期間として、時間のかかるなりわいを取り戻すための諸問題を、精いっぱい実現可能なものとなるよう、村一丸となり、しっかりと取り組んでいかなければならないものと思われま。

そこで、質問に入らせていただきますが、まず最初に避難解除に向けての準備は万全なのか。また、さらなる施策はどうなるのかについて伺います。

交流館や消防分署、大谷地団地の復興住宅の一部は完成しましたが、復興拠点の整備は

もう少し時間がかかるわけで、今後計画されている全ての事業が実行されるまでにはまだまだ先になると思われませんが、ある程度全村民に理解が得られるしっかりとした道筋をつけていかなければならないものと考えられますが、村としてどう捉えているのか見解を伺うものです。

次に、帰村後にどうしても欠かすことのできない生活を守るための手段が見えてきませんが、予想される早期の帰還を希望される方々は比較的高齢な年代の方が多いのではと思われませんが、どのような取り組みが考えられるのか。現時点でのご所見をお伺いいたします。

さらなる丁寧なフォローアップ除染が必要ではないのかなということでお尋ねをいたしますが、まず2の1として、フォローアップ除染については、現在進行中ですが、全く納得のいかない対応のように思われますが、村としては、どう捉えているのかご所見をお伺いいたします。

次に、里山の除染が叫ばれているわけですが、このほど第1次実施地区として川俣、広野、川内、葛尾の4町村で里山の環境改善を図るためとしてモデル事業を実施するとした方針を示しましたが、飯舘村は特に計画が何も具体的に示されていませんが、今後の見通しと対応を、どう捉えているのか見解をお伺いいたします。

次に、農地の除染が進められていますが、完了したとされる水田の整地、これが全く均平が不十分で今後の維持管理をするに当たり、支障を来すのではないのか懸念されますが、このままで反転だけされて引き渡されても、ぬかるみが多くなる状況にあるのではないのか、雨上がりの現地調査はされているのか、今後の対応について見解をお伺いいたします。

最後に、現在未舗装の村道や農道の整備について伺います。

村内にはまだ整備のされていない村道や農道が多く残っていますが、この際除染を兼ねて特に利用頻度の多い場所の道路整備を進めてはどうかと考えていますが、村のご見解を伺うものであります。

以上、3項目5点について質問をさせていただきます。

村長（菅野典雄君） 9番 飯樋善二郎議員の質問にお答えをさせていただきます。

大きく2点ありますが、1点目の「避難解除に向けての準備態勢は万全か、現時点での評価と今後の施策について伺う」との質問、2つありますが、あわせてお答えをさせていただきます。

1点目の件であります。草野、深谷以外のインフラ整備計画についてであります。村では原子力災害からの復興事業として草野地区に交流センター、いわゆる旧公民館があります。それから大谷地住宅の改修、相馬広域消防飯舘分署の整備などを行ってきたところであります。また、深谷地区には復興のシンボルとなる復興拠点の整備を今進めようとしているところでございます。

その他の地域の整備計画であります。まず学校関係では、平成30年4月の再開を目指して伊丹沢地区において飯舘中学校の校舎の除染と大規模改修計画を進めているところでございます。また、あわせて引き続き草野、飯樋、白石の各小学校についても改修を進め

てまいりたいというふうに考えてます。

次に公営住宅であります。大谷地だけではなくて飯樋地区で桶地内団地の新築、笠石団地のリフォーム工事などその他の村営住宅のリフォームも含めて行うほか、白石地区では白石の団地なども順次リフォーム工事も進めていきたいと、このように思っています。

道路関係ですが、県道12号線が八木沢トンネルに続きまして草野地区のバイパスが進めるようになりました。加えて二枚橋地区のバイパス工事と白石地区の道路改良工事の計画について先ごろ県から示されたところであり、交通の利便性確保と安全性の向上に期待されるというところでございます。

村道につきましても、除染作業などにより傷んだ道路については、全村、全域でいわゆる順次補修を進めていきたいというふうに思っております。

ほかに地域に密着した案件として、集会所の改修などについては、要望があれば住民と十分協議をして対応してまいりたいというふうに思っております。

次に、2点目の生活を守るための施策であります。現在村ではいいたてホームを残しておきましたし、それから会社なども残していたところでございますが、さらに去年の7月に仮設のコンビニエンスストア、各事業所は大体企業が、事業所っていいですか、50ほど村内で営業中でありまして、人材募集も随時行っておりますので、一定程度働く場はあるものと考えているところであります。

それを踏まえた上での今後の施策であります。まず、まだ食堂が戻っておりませんし、きこりの宿泊のほうもこれからであります。さらに、高齢者も含めた新たな就農対策として考えなければならない、こんなふうに思っております。復興拠点に整備予定の道の駅までい館や花卉栽培施設等での雇用のほか、今後必要なお助け合い事業の担い手、宅配事業、あるいは公共施設の維持管理などの仕事での雇用なども少数ずつかもしれませんが、検討していけるのではないかと、このように思っているところであります。

次に農業であります。現在営農再開支援事業が行われておりまして、農地保全や試験栽培、実証栽培により働く場を確保しつつ、作付制限・出荷制限が解除された際には従来の農作物に新たな作物も加えた形で農業が営まれるよう進めてまいりたいというふうに思っています。

林業ですが、里山再生プロジェクトが国により始動しておりますので、プロジェクトの実現に向けて一層国に働きかけ、村の大切な資源である里山を活用できるように進めてまいりたいというふうに思っております。

先般、先行4自治体のいわゆるモデル再生事業がなりましたが、飯舘村はこの次になるのかなというふうに思っております。場所としてはあいの沢あたりを考えているところでありますが、ただそのモデルだけで終わってしまわないかという心配をしているところであります。ですから、続けてできるようにするのか、それとも我々がいつも言ってますモデル事業ではなくて、いわゆる長期にわたっての森林再生交付金を我々に責任を持たせるという話ができないのかと、そんなこともその都度大臣なり副大臣が来たとき、その他にお話をしているところであります。そのほか、村有の遊休施設の利活用も含め

て村民の雇用につながるように検討してまいりたいというふうに思っているところであります。

他は担当課長のほうからお答えをさせていただきます。以上でございます。

復興対策課長（中川喜昭君） 私からは、ご質問の2のさらなる丁寧なフォローアップ除染についての3点について、関連がございますので、一括でお答えさせていただきます。

まず、1点目のこれまで何度となく除染に関する質問なり要望を繰り返し行ってまいりましたが、いまだに改善の状況が見えない。村としての見解を伺うについて、お答えいたします。

現在進めている村内の除染は国直轄除染で、国の除染ガイドラインに基づいて除染が進められております。これまで村民との懇談会の中から、国の除染方法については村民の意に沿った除染ではない。もっと村民に寄り添った除染をすべきとの多くの声をいただいております。村としては、村民の声に応えられるよう国と数々の協議を重ねてまいりました。

その中から、イグネ伐採の実施、屋外残置物の回収、家屋解体工事の追加、フォローアップ除染の実施、農地水路の土水路の削り取りの追加、水田からの灌木の抜根処理、地力回復工事による施肥と耕運の追加など、当初の除染項目にない項目を追加させてきたところがございます。また、村民からの個別の要望についても、できるだけ取り入れられるよう除染現場に村職員が出向き、村民側に立ちながら国に対して要望をしてきたところがございます。全てではありませんが、ある程度改善が図ってきたと考えているところがございます。

しかしながら、おただしのように村民はまだ国の除染に対して不満を感じていることは承知しております。今後も村民側に立ちながら村民の要望、不満解消の対応をしてまいりたいと考えております。

次に、2点目の里山除染についてであります。ご承知のとおり国の森林除染については、林縁部から20メートル以内の枝打ち、灌木伐採、堆積物除去が原則となっております。したがって、菅野新一議員のご質問にも答弁いたしましたように、村では国に対して20年間程度の里山再生事業交付金の新たな制度の創設を要望している一方で、里山再生モデル事業での3カ年の実証と、その成果による新たな対策の実施を国に求めているところであります。

現在時点での里山再生モデル事業のメニューは、間伐材活用実証や放射性物質の移行抑制対策、土砂等の流出防止対策、森林内の放射線量低減対策などを目的とした林内施業の再開・創出を目的とした事業のほか、村民の生きがいをづくり、手仕事づくりを目的とした事業、木質バイオマスの活用を目的とした事業などを想定しているところがございます。今後、国と具体的な内容を協議してまいりますので、方針が決定しましたら議会の皆様とも協議をしてまいりたいと考えております。

次に、3点目の水田の整地が不十分なことによる維持管理への支障の懸念についてでございます。おただしのとおり除染工事では水田面を水平にする均平取りは含まれていないため、除染完了後の水田は水稻を作付するには不十分な整地状態であることを村も

認識しております。このため、水田の整地を実施するために活用できる事業について、農林水産省や復興庁、環境省、県と協議を進めてきた結果、福島県営農再開支援事業の中で実施することが可能になっているところでございます。

特に深耕を伴う均平取りであれば通常の10アール当たり3万5,000円とは別に10アール当たり2万5,000円を活用して、追加で活用して実施することとなっております。また、平成25年から実証作付を実施している草野向押の実証田における経験では、代かきを3年程度繰り返すことによって、ある程度の均平をとることが可能であることもわかってまいりました。村では、営農再開を計画する農家が活用する農地での対策が最優先であると考えておりますので、今年度は津波被災地で実施されているレーザーを活用したトラクターによる水田表面の凹凸の水平化作業を参考に村内で均平取りを実施してまいりたいと考えております。その成果を確認した上で実施に向けた取り組みを、今後検討してまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

建設課長（高橋祐一君） 3の1. まだまだ重要な村道や農道が未整備のままに残っていますが、この際除染も加味した整備を進めてはというご質問にお答えいたします。

ご承知のとおり除染工事は環境省所管で、砂利道であれば5センチの削り取り、5センチの碎石で埋め戻す工事となっております。舗装については、高圧水の洗浄までとなっております。新たに舗装工事を実施すること、実施することは除染でできない状況になっております。また、除染作業の大型ダンプ等による舗装の損傷が村内各地に見られ、環境省に舗装復旧の要望をしているところでありますが、現在環境省では舗装復旧まではできない状況であります。村としては、現在維持補修等でも対応中ではありますが、除染工事にこだわらず復興事業等で復旧できるよう、引き続き要望してまいります。

未舗装道路の対応ですが、村道については震災以前から実施していました現道舗装工事を、震災後4路線、延長的に1,794メートルの整備を実施しております。今後も必要路線の整備を計画的に進めてまいりたいと思っております。

農道につきましては、補助事業の継続路線1路線、大森線なんですけど、事業再開の手続きを進めているところで、早期に実施できるよう要望しています。その他の農道につきましては、震災以前は村単独補助事業により改良及び舗装を実施してきました。いわゆる道普請事業として受益者で工事を進め、村から補助金（40%）を支出する事業であります。今後、事業の必要性や要望等を考慮し、事業再開を検討してまいります。

次に林道関係ですが、震災当時県単独事業に3路線（岩部線、牧場線、栃窪大倉線）の局部改良舗装を要望しております。しかし、県単独事業予算枠が少ない状況を踏まえ、今後有利な補助事業により実施できるよう関係機関と協議を進めてまいりたいと思っております。以上であります。

9番（飯樋善二郎君） 前の復興計画や除染については、他の議員と重なる部分がありますので、再質問は削除させていただきます。深耕事業につきましては、今後も続けて質問させていただきたいと思っております。最後の2点について、再質問をさせていただきます。

まず、丁寧なフォローアップ除染の中での最後の質問の中で水田の均平取りについて質

聞いたしましたが、私ずっと見てあるいている中で非常に均平がとれてなくて雨上がりに水たまりが何カ所もあるという現状が見受けられています。

しかしながら、今答弁にもありましたように、このガイドラインに沿って均平取りは含まれていないと、こういうことなんです、これではいずれにいたしましても、農業再開していくにしても何に利用するにしても、とても大変なことなんではないのかなというふうに思うんでありますが、答弁の中で新しく10アール当たり2万5,000円という話なんです、これは自分でやる人は確かにこの2万5,000円の範囲でできると思うんですが、自分で無理な場合、ここをどうするのか。多分年配の方が今あるような現状を回復するというのは大変な作業になってくると思うんですが、ただ2万5,000円を出すから自分でやりなさいということだけなのかどうか、再度お伺いいたします。

復興対策課長（中川喜昭君） 今おただしのように、除染が終わったところで雨が降ったりしたときに水たまりがあるというのは、もう二枚橋、須萱の当初からの除染の完了後ですね、確認してるところでありまして、これ何とかしなくちゃならないなという思いはあったところでありまして。それで、環境省にもその地力回復工事の中でどうなんだという部分も協議をさせていただいてもおります。ただ、環境省としては、やはり技術的な部分でなかなか難しいという部分があって、その地力回復工事の中には入っていかなかった経過がありますが、ただ一方では農水省のほうと話をする中で、やはりそういう状況であればそれなりに、まあ今のところ営農再開支援事業、その中で活用してはどうかというのとも検討していただきまして、ことしになりまして、その方向性が決まってきたという状況でございます。

それで、補助金があれば新事業があればいいだろうという部分だけではなくて、村としてもそういう実証しながら、どのくらいの能力がかかってくるのかとか、あと機械的な部分もあるのかなというふうに思っております。浜のほうでもレーザーを使って均平取りをやっているという部分も情報得ましたので、今回村でやっていこうかということで県のほうとも協議をしております、ただ単に今の水田面を、例えば平らなもので引っ張りこんで平らにできるというような状況ではないというのは自覚しております。客土をする際に重機も入ってしまっていてかなり固まっているという状況もありますので、今聞くところによりまして最初にプラウをかけて、裏返しにさせて、反転耕させながら、その後その土をほぐす作業を入れて、その後レーザーを使いながらハイド板式のロータリーみたいので平らにしていくという3つの工種が必要的なもののようにあります。

そういう意味では、ある程度大型機械でもできない、大型機械でなければできないという部分もありますので、今議員おただしのおりいろんな課題が出てくるかなというふうに思っておりますが、まずは実証して、どういう課題があって、どんなふうに進めればいいのかと、まず今年度させていただいて、その中でその課題処理をどんなふうにしていくかという部分が今後の協議の中になってくるのかなというふうに思っております。

それで、今村としましては、やはり営農再開を優先していきたい農家の方々を先にやっぱり優先させながら、その対応が一番いいのかなというふうに思っております。最終的

には村全体の農地という部分もありますが、やはり順番的にはやっぱり営農したいんだという方々を、先に優先しながらやっていければというふうに思っているところでございます。以上であります。

9番（飯樋善二郎君） 非常に均平という作業は大変なことは皆さんもご承知だと思うんです。構造改善の後にこの作業を、何年も繰り返し繰り返し代かきをしながら、ようやく平らにしてきたという経緯がありますから、これが今答弁にありましたように大変ではありますが、これ継続でこの2万5,000円を活用しながら実施していくということなんですが、これ継続でこの2万5,000円で何年か続くのか、それとも単年度なのか、もう一度。

復興対策課長（中川喜昭君） この財源については、先ほど言いましたように県の営農再開支援事業を活用するというふうに今県のほうとも協議しておりまして、今のところ営農再開支援事業については、30年までというふうな期限が一応決まっております。

ただ、やはり帰還が早い自治体と遅い自治体がありますから、その統一された年度で仕切られては困るという部分はもう国、県のほうに話しておりますので、来年度、29年度ですね、その30年という部分については交渉しながら、まだ延長されるように村としては考えてるところでございます。以上であります。

9番（飯樋善二郎君） 答弁ですと30年までということですが、そうしますと2年、あと残り2年ですよね。そういうことだと多分重機を頼んで代かきをするというような作業は多分無理ではないのかなというふうに思うんです。自分で丁寧に運搬車等使って運んでいくという作業もあるとは思うんですが、それが無理な方が多いのではないのかなというふうに思うんですが、そういうところも考慮して今後考えていかなければならないものと、こういうふうに思うんですが、もう一度。

復興対策課長（中川喜昭君） おただしのとおりでございまして、2万5,000円あるから、その中でできるかという部分も、今後実証の中で見ていきたいということで、営農再開でも特例措置的な部分もございまして、そういう中で状況を見据えて、また県のほうと協議していくと。

あと、時期的な部分、30年というふうに今の県の方針の中で30年ということですが、これで全てできるというふうに村としては思っておりませんので、さらなる延長を求めていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。以上であります。

9番（飯樋善二郎君） 質問を変えさせていただきます。

まず、一番最後に未舗装の村道や農道の整備についてお伺いをいたしました。答弁では今は無理だというようなニュアンスの答弁がありましたけれども、なぜ今この時期にこういう質問をさせていただいたかという、除染によって未舗装の農道や村道、これ非常に壊れているんです。私も現場を何回か見させていただいて、狭かった道路が大型が通過することによって路肩が崩れたり、それから道幅が広がったり、そういう傾向にある農道が、農道や村道が何カ所もあるんです。少なくともこの分ぐらいは除染を兼ねた改修をして舗装にするような対応があってもいいのではないのかなというふうに思うんですが、見解はいかがでしょうか。再度お伺いします。

建設課長（高橋祐一君） ただいまの除染によって傷んだ道路の部分ではありますが、除染のほうに関しては当然除染作業で傷んだら復旧するというふうな形になっております。特に今おっしゃられました路肩の損傷ですね、そういう部分に関しては、現場がわかり次第環境省のほうにお話をして復旧させるというふうな流れにはなっております。

ただ、なかなか目の行き届かないところがあるかというふうに思いますけど、そのほかの舗装という部分になっていきますと、やはりそもそもが舗装でないところを舗装することに関しては、やはり環境省ではできないということになっております。もう穴があいたり傷んでいるところが多々あります。そういう部分も協議はしておりますけども、やはりなかなか環境省できないということを考えて、現在生環事業、交付金、復興事業ですね、復興事業等でパッチングとって穴埋めをしたりとか、そういうふうな簡単な維持補修を今しているところでもあります。今後は、やはりオーバーレイ等やっぱり舗装の修復が必要であるというふうに考えますので、今後交付金事業等活用しながら計画的に要望していきたいというふうに考えております。

9番（飯樋善二郎君） 除染の中では無理だということですが、ただそれだけで済ませているわけにはいかないと思うんですね。ですから道普請、今までもあった飯館村の取り組みの中で40%ということですが、これではなかなか自分たちで未舗装のところを舗装にするというのは大変ではないのかなと思うんですが、これを多少補助率を上げるとかそういう工夫はできるのかできないのかお伺いいたします。

村長（菅野典雄君） 1級から5級までであるわけですが、なかなかやはり村は広いわけで、村道だけでも200キロ超えると、こういう状況の中で5級あたりまではなかなかそう簡単ではないなというところから、今から10年以上前に道普請事業ということで、材料は出しますので、それぞれ地元で技術を持った人、あるいは材料なども、材料ってというか準備もあるでしょうから、その材料代だけでということでもかなりの道普請事業が進んだところでもあります。改めてそういうところが必要ということになれば、考えなければならぬということでの今回の答弁だったんですが、その40%というのがなかなか厳しいということであれば、若干上げるのもやぶさかではないんですが、ただそれぞれ今回の災害でそれぞれ、何ていいますか、集落などには、であれば地元で賠償金が入っていますから、そういうのも利用していただきながら、ぜひこの機会に不便だったところはやっぱり舗装していければいいなと、こんなことでこちらもいろいろ考えているところです。

やっぱりこの災害を、むしろうまく利用して今まではなかなかできなかったのを進めていくと、こういうことでもありますので、今40%ということではありますが、その辺もちよっと内部で検討させていただいて、上げられるのかそのままなのか検討したいというふうに思っております。

9番（飯樋善二郎君） 今までそれを利用して大変助かったという例は聞いていますけども、なかなかずっと懸案だった工事が進められなくて未舗装のまま残ってる重要な村道もあると思うんですね。少なくともそういう場所については、今村長から答弁がありましたような支援策を新たに考えていただくとか、震災後4路線1,794メーター実施したということではありますが、これ同様の取り組みを今後要望があれば考えていただけるような

ことになるのかどうか、もう一度お伺いします。

村長（菅野典雄君） ちょっと私個人、細かくはわかっておりませんが、路線の位置づけなり何なりがどうなっているのか、同じということであれば随時また次の段階で要望ということもあるだろうと思いますけども、それとはまた違った意味での道路ということになれば、先ほど言いました道普請事業あたりで、村でやるのを待っているよりは、そのほうがはるかに早くできると、こういうことなものですから、ちょっといろいろあちこち道路なども調べさせていただく中で全体として協議をさせていただければというふうに思っております。（「はい、終わります」の声あり）

◎散会の宣言

議長（大谷友孝君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

ご苦労さまでした。

（午後4時18分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年9月7日

飯 館 村 議 会 議 長 大 石 友 孝

同 会議録署名議員 菅 野 新 一

同 会議録署名議員 北 原 経

同 会議録署名議員 松 下 義 喜

平成28年9月16日

平成28年第8回飯館村議会定例会会議録（第3号）

平成28年第8回飯館村議会定例会会議録（第3号）						
招集年月日	平成28年9月16日（金曜日）					
招集場所	飯館村役場					
開閉会の日 時及び宣告	開議	平成28年9月16日 午前10時00分				
	閉会	平成28年9月16日 午後 1時33分				
応（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席10名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	高野孝一	○	2	渡邊計	○
	3	菅野新一	○	4	北原経	○
	5	松下義喜	○	6	伊東利	○
	7	佐藤八郎	○	8		
	9	飯樋善二郎	○	10	大谷友孝	○
署名議員	6番 伊東利		7番 佐藤八郎		9番 飯樋善二郎	
職務出席者	局長 齊藤修一		書記 北原美樹		書記 草野健太郎	
地方自治法の 第121条のり 規定によつて 説明した者 の氏名 ○ 出席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	愛澤伸一	○	住民課長	細川亨	○
	健康福祉課長	但野正行	○	復興対策課長	中川喜昭	○
	建設課長	高橋祐一	○	飯野支所長	高橋正文	○
	会計管理者	石井秀徳	○	教育長	中井田榮	○
	教育課長	村山宏行	○	生涯学習課長	藤井一彦	○
	代表監査委員	佐藤榮一	○	農業委員会会長	菅野宗夫	○
	農業委員会局長	石井秀徳	○	選挙管理委員会 委員長	高野京子	
選挙管理委員会 書記長	愛澤伸一	○				
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成28年9月16日(金)午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 追加提出議案の提案理由の説明
- 日程第 3 議案第77号 平成27年度飯舘村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 議案第78号 平成27年度飯舘村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議案第79号 平成27年度飯舘村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議案第80号 平成27年度飯舘村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議案第81号 平成27年度飯舘村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第82号 平成27年度飯舘村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第72号 平成28年度飯舘村一般会計補正予算(第6号)
- 日程第10 議案第73号 平成28年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第74号 平成28年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第75号 平成28年度飯舘村介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第76号 平成28年度飯舘村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第83号 大谷地団地1期・2期既存住宅解体工事請負契約の変更について
- 日程第15 議案第84号 災害公営住宅大谷地団地2期住宅建設工事請負契約について
- 日程第16 議案第85号 飯舘村役場議場映像・音響設備機器の取得について
- 日程第17 議案第86号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第18 閉会中の継続審査の件
- 日程第19 閉会中の所管事務調査の件
- 日程第20 議員派遣の件
- 追加日程第 1 佐藤八郎君の議員辞職の件

## 会 議 の 経 過

### ◎開議の宣告

議長（大谷友孝君） おはようございます。

ただいまの出席議員 9 名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 10 時 00 分）

### ◎諸般の報告

議長（大谷友孝君） 本日の議事日程及び議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（齊藤修一君） 報告します。

会期中の議長公務及び議員派遣状況であります。お手元に配付の報告書のとおりであります。

以上であります。

### ◎日程第 1、会議録署名議員の指名

議長（大谷友孝君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 9 条の規定によって、6 番 伊東 利君、7 番 佐藤八郎君、9 番 飯樋善二郎君を指名します。

### ◎日程第 2、追加提出議案の提案理由の説明

議長（大谷友孝君） 日程第 2、追加提出議案の提案理由の説明を求めます。

村長（菅野典雄君） 本日、追加いたしました議案につきまして、ご説明をいたします。

議案第 83 号は、大谷地団地 1 期・2 期既存住宅解体工事請負契約の変更についてでございます。

平成 28 年 4 月 7 日付で濱田建設工業株式会社と工事請負契約を締結し、工事を進めてまいったところでありますが、現場精査の結果追加の工事が必要となりましたので、当初の工事請負額を 35 万 4,240 円増額する請負契約の変更について議決を求めるものであります。なお、変更後の契約金額は 5,997 万 240 円であります。

議案第 84 号は、災害公営住宅大谷地団地 2 期住宅建設工事請負契約についてでございます。

9 月 2 日に 7 社による指名競争入札を行った結果、株式会社英工務店が落札いたしましたので、その請負契約について議決を求めるものでございます。なお、契約金額は 2 億 2,140 万円でございます。

議案第 85 号は、飯館村役場議場映像・音響設備機器の取得についてでございます。

9 月 2 日に 1 社による見積もり合わせを行った結果、株式会社福島県中央計算センターが落札いたしましたので、その物品の財産取得について議決を求めるものでございます。なお、契約金額は 1,283 万 400 円であります。

議案第 86 号は、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

飯舘村二枚橋字本町268番地、佐藤眞弘君を飯舘村教育委員会委員として再任したいので、その同意を求めますのでございます。

以上が提出いたしました追加議案の概要であります。よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から追加議案について説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前10時04分）

◎再開の宣告

議長（大谷友孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時12分）

- ◎日程第 3、議案第77号 平成27年度飯舘村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4、議案第78号 平成27年度飯舘村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5、議案第79号 平成27年度飯舘村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6、議案第80号 平成27年度飯舘村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7、議案第81号 平成27年度飯舘村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8、議案第82号 平成27年度飯舘村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議長（大谷友孝君） 決算審査特別委員会に付託しておきました日程第3、議案第77号「平成27年度飯舘村一般会計歳入歳出決算認定について」、日程第4、議案第78号「平成27年度飯舘村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第5、議案第79号「平成27年度飯舘村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第6、議案第80号「平成27年度飯舘村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第7、議案第81号「平成27年度飯舘村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第8、議案第82号「平成27年度飯舘村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、以上6議案について一括議題とします。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長（松下義喜君） ただいま議題となりました議案第77号「平成27年度飯舘村一般会計歳入歳出決算認定について」を初め、その他特別会計5議案の決算認定審査のため、9月9日から13日の3日間にわたり、7人で構成する決算審査特別委員会を開き、委員長に私、副委員長に高野孝一委員を選出し、慎重に審議をいたしました。その審査の経過と結果について報告します。

本特別委員会の審査の経過であります。9月9日は、各課長等から担当する事務、事業に係る経費の決算状況について詳細に説明を受けました。その後、9月12日及び13日

は、決算書並びに決算に係る主要な施策の成果報告書、基金の運用状況調書、決算説明資料、さらには監査委員の決算審査意見書等をもとに、村長などに対し熱意のこもった総括質疑を行いました。

質疑においては、各会計における収支並びに執行に当たったの基本姿勢と成果について、事業の効果及び数値などを確認、さらには今後の方針をただしました。特に質疑の多かったものは、帰村対策を初め放射能被ばくと村民の健康維持対策についてや、村立学校運営、飲料水確保、営農再開、さらには除染に係る質疑などが多く出されたところでありました。

以上のほかにも、多くの事業に係る意見・要望・指摘がなされました。実際、このような避難生活が続く中では、27年度の事業実績が次年度以降に生かされるものは限られた事業となるものと思われまます。

実績の主なものとしては、平成26年度からの繰り越し事業を初め、村民の避難中の絆づくり事業、安全・安心と健康を守るための事業並びに各種保健福祉事業に傾注しながら、早期帰村と村の復旧・復興さらには帰村後の村民生活再建に向けたインフラ整備や、数多くの事業の取り組みがありました。引き続き、村民の福祉向上のためのハード事業のみならずソフト事業に力を注いでいただきたいものと思ひます。

以上、多くの質疑を踏まえた結果、議案第77号「平成27年度飯館村一般会計歳入歳出決算認定について」、議案第78号「平成27年度飯館村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第79号「平成27年度飯館村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第80号「平成27年度飯館村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第81号「平成27年度飯館村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第82号「平成27年度飯館村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」の6議案については、5年半という長期にわたる全村民避難中の過酷な執務状況が続く中で、各種事業ともおおむね目的に沿って執行されており、子供たちの教育環境対策を初め、村民のきずなの継続や福祉向上、安心・安全で適切であると認め、各会計とも賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決定したので報告します。

以上で、決算審査特別委員会の審査報告を終わります。

議長（大谷友孝君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） これで質疑を終わります。

委員長、自席にお戻りください。

これから、議案第77号から議案第82号までの各議案に対する討論を行います。

7番（佐藤八郎君） ただいま議題にありました議案第77号「平成27年度飯館村一般会計歳入歳出決算認定について」、反対の立場で発言いたします。

27年予算臨時議会などで村民の声、願い、提案を申し上げてまいりましたが、この決算委員会でも40数項目により審議しました。相手が国ということもあり、減額や次年度繰り越しなど多いわけでありますけれども、全体として村内への復興、復興といいながら建物やそういう道の駅なるものなど、村民一人一人の復興になかなか結びつかないよう

なものがたくさんあり、村民一人一人にしては予算規模が多くなるにつれ、不安を抱く結果となっているというふうに思っております。その点も含め、今後さらなる村民の、一人一人の自立を復興に向けて、努力されるよう要求し、発言を終わります。

議長（大谷友孝君） ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） これで討論を終わります。

これから、議案第77号「平成27年度飯館村一般会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大谷友孝君） 起立7人。起立多数です。よって、議案第77号「平成27年度飯館村一般会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定しました。

これから、議案第78号「平成27年度飯館村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第78号「平成27年度飯館村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定しました。

これから、議案第79号「平成27年度飯館村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第79号「平成27年度飯館村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定しました。

これから、議案第80号「平成27年度飯館村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第80号「平成27年度飯館村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定しました。

これから、議案第81号「平成27年度飯舘村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(大谷友孝君) 異議なしと認めます。

よって、議案第81号「平成27年度飯舘村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定しました。

これから、議案第82号「平成27年度飯舘村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(大谷友孝君) 異議なしと認めます。

よって、議案第82号「平成27年度飯舘村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定しました。

◎日程第9、議案第72号 平成28年度飯舘村一般会計補正予算(第6号)

議長(大谷友孝君) 日程第9、議案第72号「平成28年度飯舘村一般会計補正予算(第6号)」を議題とします。

これから質疑を行います。

1番(高野孝一君) 23ページ、10巻項2目13節の委託料、学校等再開整備事業設計積算業務3億1,482万円についてお伺いいたします。これについては、9月8日の議会全員協議会において、説明がありましたけれども、改めてこれまでの取り組み経過についてお伺いいたします。

教育長(中井田 榮君) ただいまご質問ありました学校再開に係る中学校エリアの積算業務3億1,482万円に係る取り組みでございますけれども、先般、全員協議会の中でもご説明していますように、4月から精力的に全協で説明した内容になるよう取り組みをしてきたところであります。今まで学校運営協議会、コミュニティースクール、さらには6月23日に中学校の改修推進委員会を立ち上げて、ハードの検討を進めてきたところであります。この委員会は荒委員長を代表として、15人の委員からなるものでありまして、再開に向けて施設の配置、さらには機能と役割を検討していただく推進委員会として立ち上げたところでございます。委員のメンバーには、校長先生初めPTA会長、さらには教育委員、学識経験者を委員として入れて検討を進めてきてもらったところでございます。さらに、7月26日には、26、28と職員の研修会やりましたけれども、26日には学校の先生方、村内の教職員の研修会でございますけれども、その中でワークショップをやりながら、これからの特徴ある教育内容をどうすればいいのかということで、学校の先生方にもワークショップをやって話し合いをしていただいて、協議をしてもらっているところでございます。あと、さらに8月の3日、4日でありますけれども、秋田県と山

形県のほうに先進地の研修をしております、秋田県は東成瀬の6・3制の一貫教育を、さらに山形県は萩野学園の義務教育学校の4・3・2制の研修を、松下総務文教常任委員長さんにも参加をしていただいて研修をしたところでございます。あと、さらに8月の17日には、郡山の湖南小・中学校の6・3制の一貫教育と、さらにまゆみ学園の認定こども園の研修をしたところであります。さらにそれを踏まえて、9月2日には保護者会をやって、このような形で中学校の改修推進委員会さらには学校運営協議会、さらには定例の教育委員会にもかけながら、精力的に取り組みを行いながら、保護者、先生方さらには教育委員を通して検討した結果を、今回議会のほうにこの予算として実施設計を上げているということでございます。

1番（高野孝一君） 取り組みという経過については了解いたしました。それで、国の補助申請等々についての進捗状況と、改めてこの26事業の概算についてお伺いいたします。

教育長（中井田 榮君） 9月8日に全員協議会の中で、資料を使ってご説明をさせていただきましたけれども、その中の資料の4ページ目でありますけれども、このような工程表を出してご説明をさせていただきました。今現在、学校再開に向けて、30年の4月の学校再開に向けて、この基本計画まで発注をして業者に委託をかけて業務を進めているところであります。現在、7月の申請、国に対しての32事業の、約60億円になるわけがありますけれども、国に対して概算予算の申請をしまして、さらに今回の9月補正で教育委員会、この中学校エリアとスポーツ公園エリア合わせて5億1,400万円の実施設計の予算を上げさせていただいております。今後でありますけれども、この9月補正が可決承認いただければ、10月に競争入札をやらせていただいて、10月から来年の3月までの工期で実施設計をやらせていただければと。さらに、来年でありますけれども、29年の4月から29年の12月までに工事をということで、資料にありますように、中学校エリアは福島再生加速化交付金の3分の2の交付金を使わせていただいて、さらにスポーツ公園エリアのほうは国交省のこども元気復活交付金2分の1を使わせていただいて、さらにその残分については復興特交をいただけるということでありますので、なるべく一般財源を使わないような形で進めてまいりたいと考えております。この工事につきましては、2月に国に対して申請をし、また内部的には3月の当初予算に工事費を、実施設計でまとまった工事費を、3月の来年度の当初予算に上程し、工事を進めてまいりたいと考えております。

1番（高野孝一君） 今後の予定等についてはわかりましたけれども、この中で、この基本計画作成していただいたわけでありましてけれども、この中での配置とか鳥瞰図等々、あるいは概算見積についても多くのお金がかかったと思っておりますけれども、これが今後、基本設計、実施設計するに当たって、どのような対応をなされるのかお伺いいたします。

教育長（中井田 榮君） 設計するに当たってでありますけれども、先般も決算委員会の中でありましたけれども、ランニングコストですね、とにかくなるべくかからないようにということで考えておりますし、全体の配置についても今後全協で説明しましたように幼・小・中、保育所も含めてでありますけれども連携をし、さらに一貫教育が目指せるような形の実施設計を組んでまいりたいと考えております。

1 番（高野孝一君） 基本計画で示されたこういう鳥瞰図があるわけなんですけれども、配置図もあります、そうすると、基本設計、実施設計については、多分プロポーザルでいくのかなと、私、思っていますけれども、その辺の対応についてお伺いいたします。

教育長（中井田 榮君） ご承知のとおり、学校再開は30年の4月ということで、学校設置者である村長のほうから表明をし、日程が決まっておりますので、そういうことを考えますと、先ほど工程表の中でご説明しましたように、ある程度スピードをもって進めていかななくてはいけないのかなと思いますので、今後指名委員会の中で、その部分については決まってくるのかなと考えております。

1 番（高野孝一君） こまい部分になりますけれども、この復興事業の整備事業6事業の中で認定こども園の4事業の基本設計がゼロとなっておりますけれども、この辺はどのようなになっているのかお伺いいたします。

教育長（中井田 榮君） このゼロとなっているのは、交付金上該当しないということだけでありまして、事業上は基本設計と実施設計とあわせてさせていただきたいと考えています。

1 番（高野孝一君） それで、6月に一般質問の中で認定こども園の面積についてでありますけれども、500平米というような答弁がありました。今回の資料を見ますと、900平方メートルとなっておりますけれども、これにかかる見解と収容人数等についてお伺いをいたします。

教育課長（村山宏行君） 認定こども園の設定面積についてお答えさせていただきます。当初、中学校の校舎の中に認定こども園も入れられないかということで想定した面積が500平米ということでございました。その後、やはり、教育課程上小・中とそれから認定こども園とは分けたほうがいいと、ただし同一の敷地の中で触れ合えるような環境ということで、同じ中学校の敷地内に別棟でということで考えたところでございます。その中で、面積につきましては、児童1人当たりの、園児1人当たりの面積が、厚生労働省の主導のもと県の基準がありましてそこで決まっておりますので、そこに基づいて算出したものということでございます。

1 番（高野孝一君） 決まっている面積と先ほど申し上げましたが、収容人員について答弁がなかったので再度お伺いします。

教育課長（村山宏行君） 認定こども園の人数ですが、139人を予定しております。5歳児から3歳児までが30人、厚労省で定めています基準、県のこども未来局でも同一の基準がありますが、1クラス30名までということで基準が定められております。2歳が20人、1歳で20人、ゼロ歳児で9名ということで、合計139名の想定でございます。また、この子供1人当たりに対します面積というのが決まっております、2歳児から5歳児までは1人当たり1.98平米ということが基準で定められております。この30名という基準がありますけれども、現在、村の学校が、県もそうですけれども、30人の、小学校ですね、小学校から30人学級ということで、今進んでおります。この数字から、やはり幼稚園から入っていただかないと小学校には上がってこないという、そういった現実がありますので、小学校、幼稚園ともに30人学級というのを基準に想定したということでございま

す。こうした基準の積み上げで、保育室それから遊戯室、それから乳児の匍匐室というところが、そういったところが基準で決まっています。また、一貫して子供たちの面倒を見るということで、調乳室でありますとか子育て支援室、そういったところを設けて900というような数字が上がってきたということでございます。

1番（高野孝一君） アンケート調査によれば、幼・小・中で65人、この前村長のお話の中では50人程度という話がありました。その中では幼稚園、保育園に通う子供というのは多分2桁に満たないのかなと思われそうですけれども、この139人、900平方メートルというような規模については大きすぎるんじゃないかという声が出るのかなと思っていますけれども、この基準が国の申請でいう最低の基準なんだというようなことで理解してよろしいのかどうかお伺いします。

教育長（中井田 榮君） 今、課長から説明しましたように、基準としては最低の基準でおりまして、さらに国のほうにも個票を出しながら7月に申請をしたというご答弁しましたけれども、その中でも国のほうと協議をしながら進めてきた結果、ほぼほぼこの内容で認められるということでいただいておりますので、そういう意味では、今、この復興期間にとにかくやらせていただいて、これから1人でお多く、子供たちに戻っていただけるように整備を進めてまいりたいと考えております。

1番（高野孝一君） 続きまして27ページ、10款6項1目13節委託料、設計業務委託料1億9,955万7,000円について伺いますけれども、先ほど教育長の答弁と重複する部分があるかと思っておりますけれども、これまでの協議の経過と、予算概要についてお伺いいたします。

生涯学習課長（藤井一彦君） こちら、スポーツ公園エリアのほうですね、再整備ということでございます。経過でございますけれども、学校が再開するときその部活であるとか体育の授業なんかでも使うということで、学校の再開の時期と同じ時期に再開できるように準備を進めているところでございます。まず、スポーツクラブの理事会に意見いただきましたのが5月13日、それから5月18日にスポーツ推進委員会からもいろいろご意見をいただいているところでございます。それから、6月24日には社会教育委員の会議を開催いたしまして、そちらの委員の方からもご意見をいただいているところでございます。これに基づきまして、学校とほぼ同じ工程で、基本計画のほうも進めてきておりまして、8月3日に国に申請を出したということでございます。これ、申請が通れば、今後これも学校と工程的には一緒になりますけれども、今までやってきた基本計画をもとに設計をやりまして、これが大体今年の年度いっぱいですね、3月までに実施設計をやりまして、来年工事ということで考えております。こちらのほうは、今まである施設を整備をするということなので、学校ほど余り複雑ではなくて、いろいろな施設につきましてもランニングコストが余りかからないように全天候型であったりとか、屋内施設なんかも設けまして、雨天であるとか冬なんかに使えるような施設ということで整備をしてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

1番（高野孝一君） 事業費等については説明がありませんでしたが、資料でわかりますけれども、これは完成予定時期というのはいつを目指しているのでしょうか。

生涯学習課長（藤井一彦君） 中学校に隣接をしております、当然学校の再開時期と一緒に

整備を進めてまいりたいと思っておりますので、学校再開の予定されております平成30年4月を運用開始ということで、そこを目標に整備を進めてまいりたいと考えております。

1番（高野孝一君） 私は大変な、58億、9億に係る事業という事業というようなことで、本当に事業を着実に進めていかなければならないと考えておりますけれども、スポーツ公園も野球場も3月まで終わるといような計画は大丈夫なんでしょうか。

生涯学習課長（藤井一彦君） 陸上競技場であったり、野球場は土木工事が主だということになってまいりますので、冬の工事ができないものですから、なるべく早く、来年春になりましたら工事に取りかかれるように準備をしてみたいと考えております。

4番（北原 経君） 15ページの委託料で、アプリシステム構築業務で、説明でタブレットを配付してその後部分ということのようですけれども、その内容と、あとNTTに関する契約内容とかそういったものに関してお聞かせください。

総務課長（愛澤伸一君） アプリシステムの構築業務ということで予算をお願いしております。現在、先日の決算委員会の中でもありましたけれども、村民の皆様にタブレットを配付して村の情報取得のためにご利用いただいているところでございますが、現在、国のほうからこの通信料、国のほうからドコモ回線を利用してのインターネットを使つての通信費ですね、これについては国から交付金という形で毎年4,000万円ほどいただいてきて運用しているところでございますが、国の中の省庁間の交渉中ということのようでございますけれども、来年度以降、この見直しを進めるというような情報が入ってございまして、これにかわる仕組みとしていわゆるスマートフォンで村の情報を、今までタブレットでごらんいただいていた情報が、お手持ちのスマートフォンでそのまま見られるような仕組みを事前に準備しておきたいということで、今回このシステムを構築するための予算をお願いしているところでございます。

4番（北原 経君） スマートフォンは、お年寄りの方がなかなか使いにくいという意見もありましたが、ここ何年も過ぎますと、村の状況カメラとか、村の情報とか、お年寄りの方もそれを見て確認していろいろな今まで助かっていたわけです。あと、このスマートフォンの電話の持っている方が、やはり若い方は持っていますけれども、お年寄りの方はなかなかそれを使うことが難しいというか、使ってみればすぐに覚えるんでしょうけれども、なかなかそれに進んでいかないという状況であります。これ、4,000万円ですか、今、まだちょっと避難解除にはなっても、村にまだ家ができていないとかそういったこともありまして、村外から村の情報、村の状況を確認したい方がたくさんおります。これはやはり、もう少しスマートフォンの今の需給からしても、もうちょっと何らかの予算を投じて延長できないのかというのをちょっとお聞かせください。

総務課長（愛澤伸一君） 今ほど、ご説明をいたしましたこちらにつきましては、現在国の中で予算の折衝中だというふうに聞いてございまして、まだ正式に決まると、もうなくなったという正式な通知は今のところないところでございますけれども、ただ、国の流れといたしましては、この個人の情報通信を行うための費用を、国費でずっと見続けるということは難しいという認識を示されてございまして、例えば仮に、平成29年度につき

まして1年延長という結論にひょっとしたら今後落ち着く可能性もありますが、いずれ長期にわたってこういったシステムがずっと継続されて国から交付金があるということは、ちょっと考えづらいなと考えてございまして、今年度中にそれにかわるしくみとして、このアプリシステムをつくってまいりたいというところでございまして。なお、既存のタブレットについての状況であります、なくなると申しましたのはいわゆる1台ごとに携帯みたいに通信をする仕組みがありまして、それが4,000万円かかっている、それがなくなるわけですが、それとは別に、各仮設にはWi-Fiシステムという公衆無線LANシステムが整備されておりまして、そちらのWi-Fiという仕組みを使えば今までどおりタブレットを使って、村の情報を取得することができるというふうに確認できておりますので、仮設にお住まいの方ということになりますけれども、Wi-Fiをお使いいただける環境にある方については、今までどおりタブレットをお使いいただけるということのようございまして。

4番(北原 経君) 例えば、パソコンとかそういうの、Wi-Fiでつないでやっているという方もいますけれども、やはり、今避難している人数が多いうちには、極力何かの形をとっていただいて、村の情報を入れることによって、孤立化というのもないような状況を目的として始まったものでありますので、その辺を考えて進めていただきたいと思っております。

17ページ、介護ロボット等の導入について、81万円ですか、これについて内容をお聞かせください。

健康福祉課長(但野正行君) この介護ロボットについては、いいたて福祉会のほうでの導入1台ということでの補正予算の計上でございます。ご存じのように介護されている方々が、介護者を起こしたり、抱き上げたりという部分で腰を痛めるという状況、職業病的な部分がございます。その負担をなくするということで開発されたロボットでございまして、これが県下一斉に希望する事業所さんに補助として導入できますよということになりまして、村としては1台要望していたところでございまして。いいたて福祉会の導入ということになります。以上でございます。

4番(北原 経君) そうしますと、これは県が主体となってその事業で飯館村に1機よこすという形のものであって、メーカーとかそういったものは別に関係なく、わが村の菊池製作所でもそういったものをつくっているお話も聞いておりますので、その辺の関連性はどんなふうになっているんですか。

健康福祉課長(但野正行君) 導入する事業主体として、どこのものというふうに現在指定することはできない状況になっております。ただ、菊池製作所でもこの方面で開発しておりますので、その辺は県のほうで業者さんを選ぶときに考慮されるかなと思いますので、村として菊池製作所さんというふうな介入は、今のところできないということでございまして。以上でございます。

4番(北原 経君) 介護ロボットは、いずれスタッフが年老いてきているかたも十分介護の仕事ができるようにいいものだと思いますので、やはり今回モデル事業的にもそれを利用したら、次またいいものを入れていただいて、スタッフの腰を悪くするとかって負担

も軽減するような形をとっていただきたいと思っております。以上です。

2番（渡邊 計君） 15ページの2款1項8目、私も北原議員と同じようにこのアプリシステムの構築に関してちょっと質問いたします。これは、通信費として認められないということで、このアプリシステムの開発というか構築になると思うんですけども、これ、国の人といろいろお話ししましたけれども、開発に6カ月ぐらいかかるということなんでありましてけれども、ただ、先ほど北原議員が言いましたように、お年寄りですね、この人たち、例えばスマホにかえるといいにしても、今、ほとんどのお年寄りはらくらくフォンという小さい電話なんですけれども、スマホに買いかえるとなるとまた費用もかかりますし、先ほど言いましたWi-Fiですか、それを使うにはルーターというものが必要になってくるわけなんですけれども、それが果たして別に通信費をNTTと契約するようになるのか、ルーターそのものに費用がどのぐらいかかるのかということは調べてありますか。

総務課長（愛澤伸一君） 直接ルーターの費用までということは調べてございませんけれども、今ほど北原議員のほうにもお答えしておりますが、現在国のほうから費用の補填が行われておりますのは、タブレットの端末で直接ドコモ回線を利用してインターネットに入るという、その費用についての補填ということでございまして、各仮設住宅におきましてはWi-Fi環境というのが別に整っているということでありまして、こちらのシステムに、通信の方法を一般のインターネット回線からWi-Fi回線のほうに切りかえていただければ、29年度以降についても継続して利用できるということを確認しているところでございます。また、ルーターではありませんけれども、タブレットの中には非常に定額で契約できるものもあると聞いておりますので、こういったものをご契約いただければ、実質の負担は通信料のみというふうになるのかなと考えてございます。以上であります。

2番（渡邊 計君） このタブレット、約40%、41%の利用率、稼働率があるわけなんですけれども、例えばこれをスマホにした場合、利用率はどのくらいと見込んでいらっしゃいますか。

総務課長（愛澤伸一君） 申しわけありませんが、その辺のところは算定してございません。

2番（渡邊 計君） お年寄りなどは、特にふるさとカメラ、これで冬など家に帰る場合の道路状況あるいは台風のときの雨の状況などを一生懸命になって見ているわけでありましてけれども、このお年寄りでもタブレットでしか見られないという人たちが、例えばスマホに変えたとして、あの小さい画面で果たして見れるでしょうかという疑問が湧いてくるわけでありまして、今言いましたルーターやいろいろな通信料、そういうものをできるだけ低くなる形を開示していただいて、村民に知らせていただいた上で、前のシステムでも見れますよということをぜひやっていただきたいと思っております。以上です。

総務課長（愛澤伸一君） 国からいろいろこの費用の停止について通知があったということで、これにかわる新たなシステムをつくらなければならないということで、今回予算をお願いしているところでございます。なお、村といたしましては、議員もおただしのおり、高齢者の方の利用も現にあるということでございますので、引き続きタブレットの機能

が維持されるような取り組みを続けてまいりたいと考えてございます。

7番（佐藤八郎君） ただいま北原議員、渡邊議員からあったスマートフォンの問題でありますけれども、仮設、仮設と言っていますけれども、仮設公営宿舎では20%の村民がもう居住していないような状況の中でのこのものを入れる予算を使う、これ、誰か村民がタブレット以外のものをぜひ導入してほしいという何か要望か希望でも村でとっていらっしゃって、このような方向に。これやるけれども使われないという予算になったら何もならないとなるんですけれども、この、ここにこういうシステムにする必要性と村民からの要望というのはどの会議で、区長会とか何かで出されたのか。いろいろな審議会でもいっぱいあるようなんですけれども、まず伺っておきます。

総務課長（愛澤伸一君） 先ほど来答弁申し上げておりますが、これは村民からタブレットやめてくれなどという要望は全くございません。国のほうから現在まで、平成24年度からタブレットの運用始まっていると聞いておりますけれども、こういった個人のデータ通信費について、引き続き公費で負担することはなかなか難しいというようなお話をいただいております。これにかわる、いわゆるセーフティーネットの一環として、このシステムを構築しておきたいということをお願いしている予算でございます。こちらにつきましては、一度システムを構築すれば、あとは次年度以降の新たな経費というのは発生しないというわけでございまして、一度つくるための、システムをつくるための費用ということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

7番（佐藤八郎君） そうしますと、タブレットの要求、必要だという要望にかわるもので、スマートフォンで見られるようにという、この辺はうまく整合性が、村民にとって今よりも利用率が高まるというようなことになるのでしょうか。

総務課長（愛澤伸一君） 再三答弁申し上げておりますが、現在のタブレット、2,400台ほど村民の皆様のところについてございまして、この通信費を国の補助金で賄っているところでございます。このたび、国のほうから29年度以降の財政運営について、これを維持するための費用負担はなかなか難しいというようなお話をいただいているということでございます。ただ、これにかわって、村のほうで国から補助金がないものについて、年間4,000万円も費用を村の負担としてこれを維持していくことは村の財政上大変厳しいということでございますので、こちらのほうは、もし国から補助金が打ち切られた場合には、残念ながら村としての単独の対応はできないのかなと考えているところでございます。先ほど来申し上げておりますけれども、いわゆるWi-Fiという環境が整っているところにあるタブレットにつきましては、その通信の仕組みを切りかえていただければ、Wi-Fiのほうに切りかえていただければ、引き続き通信をしていただくことが可能だということですので、現在配付されているタブレットご利用の中には、そういう仮設にお住まいの方、あるいはご家庭の中でWi-Fi環境のある方については、引き続きタブレットをご利用いただけるのかなと思っております。また、行政と住民の皆様との情報のやりとりにつきましては、このタブレットだけじゃなく、議員もご承知のとおりでございますが、各文書、広報、お知らせ版、重要な案件についてはダイレクトメールでありますとか、あるいは自治会からの連絡網でありますとか、それぞれに情報連絡網は

何重にも構築していると考えてございますので、そちらのほうで代替していただくしかないのかなと考えているところでございます。

7番（佐藤八郎君） 今、課長が言っているようなことを村民に十分に周知されて、Wi-Fiに切りかえればオーケーとか、ある一定の部分で加入して負担若干ありますけれども、そちらになればさらに有効利用できるんだというようなことをきちんと周知されるということですか。

総務課長（愛澤伸一君） 本議会において、予算がお認めいただければ、今後そういった住民周知の作業に入ってまいりたいと考えております。

7番（佐藤八郎君） 19ページにおける簡易水道事業特別会計、センター地区での村負担金ということで、配管交換というように説明聞いたような気がするんですけども、この配管はいつされたもので、交換というふうになるんでしょう。

建設課長（高橋祐一君） 簡易水道特別会計の繰出金という部分かと思われませんが、水道の特別会計のほうでもお話あるのかなと思いますけれども、現在、センター地区ですね、この伊丹沢周辺のセンター地区の給水確保に関しては、飯館中学校の裏側にあります調整池ですね、そこに笠石の方からポンプアップをして、そこから高低差を利用した供給という流れになっております。なかなか学校でのプールの使用とか、そういうときには供給が間に合わないということもありましたし、今回の土取り場の関係もありましたので、それをポンプで常に給水できるようにしたということで、調整池を普通の配管で圧送でこのセンター地区に供給するために行う事業に対しての繰出金という形になっています。事業的には、帰還再生加速化交付金ということで、3分の2の事業補助という形で、あとは残りは特交で補填されるということで、とりあえず100%の事業で、今、計画をしていた中での繰出金になっております。

7番（佐藤八郎君） これ、センター地区できたときからの配管なのかどうかですけれども、村内でのいろいろな簡易水道事業の中での配管が心配だという点はあるんでしょうか、ないんでしょうか。

建設課長（高橋祐一君） 今の供給に関しては、水道の統合事業で既に整備済みということで、配管に関しては、今のところ問題ないと考えております。

7番（佐藤八郎君） 災害時における農業基盤整備測量設計、これはその下の基盤整備、災害復旧だということですが、これは、件数かなんかは説明あったんでしょうか。

建設課長（高橋祐一君） これは、昨年度の9月の豪雨災等で被災した箇所への復旧の対応という形になっております。昨年度の豪雨災害に関しては、災害復旧事業等いろいろな事業を盛り込みながら、復旧していきたいというふうに考えているわけですが、今回事業採択、これについても再生加速化交付金事業ということで、その中の事業採択に該当するというので、委託料に関しましては13カ所の委託料を計上しております。工事請負費に関しては14カ所ということで、いろいろ災害査定で、1地区に関しては査定のとときに設計をしたんですが、査定に該当にならないということで、今回の事業の中で工事をしていきたいと考えております。

7番（佐藤八郎君） 「いいたてまでいないちご」、これ試供品で製造、ふるさと納税者にと

いうことであるようですけれども、現況としては1万2,000袋出たんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） おただしの件は21ページのふるさと納税返礼品製造業務についてかと思っておりますが、この返礼品というものが、今まで、26年度に県のほうで取り組んでいただきました「いちごランド」を原材料としたフレーバードティー、紅茶の中にイチゴの部分を入れてやってきたと。27年度については、村が県の補助を受けてPR活動をしてきたということで、今年度については販売的な部分とかですね、商品化に向けていろいろ検討しているところではありますが、今回、28年度にふるさと納税をいただいた方々に、来年度返礼するという、御礼の部分をするというときに、フレーバードティーを入れて返礼しては、御礼をしてはということで、今回、来年度の返礼に向けて謝礼に向けての製造業務をするということの委託でございます。それで、今までですと缶の中に入っているものであったんですが、今回、検討もしていきたいと思うんですが、ティーパック式ですね、お湯をそそぐと飲めるというようなティーパック式ですね、今のところ2.5グラムぐらいのティーパックを1万2,000袋というようなことで考えていきたいということでございます。以上でございます。

7番（佐藤八郎君） 1万2,000袋はそうするとこれからティーパック製造する、そしてふるさと納税者に配付するというので、今のところこのふるさと納税者の口数というのは、これからの方々に配付ということなのか、今までの納税者にもということなのか。

復興対策課長（中川喜昭君） 今のところ考えておりますのは、ふるさと納税については27年度から始まっているということで、それの方については28年度に入りましてから御礼等してきたということでありますので、ここのイチゴのティーパックについては28年度でいただいた方々、納税をいただいた方々ということで考えております。あと、その方々を含めまして、実は今年の3月に求評会ということで、お茶の部分をお披露目したところありますが、その際にモニターの方々を2,500人ほど募っております。そこで抽選をしてやった方で外れた方が2,000人いるということもありますので、ふるさと納税プラスそういう2,000人の方もPRという意味合いで、PR用の部分でも考えているところでございます。以上でございます。

7番（佐藤八郎君） 先ほどありました、学校など再開の計画でありますけれども、3億1,482万円という現在の予算でありますけれども、これ、仕上がって再開となるまでの予算額見通しはどのぐらいになっているのか、これからいろいろな業務でてくるんでしょうけれども。

教育長（中井田 榮君） 今回の補正につきましては、実施設計分でありまして、基本設計と実施設計をやらせていただいて、今ほどのご質問にありますように、全体的にはどうなっているのかということかと思っておりますけれども、全体で26事業で34億円の事業を進めていきたいと考えております。大きくは、中学校の改修部分と、さらには小学校の体育館、さらには給食センターと認定こども園、あと体育館の改修、プールの新築という形で、全体で中学校エリアとしては26事業で34億円の事業をすすめているところであります。

7番（佐藤八郎君） 飯館中の大規模改修が、大規模改修でなくて新たにつくり直したほうが予算的にどうなのかという考えもあるんですけれども、その辺は考慮されたんでしょう

うか。

教育長（中井田 榮君） 改修につきましては、お金がかかるということで、今ご質問のあったような内容も、実は、できないものかという話はしたんですけども、とにかく補助金をもらって、学校を建てているという関係があって、耐用年数の関係で解体はできないということでもありますので、今ある中学校を有効利用させていただきながら改修をして、学校運営をしていきたいと考えています。

7番（佐藤八郎君） 学校再開について、認定こども園云々ありましたけれど、先ほど。裏山と周辺地域、除染が進んでいるということで、来年1年の中で、29年度ですね、大分放射線量なり子供に危険を及ぼすもの、いかにしていくという目標を持っているわけですか。

教育長（中井田 榮君） あそこ、関係省のほうで力を入れて特別にということで除染をしていただいております。当初、3マイクロシーベルトあった線量が、現在は0.3というようなことでございます。さらにあそこのアスファルトを剥いで、再整備をするということでもありますので、さらに線量は下がると考えておりますので、1人でも多くの子供たちが帰ってきていただけるように、環境整備は十分に進めていきたいと考えております。

7番（佐藤八郎君） 昔からこの地域を知っている方は、花塚山一帯の風雪、全てここに集中してくるというふうに見ているんですけども、教育長も知っているように放射能はそういうものに左右されてほこりとともに移動するわけでもありますけれども、そういう点では子供たちの健康に対して大丈夫なんでしょうか。

教育長（中井田 榮君） 今現在としては、先ほどお答えしましたように、十分にあそこ、頂上まで剥ぎ取りをし、さらに泥吹きつけをし、防護をしながら除染をしていただいておりますし、今後につきましても再整備をしながら線量を下げることと、あとさらに学校整備につきましては、実施設計の中で健康管理も十分に配慮しながら設計をしてまいりたいと考えております。

7番（佐藤八郎君） 先ほど27ページのスポーツ公園エリアですけれども、先ほどの話だと野球場とか陸上競技場の土木関係の云々という話ありましたが、そのほかいろいろな意味で全体的にスポーツ公園を利用していくためには、このエリアの考え方と、仕上がりまでの予算総額というのはどの程度見えていますか。

生涯学習課長（藤井一彦君） まず、施設の全体の概要を改めてご説明いたしますと、陸上競技場のほうは全天候型の400メートルの8レーンのトラックをつくると。中側の人工芝のサッカー場ということでもあります。本部席も改修をいたしまして、照明などもつけてまいりたいと考えております。野球場のほうは人工芝のグラウンドでということでもあります。テニスコートのほうは半分を屋内の運動施設ということでテニスだったりフットサルのようなものができる施設として、雨天とか冬期間も運動できる施設としてつくりたいと。半分は屋外のテニスコートとしてつくり直したいと思っております。また、今、大きなトイレがあるところに、管理棟を建て直しまして、そこにはミーティングルームであるとか、トイレとか、更衣室、シャワー室なども設けていきたいと考えております。そのほか、駐車場が、このエリア全体の駐車場として整備をしていきたいと思っております。

ます。そのほかあそこの園路とか植栽関係なんかも改めて、除染もしていただいていますけれども、改めて整備をして、散歩に來れたり、いろいろウォーキングができたりとかいう形で、整備をしていきたいと考えております。こういった形で、非常に総合的な運動公園として、整備をしてまいりますので、大きくは学校の部活動であったり、体育の授業であったりということで、十二分に使っていただきたいと思うところであります。また、スポーツ少年団であったり、スポーツクラブであったり、あとは地域の地区大会の会場にも使えるのではないかと考えておりますし、そのほか、例えば大学とかそういった合宿なんかもできるところも今後模索していきながら、いろいろな人に使っていただいて、ここが安心して使える施設なんだというようなイメージを出していくことで、少しでも若い方々が戻ってこれるような使い方もしていきたいと考えているところでございます。あと、事業費のトータルでございますけれども、設計から工事まで全部含めますと23億7,000万円ほど、今、見積もっているところでございます。以上です。

7番（佐藤八郎君） 県内の川内とか田村、檜葉、いろいろ帰村状況を見ていく中で、どうも予算のかけ方、これは今のうちでないと復興予算がもらえなくなるというのが前提に、どうも無理な予算の支出になっているように思うんですけれども。どのぐらい、例えばスポーツ公園でありますと、スポーツ関係団体のいろいろな会議の中ではどの程度の運営活用がされるという見通しなど審議されているのでしょうか。

教育長（中井田 榮君） これから整備をしていくわけでありまして、これから各団体に声をかけながら、利用は図っていきたいと思いますけれども、とにかく、現在の復興期間のときに整備をしないと、なかなか今のタイミングでないと、国からのお金もこないということもありますので、とにかく将来の飯館村のために、最大限整備を図って1人でも多くの村民が帰ってこれるような形にしていきたいと考えております。

7番（佐藤八郎君） 今でないと取れない予算という、今の国との関係の仕組みでそういうふうになっているんでしょうけれども、つくる、活用はなかなか進まない、維持管理費だけ膨らんでいくというふうにはならないのでしょうか。

教育長（中井田 榮君） 現在、今まで震災前は、6つの施設があったということで、だいたいランニングコストにすると3,700万円くらいかかっていたわけでありまして。今回、改修なり再整備をしたらば、幾らくらいかかるのかなということで、概算で出しておりますけれども、年間2,500万円くらいはかかる。下がったからいいんじゃないかという話ではなくて、これから再整備をしながらとにかく魅力ある村にしていくためには、ある程度、今回の復興期間の中でお金を使いながら再整備をしないとなかなか進まないという部分がありますので、その辺ご理解いただいて、この復興期間の中で、整備を進めていければと考えております。

6番（伊東 利君） 1点、お聞きします。

18、19ページにありますきこりの修繕工事であります。3,049万8,000円という補正予算が計上されていますが、説明では厨房、テラスの修繕と伺ったような気がするんですが、この修繕工事の内容について改めてお聞きします。

復興対策課長（中川喜昭君） きこり改修につきましては、27年度から改修しております、

27年度については玄関から入りましてフロントを通りまして、両端の小上がり座敷とか、その前の研修室、あとは奥の浴室等ということで改修工事をしております。当初の計画では、2カ年ではなくて1年間でやりたいということで、昨年度全面改修ということで事業費を、設計を組んでおったんですが、国の交付金の関係でどうしても2カ年にまたがらなければならなくなってしまうということで、昨年は今言ったフロントから入ったところ、あと浴室等をやっておりまして、今年度については当初で宿泊棟の研修室、宿泊できる場所と、あとは厨房と研修棟ということで、宴会などで使っている奥の部屋のほうですね、これらを直すということで、当初で9,200万円程度とっておりました。それでその後、国のほうに今年度の交付金の申請をする際に、昨年度計画した中で、厨房器具ですね、上物はすべて更新できたんですが、下のシンクとか調理台とかそれは復興交付金では見れませんというような形であったものですから、当初にその部分が入っていなかったとか、あとはそれに伴って土間の、いわゆるコンクリートもみんなはじめる格好になったものですから、その修復とか、あとは一番奥の研修棟の奥に楕円形の、外側にテラスがあるんですが、それは塗装のみということだったんですが、何しろ放射性物質が付着していますということを強く言いましたら、全て板を外して張りかえができるということで、当初で見ていたよりも交付金事業で、村としてこれから交流人口を図るとか人を呼び込むにもきこりは大切な施設だということで、やはり除染をしながら、やったところがなかなか落ちないという部分はすべて張りかえるという部分で、国のほうと交渉した結果そういうものが認めていただいたということで、そこで今回の補正額の2,982万2,000円を増額させて、そういうものを全て改修していきたいという内容になったという形でございます。以上であります。

6番（伊東 利君） そうしますと、この補正でこの工事が進めば、本来のきこりの全てのものが完了したと、こういうことになるんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 今回、昨年度の残り分も今年度やるということで計画しておりますので、建物自体の改修は全て終わると考えております。

6番（伊東 利君） そうしますと、ちなみに帰村と同時にきこりの営業は全て再開可能と、こういうことと理解してよろしいんですか。

副村長（門馬伸市君） 環境的には、そういう状況になると思いますが、いざ実施となれば、例えば宿泊する、そうすると料理のことなんかも当然出てきますので、利用率何かも考えますと、すぐには厨房に調理する従業員を配置してスタートできるかなということを考えますと、ちょっと今は無理かなと。当面、宿泊だけ、素泊まりと言うんですかね、通称、それは村の施設ですから、布団を用意して、布団は全部これからになりますが、素泊まりで例えば仕出しなんかでそういう場を設けるというのは可能だと思いますが、震災前のように、同じようなスタートは無理だと思っています。

6番（伊東 利君） 今、副村長のお話で、もっともと思うんですけども、帰村をして全てが来ないというのは当然ですけども、多少なりとも帰ってきて生活をするわけでありまして。いろいろな各種団体、いろいろな集まりがあって、いろいろな会合が持たれ、いろいろな懇親の場ということも当然出てくるんだと思います。しかし今の状況では、地

域における商工会等でそういう飲食業務が果たして可能なのかどうか、まだ見通しが立っていない状況にある。そうしますと、やはりそこに向けては、早急に、そういう見通しを立てて、やはり村民がそういうところで、泊りはできるという状況にはあるということですが、やっぱり懇親を深めてもらったりする場として、私は絶対早急に、そういうような部分だと思っておりますので、そういう準備をするべきだと思います。以上です。

副村長（門馬伸市君） 今、申し上げましたように、経営的なことも当然出てきますので、あと飲食関係については、商工会の飲食店組合の中で、今回の国の補助を使って、あるいは県の補助を使って、村に戻ってやりたいということで、施設の改修なんかも計画している業者もいるようですので、そういうところに仕出しなんかもお願いできれば、そういう場もセッティングできるのかなと思っておりますが、以前のようにきちっとということにはなかなか難しいと思っておりますので。できるだけそういうふう近づけば、帰村する人が多くてそういう状況になれば一番いいのかなと思っておりますが、なお引き続き、その件についても検討してまいりたいと思っております。

3番（菅野新一君） 21ページなんですけれども、28年の補正で見ると里山再生モデル事業ではどのような内容になっていますか。

復興対策課長（中川喜昭君） 21ページの里山再生モデル事業運営支援業務ということで、委託料でございますが、この件につきましては一般質問あと決算委員会の中でもお話をさせていただいたり、ご議論いただいたところでありますが、今、現在国のほうから実証事業ということで、里山再生モデル事業ということで、先般、4自治体の部分が決まったということでありますが、村としましても一応事業計画を、方針ですか、考え方を出しながら、今後国のほうと協議をしていくということでありますけれども、そういう中で大きくは3つの内容にしております。林内生業再開に向けた実証ということで間伐活用の実証とかですね、あとは森林内の流出防止対策とかそういうものをまず1つ上げております。あと2つ目には、村民の生きがいづくりということで、議会の中でも議論いただきました山菜などを栽培してはどうなんだというような話も、提案としてありましたので、これらの実証はどうなのかなど。あとは、仕事づくりということで、里山での簡易的な作業などをやった際に、人員数とか時間とか必要経費などもこのモデル事業で検証していきたいと。あと、大きくは3つ目が木質バイオマスの考え方ですね。これはいろいろ、前にも方針、計画といいますか、方針なども出されておりますが、その具体的な部分をどんなふうにしたらいいかというようなことですね、経営的な面、あとは残る灰の処理の、処分方法とか、そういうものをなかなか村だけではできないということで、今回この事業運営支援業務ということで、委託事業で専門知識を持っているような業者にお世話になりながら、村としての里山再生モデル事業をやっていければというような考えでの補正でございます。以上であります。

3番（菅野新一君） それで、これ388万円の予算なんですけれども、これは本当ならもっと大きく予算をつけて、それで国の補助ができるからってスポーツ公園とか何とか見通しのつかないところに予算をつけて、このあれがあれかなと思うの。もっと放射能の心配

がみんなしてなかなか戻れないというところがあるから、あいの沢が入り口が0.3であっても後ろに行くと1.2と違ってある状況が見られるわけ。だからそういうことで、やっぱりもっとそういうのも考えなくちゃならないかなと思って提案しました。

復興対策課長（中川喜昭君） 今回のこの補正につきましては、計画づくりということでもありますので、先ほど村として案として出したものを、いろいろ村の考え方をどんなふうにもとめてこの事業に結びつけるかというような計画づくりということでもありますので、この予算でこの計画はできるというふうに村としては考えているところでもありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（大谷友孝君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

7番（佐藤八郎君） ただいま議案第72号、いろいろ審議させていただきましたけれども、この間ずっと、村民の中で私が住所のわかる連絡とれる方々と、お話ししている村民の声や要望、そういうものとは大分かけ離れた施設云々の多額の出資、ほとんど公債費で100%近い補助があるからということでもありますけれども、今後の維持経費やら後年度負担というのは必ずあるというふうに思われますので、この予算に対しては私は反対という立場と、非常に不安を持つものであります。以上であります。

こほかに討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） これで討論を終わります。

これから、議案第72号「平成28年度飯館村一般会計補正予算（第6号）」を採決します。この採決は、起立によって行ひます。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

議長（大谷友孝君） 起立6人。起立多数です。

よって、議案第72号「平成28年度飯館村一般会計補正予算（第6号）」は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10、議案第73号 平成28年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議長（大谷友孝君） 日程第10、議案第73号「平成28年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第73号「平成28年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を

採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(大谷友孝君) 異議なしと認めます。

よって、議案第73号「平成28年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11、議案第74号 平成28年度飯舘村後期簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

議長(大谷友孝君) 日程第11、議案第74号「平成28年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(大谷友孝君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(大谷友孝君) 討論なしと認めます。

これから、議案第74号「平成28年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(大谷友孝君) 異議なしと認めます。

よって、議案第74号「平成28年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12、議案第75号 平成28年度飯舘村介護保険特別会計補正予算(第2号)

議長(大谷友孝君) 日程第12、議案第75号「平成28年度飯舘村介護保険特別会計補正予算(第2号)」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(大谷友孝君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(大谷友孝君) 討論なしと認めます。

これから、議案第75号「平成28年度飯舘村介護保険特別会計補正予算(第2号)」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(大谷友孝君) 異議なしと認めます。

よって、議案第75号「平成28年度飯舘村介護保険特別会計補正予算(第2号)」は、原

案のとおり可決されました。

◎日程第13、議案第76号 平成28年度飯舘村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議長（大谷友孝君） 日程第13、議案第76号「平成28年度飯舘村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第76号「平成28年度飯舘村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第76号「平成28年度飯舘村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14、議案第83号 大谷地団地1期・2期既存住宅解体工事請負契約の変更について

議長（大谷友孝君） 日程第14、議案第83号「大谷地団地1期・2期既存住宅解体工事請負契約の変更について」の件を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第83号「大谷地団地1期・2期既存住宅解体工事請負契約の変更について」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第83号「大谷地団地1期・2期既存住宅解体工事請負契約の変更について」の件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15、議案第84号 災害公営住宅大谷地団地2期住宅建設工事請負契約について

議長（大谷友孝君） 日程第15、議案第84号「災害公営住宅大谷地団地2期住宅建設工事請負契約について」の件を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第84号「災害公営住宅大谷地団地2期住宅建設工事請負契約について」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第84号「災害公営住宅大谷地団地2期住宅建設工事請負契約について」の件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16、議案第85号 飯館村役場議場映像・音響設備機器の取得について

議長（大谷友孝君） 日程第16、議案第85号「飯館村役場議場映像・音響設備機器の取得について」の件を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第85号「飯館村役場議場映像・音響設備機器の取得について」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第85号「飯館村役場議場映像・音響設備機器の取得について」の件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17、議案第86号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長（大谷友孝君） 日程第17、議案第86号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の件を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を省略します。

これから、議案第86号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の件を採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第86号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の件は、同意することに決定しました。

◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 喫飯のため暫時休憩します。

再開は13時10分といたします。

（午前 11時58分）

◎再開の宣告

議長（大谷友孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時10分）

◎日程第18、閉会中の継続審査の件

議長（大谷友孝君） 日程第18、閉会中の継続審査の件を議題とします。

議会運営委員会から、地方自治法第109条の2第4項に規定する事項について、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第19、閉会中の所管事務調査の件

議長（大谷友孝君） 日程第19、閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務文教常任委員会から、帰村に向けた村営住宅改修の状況調査及び村民の住宅状況と今後の見通しについて、産業厚生常任委員会から、帰村に向けた村生活基盤とインフラ整備に係る件について、先進地調査をする旨の申し出があります。

お諮りします。各常任委員会から申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会からの申し出のとおり許可することに決定しました。

◎日程第20、議員派遣の件

議長（大谷友孝君） 日程第20、議員派遣の件についてお諮りします。

お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、派遣することに決定しました。

（「議長、議事進行」の声あり）

ただいま、佐藤八郎君から議事進行申出があります。

◎休憩の宣告

暫時休憩いたします。

再開は、1時30分といたします。なお、議員控室において協議をしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(午後 1時12分)

◎再開の宣告

議長（大谷友孝君） 引き続き会議を開きます。

(午後 1時30分)

議長（大谷友孝君） 佐藤八郎君から、議員の辞職願が提出されています。

お諮りします。佐藤八郎君の議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

したがって、佐藤八郎君の議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎追加日程第1、佐藤八郎君の議員辞職の件

議長（大谷友孝君） 追加日程第1、佐藤八郎君の議員辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって佐藤八郎君の退場を求めます。

(佐藤八郎議員退場)

議長（大谷友孝君） 事務局長に辞職願を朗読させます。

(事務局長朗読)

議長（大谷友孝君） お諮りします。佐藤八郎君の議員の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、佐藤八郎君の議員の辞職を許可することに決定しました。

(佐藤八郎議員入場)

◎閉会の宣言

議長（大谷友孝君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

なお、佐藤八郎君から、発言の申し出がありますので、これを許します。

7番（佐藤八郎君） 議会議員の退任に当たって、貴重な時間をいただきましてありがとうございます。一言挨拶をさせていただきます。

私は、6期、23年間、多くの村民、議員、村三役、役場職員に支えられ、村議会議員として常に村民のためにを信条として活動させていただきました。心より感謝とお礼を申し上げます。

思い起こせば、深谷地区の皆さん、同級生、親戚、多くの村民の方々の、自分たちの生活する中での声、願い、提案を議会、村に届けてほしいということがスタートのように

思っております。そして、議会、村政報告する中で、村民の生活としての問題と議会議員としてやるべきこと、多くの方々から教えていただきました。おかげを持ちまして、長きにわたる活動ができたのであります。本当にありがとうございます。

1人はみんなのために、みんなは1人のためにを信条とし、村民とともに歩んだ23年間、思い起こせば数限りない人生ドラマであります。議会議員としての活動された議員の方々とは、その時々において意見を交わしましたが、村民のためになればとの思いからなので、今となればよい体験だったし、私を成長させてくれるものだったと思います。

議会議員は辞職しましたが、私が多くの村民から受けた人生体験を生かして、健康一番としながら、信条を変えることなく生きてまいります。皆さま、今後ご指導、ご支援くださるようお願いをして退任の挨拶とします。ありがとうございました。

議長（大谷友孝君） 平成28年第8回飯館村議会定例会を閉会いたします。

長い間、ご苦労さまでした。

（午後 1時33分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年9月16日

飯館村議会議長 大谷友孝

同 会議録署名議員 伊東 利

同 会議録署名議員 佐藤 八郎

同 会議録署名議員 飯 樋 善一郎